

課 長	技術総括	課長補佐	課 員	担 当

特 記 仕 様 書 （改修工事）

I 工 事 概 要

1. 工 事 名 HCU改修工事
2. 工事場所 笠間市鯉淵 6528
3. 敷地面積 55,424.23 m²
4. 建設工事その他概要（建物名称、構造、階数、建築面積、延べ面積、等）
 - (1) 工事範囲 ※図示
 - (2) 建物概要
(全体)

建物名称	がんセンター	
構 造	RC 造一部 S 造	
階 数	地上 5 階	
建築面積	1,504.36 m ² (病院全体 20,953.36 m ²)	
延べ面積	5,582.01 m ² (病院全体 43,788.38 m ²)	

5. 別途工事

- ・
- ・
- ・

(H12. 04. 01 作成)	(H17. 05. 15 改定)	(H25. 05. 15 改定)	(H31. 04. 25 改定)
(H13. 10. 01 改定)	(H17. 10. 01 改定)	(H26. 05. 15 改定)	(R02. 04. 30 改定)
(H14. 05. 30 改定)	(H18. 05. 15 改定)	(H27. 05. 15 改定)	(R03. 04. 30 改定)
(H15. 06. 01 改定)	(H19. 07. 01 改定)	(H28. 04. 25 改定)	(R04. 05. 15 改定)
(H15. 09. 01 改定)	(H23. 06. 01 改定)	(H29. 04. 25 改定)	(R05. 05. 15 改定)
(H16. 05. 15 改定)	(H24. 06. 01 改定)	(H30. 04. 25 改定)	

Ⅱ 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、☐を付けたものを適用する。

☐ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）

☐ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）（以下、「標準仕様書」という。）

☐ 建築工事標準詳細図（令和４年版）（以下、「標準詳細図」という。）

・建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。

(3) 本特記仕様書の表記

1) 項目は、番号に☐のついたものを適用する。

2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。・印のみの場合は適用しない。

◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

◎印と☒印の付いた場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

4) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項 目	特 記 事 項
1 各章共通事項	1 適用区分	・ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速 (V_0= m/s) 地表面粗度区分 (・ I ・ II ・ III ・ IV) ・ 積雪荷重 平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1455 号における区域 別表 () ・ 大地震動時の非構造部材の変形追従性能を確認する場合の層間変形角 ・ $1/200$ ・ $1/150$ ・ $1/120$ ・ ・ 図示 () 確認箇所 ()
	2 環境への配慮	[1.4.1] (1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発生建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第三種ホルムアルデヒド発生建築材料 ④建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

章	項 目	特 記 事 項
	3 材料の品質等	[1.4.2] (1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5)に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥のすべての事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフトレン、吸水調整剤、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鑄鉄製ふた (6) 「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。 また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「令和5年度茨城県グリーン購入推進方針」に定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。 (7) (1) から (6) を満たすものが県産品で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。県産品とは、「茨城県内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。 なお、県産品のうち木材については、県内の森林から合法的に産出された木材を使用することとし、「いばらき優良木材証明制度」に基づく証明書など、県産木材であることが確認できる資料を提出して監督員の承諾を受けることとする。

章	項 目	特 記 事 項																						
	4 石綿含有建材の調査	[1.5.1] 調査 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（－） ※分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 <table><tr><th>材料名</th><th>定性分析方法</th><th>定量分析方法</th></tr><tr><td>吹付石綿</td><td>(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)</td><td>(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)</td></tr><tr><td>石綿を有する断熱材</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td>石綿を有する保温材</td><td>同上</td><td>同上</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ※工事対象の各室・	材料名	定性分析方法	定量分析方法	吹付石綿	(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)	石綿を有する断熱材	同上	同上	石綿を有する保温材	同上	同上										
材料名	定性分析方法	定量分析方法																						
吹付石綿	(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)																						
石綿を有する断熱材	同上	同上																						
石綿を有する保温材	同上	同上																						
5	室内空気中の化学物質の濃度測定	[1.7.9] 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンについても対象とする。）の濃度を測定し、測定結果を監督員に報告すること。 採取方法及び測定方法は、厚生労働省が示した室内空気中化学物質の標準的な方法とし、ホルムアルデヒドの測定方法は、ジニトロフェニルヒドラジン（DNPH）誘導体化固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法により、その他の揮発性有機化合物の測定方法は、固相吸着／溶媒抽出法とガスクロマトグラフ／質量分析法の組み合わせにより行い、パッシブ型採取機器により行うこと。 測定対象室は、平成15年4月1日通知「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」に準じ、下表の数を標準とする。（指針値は、付記事項の7を参照） <table><tr><th>室の床面積 A(㎡)</th><th>A≤50</th><th>50<A≤200</th><th>200<A≤500</th><th>500<A</th></tr><tr><td>測定箇所数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> 室内空気中の化学物質の濃度測定対象室箇所数表 <table><tr><th>室名（測定対象室）</th><th>床面積</th><th>測定箇所数</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 着工前の測定 ・ 行う	室の床面積 A(㎡)	A≤50	50<A≤200	200<A≤500	500<A	測定箇所数	1	2	3	4	室名（測定対象室）	床面積	測定箇所数									
室の床面積 A(㎡)	A≤50	50<A≤200	200<A≤500	500<A																				
測定箇所数	1	2	3	4																				
室名（測定対象室）	床面積	測定箇所数																						

章	項 目	特 記 事 項
	6 埋設配管・配線埋設配管・配線	あと施工アンカー工事 6章及び8章による コア抜き、はつり工事等 ※既存資料調査 ・探査機（電磁誘導法又は電磁波レーダー法）による探査 配管・配線等の位置の墨出を行う 範囲 ※図示 ・ ・放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。 (1)作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督員に提出する。 (2)放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業員以外の立入禁止措置を講ずる。 (3)露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4)付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5)躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数 枚 フィルムサイズ コンクリート厚さ cm
	7 リサイクルの優先順位	(1)発生抑制の徹底 (2)現場分別の徹底 (3)再使用の徹底 (4)再資源化・再生資材利用の徹底 (5)適正処理の徹底 (再資源化に係る作成書類は、付記事項の6を参照)
	8 発生材の処理等	・発注者に引渡しを要するもの ※なし ・あり 処理方法 () ・特別管理産業廃棄物 ※なし ・あり 処理方法 () ・現場での再利用を図るもの ※なし ・あり 品 目 ()

章	項 目	特 記 事 項		
9	技能士	[1.7.2]		
		工事項目	技能検定職種	技能検定作業
		仮設工事	とび	・ とび作業
		防水改修工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業
				・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
				・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業
				・ 合成ゴム系シート防水工事作業
				・ 塩化ビニル系シート防水工事作業
				・ セメント系防水工事作業
				・ シーリング防水工事作業
		外壁改修工事	左官	・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業
				・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
				・ FRP防水工事作業
				・ 左官作業
		外壁改修工事	タイル張り	・ タイル張り作業
			樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業
			塗装	・ 建築塗装作業
			建具改修工事	サッシ施工
		ガラス施工		・ ガラス工事作業
		自動ドア施工		・ 自動ドア施工作業
		内装改修工事	内装仕上施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業
				・ カーペット系床仕上げ作業
				・ 木質系床仕上げ工事作業
				・ ボード仕上げ工事作業
		内装改修工事	鋼製下地工事作業	・ 鋼製下地工事作業
				・ 化粧フィルム工事作業
				・ 建築大工
				・ 表装
		塗装改修工事	塗装	・ 建築塗装作業
		耐震改修工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
			型枠施工	・ 型枠工事作業
			とび	・ とび作業
コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業			
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	ブロック建築	・ コンクリートブロック工事作業		
	E-ILシーパ ー施工	・ E-ILシーパ ー 工事作業		
石工事	石材施工	・ 石張り作業		
舗装工事	路面標示施工	・ 溶融ペ ントハンド マーカー工事作業		
植栽工事	造園	・ 加熱ペ ントマシンマーカー工事作業		
		・ 造園工事作業		
屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業		
	かわらぶき	・ かわらぶき作業		
10	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。		
11	既存部分との取合い	工事中に取合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は、原型に復する。		
12	設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。		
13	他工事又は他工種との取合い	工事区分表による。これにより難しい場合は監督員と協議する。		

章	項 目	特 記 事 項
	14 契約直後・施工中の提出書類	契約書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、契約時又は施工中に以下の書類を監督員に提出する。 契約直後に提出する書類 ※コリンズへの登録が確認できる書類（付記事項2参照） ※火災保険等（法定外の労災保険を含む）に加入したことを証明できる書類 ※建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書の写し ※その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数 施工中に提出する書類 ※施工体制台帳の写し ※施工体系図の写し ※規格品証明書（原品証明書、同等品試験証明書、試験成績書等） ・鉄筋圧接部の外観試験報告書 ・鉄筋圧接部の超音波探傷試験報告書又は引張試験報告書 ・機械式継手部の試験結果報告書 ・溶接継手部の試験結果報告書 ・フレッシュコンクリート試験報告書（監督員の承諾を受けたものを除く） ・コンクリート強度試験報告書（監督員の承諾を受けたものを除く） ・構造体コンクリートにおける部材の位置及び断面寸法の許容差出来高管理記録 ・鉄骨工事における建入れ施工管理記録 ・シーリング試験結果報告書（試験成績書） ・タイル工事における接着力試験報告書 ・木材の含水率試験報告書 ・防腐、防蟻処理（証明書等） ・あと施工アンカー引張試験結果報告書（監督員の承諾を受けたものを除く） ・カーテンウォール工事における品質管理記録 ・舗装工事における各種試験結果記録 ・工事実績情報の登録内容確認書の写し ※産業廃棄物処理関係書類（産業廃棄物運搬委託契約書及び許可書の写し、産業廃棄物処理委託契約書及び許可書の写し等） ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し ・室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定報告書 ※建設副産物実態調査に関する出力調査票 ※その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数

章	項 目	特 記 事 項																				
	15 完成時の提出書類	(1.7.1～1.7.3) (表 1.7.1) 契約書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、完成時に以下の書類を監督員に提出する。 ※完成図 ※作成する 提出書類及び部数 ・原図（・A1 ・A2 ・A3） 部数 1部 ※製本（・A1 ・A2 ※A3） 部数 1部 ※CAD データ（JWW 形式及び PDF 形式） 部数 CD-R（1枚） ・作成しない ※写真 <table><tr><th>適用</th><th>内容</th><th>枚数</th><th>提出方式</th><th>部数</th></tr><tr><td>※</td><td>工事写真</td><td>適宜</td><td>電子データ（JPEG 形式）</td><td>CD-R（1枚）</td></tr><tr><td>※</td><td>完成写真（支払用：内外観）</td><td>各2枚以上</td><td>A4 版</td><td>1部</td></tr><tr><td>・</td><td>完成写真</td><td>適宜</td><td>・カー印画紙キャビネットアルバム綴じ ・電子データ</td><td>・1部 ・CD-R</td></tr></table> カー印画紙キャビネットアルバム綴じは黒表紙金文字入りでサイズはH320 X W300程度とする 完成写真（カー印画紙キャビネットアルバム綴じ）の撮影業者 ※建築完成写真の撮影実績のある者で、監督員が承諾する撮影業者 ※保全に関する資料 部数 ※1部 ・防水保証書（9-1. 2. 3. 4は10年） 部数 ※1部 ※コリンズへの完成登録が確認できる書類（付記事項2参照） ※その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数	適用	内容	枚数	提出方式	部数	※	工事写真	適宜	電子データ（JPEG 形式）	CD-R（1枚）	※	完成写真（支払用：内外観）	各2枚以上	A4 版	1部	・	完成写真	適宜	・カー印画紙キャビネットアルバム綴じ ・電子データ	・1部 ・CD-R
適用	内容	枚数	提出方式	部数																		
※	工事写真	適宜	電子データ（JPEG 形式）	CD-R（1枚）																		
※	完成写真（支払用：内外観）	各2枚以上	A4 版	1部																		
・	完成写真	適宜	・カー印画紙キャビネットアルバム綴じ ・電子データ	・1部 ・CD-R																		
	16 引渡物	※鍵は1カ所につき、3個を1組とし、プラスチック札に室名を記入して提出する。 ※マスター鍵は、1組3個とし、木製及び金属製建具共通とする。 ・スチール製キーボックス																				
	17 埋蔵文化財	※文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地内 ※掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、教育庁文化課担当と協議を行うこと。 ※掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。																				

章	項 目	特 記 事 項
2 仮設工事	1 騒音・粉じん等の対策	[2.1.3] ・ 防音パネル ・ 防音シート 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・
	2 足場	[2.2.1] [表 2.2.1] 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場 ・ 設置する(設置範囲 ・ 図示 ・) ・ 設置しない 防護シート ・ 設置する(設置範囲 ・ 図示 ・) ・ 設置しない 内部足場 ※設置する(※脚立、足場板等 ・) ・ 設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 種別 (・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種) C種：利用可能なエレベーター () D種：利用可能な階段 ()
	3 既存部分の養生	[2.3.1] 1) 養生の方法等 ※既存部分 養生の方法(※ビニルシート、合板 ・) ※既存家具、既存設備等 養生の方法(※ビニルシート等 ・) ※既存ブラインド、カーテン等 養生の方法(・ ビニルシート等 ・) 保管場所 (・ 図示 ・) ・ 備品、机、ロッカー等の移動 (・ 図示 ・) 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	4 監督員事務所	[2.4.1] ・ 設ける 規模： m ² 程度 仕上げる程度： 程度 備え付ける備品： ・ 机 脚 ・ 椅子 脚 ・ ロッカー 台 ・ 書棚 台 ・ ホワイトボード ・ 製図板 ・ 掛時計 ・ 寒暖計 ・ ゴム長靴 ・ 雨合羽 ・ 保護帽 ・ 懐中電灯 ・ 安全帯 ・ 受注者加入電話の子機 ・ 暖冷房機 ・ 消火器 ・ 湯沸器 ・ 掃除具 ・ その他 () ※設けない
	5 工事用水	構内既存施設の利用 ・ なし ※あり(※利用できる(有償) ・ 利用できない)
	6 工事用電力	構内既存の施設 ・ なし ※あり(・ 利用できる(有償) ※利用できない)

章

項目

特記事項

7

仮設間仕切り

[2.3.2][表 2.3.1]

1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ※図示

2) 仮設間仕切りの種別と材質等

種別	下地	仕上げ (厚さ mm)	塗装	充填材
・ A 種	・ 木	※せっこうボード	・ あり	※有り
※B 種	※軽量鉄骨	種類 () 厚さ (※9.5mm mm)	※なし	
		・ 合板 材種 () 厚さ (※9mm mm)		
※C 種	単管	防災シート		

充填材 ※グラスウール 32K (厚 : 50mm 以上)

3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所	充填材
※木製	※合板張り程度	※無	※図示	・ 有
・		・ 片面	・ か所	・ 無

充填材 ※グラスウール 32K (厚 : 50mm 以上)

8

工事看板

[2.4.1]

※設置する

設置の場所 ()

記載事項 (・ 工事番号 ※工事名称 ※発注者 ※設計者 ※監理者 ※工期
※施工者)

大きさ (※H900mm×W1800mm 程度)

・ 設置しない

章	項 目	特 記 事 項																																							
		改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3.3.3 から表 3.3.9 による ・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ 用途による区分 () 材料構成による区分 ※R 種 厚さ () mm 以上 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3.3.3 から表 3.3.9 による ・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ 用途による区分 () 材料構成による区分 ※R 種 厚さ () mm 以上 平場の保護コンクリートの厚さ こて仕上げ ※水下 80mm 以上 ・ 床タイル張り ※水下 60mm 以上 ・ 立上り部の保護工法 ・ 乾式保護材 (品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による) 窯業系パネル I 類 厚さ () mm 幅 () mm ・ れんが押え (※JIS R 1250 ・) ・ コンクリート押え ・ モルタル押え (屋内) 屋根露出防水 (既存) 新設防水層の種類別 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改修工法</th><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">施工箇所</th><th rowspan="2">断熱材</th><th colspan="2">仕上塗料</th><th rowspan="2">高日射 反射率 防水</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>種類</th><th>使用量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ M4C</td><td>・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4</td><td></td><td>標準仕様書 9.2.2(9) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・</td><td>・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・</td><td>・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・</td><td>・ 適用 する</td><td>脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない</td></tr> <tr> <td>・ M3D ・ POD</td><td>・ D-1 ・ D-2</td><td></td><td>標準仕様書 9.2.2(9) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・</td><td>・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・</td><td>・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・</td><td>・ 適用 する</td><td>脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない</td></tr> <tr> <td>・ PODI ・ M3DI ・ M4DI</td><td>・ DI-1 ・ DI-2</td><td></td><td>標準仕様書 9.2.2(9) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・</td><td>・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・</td><td>・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・</td><td>・ 適用 する</td><td>脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない</td></tr> </tbody> </table>						改修工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		高日射 反射率 防水	備考	種類	使用量	・ M4C	・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4		標準仕様書 9.2.2(9) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・	・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・	・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・	・ 適用 する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない	・ M3D ・ POD	・ D-1 ・ D-2		標準仕様書 9.2.2(9) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・	・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・	・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・	・ 適用 する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない	・ PODI ・ M3DI ・ M4DI	・ DI-1 ・ DI-2		標準仕様書 9.2.2(9) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・	・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・	・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・	・ 適用 する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない
改修工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		高日射 反射率 防水	備考																																		
				種類	使用量																																				
・ M4C	・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4		標準仕様書 9.2.2(9) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・	・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・	・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・	・ 適用 する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない																																		
・ M3D ・ POD	・ D-1 ・ D-2		標準仕様書 9.2.2(9) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・	・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・	・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・	・ 適用 する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない																																		
・ PODI ・ M3DI ・ M4DI	・ DI-1 ・ DI-2		標準仕様書 9.2.2(9) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・	・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・	・ アスファルト -フィング 類の製 造所の 仕様 ・	・ 適用 する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない																																		

章	項 目	特 記 事 項									
		改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3.3.3 から表 3.3.9 による ・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ 用途による区分 () 材料による区分 ※R 種 厚さ () mm 以上 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3.3.3 から表 3.3.9 による ・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ 用途による区分 () 材料構成による区分 ※R 種 厚さ () mm 以上 絶縁断熱工法のルーフトレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※図示 ・ 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 種類 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・ 設置数量 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・ 個 屋内防水 防水層の種別 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改修工法</th><th>種別</th><th>施工箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ P1E</td><td>・ E-1</td><td></td></tr> <tr> <td>・ P2E</td><td>・ E-2</td><td></td></tr> </tbody> </table> 保護層 ・ 設ける (※図示 ・) ・ 設けない E-1 の工程 3 を行う部位 ※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位 ・ 立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm 程度 ・ 屋上排水溝 ※図示による ・	改修工法	種別	施工箇所	・ P1E	・ E-1		・ P2E	・ E-2	
改修工法	種別	施工箇所									
・ P1E	・ E-1										
・ P2E	・ E-2										

章	項 目	特 記 事 項							
6	改質アスファルトシート防水	[3. 4. 2] [3. 4. 3]							
		屋根露出防水（既存） 新規防水層の種別							
		改修工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		高日射反射率防水	備考
		・ M4AS	・ AS-T1			※改質アスファルトシートの製造所の仕様 ・	※改質アスファルトシートの製造所の仕様 ・	・ 適用する	
			・ AS-T2						
			・ AS-J2						
		・ M3AS	・ AS-T3			※改質アスファルトシートの製造所の仕様 ・	※改質アスファルトシートの製造所の仕様 ・	・ 適用する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない
			・ AS-T4						
			・ AS-J1						
		・ POAS	・ AS-T3			※改質アスファルトシートの製造所の仕様 ・	※改質アスファルトシートの製造所の仕様 ・	・ 適用する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない
			・ AS-T4						
			・ AS-J1						
			・ AS-J3						
		・ M4ASI ・ M3ASI ・ POASI	・ ASI-T1		改修標準仕様書 3. 4. 2(3) (ウ) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・	※改質アスファルトシートの製造所の仕様 ・	※改質アスファルトシートの製造所の仕様 ・	・ 適用する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない
			・ ASI-J1						
		改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3. 4. 1 から 表 3. 4. 3 による ・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ 用途による区分 () 材料による区分 ※R 種 厚さ () mm 以上 粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3. 4. 1 から 表 3. 4. 3 による ・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ 用途による区分 () 材料による区分 ※R 種 厚さ () 以上 部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3. 4. 1 から 表 3. 4. 3 による ・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ 用途による区分 () 材料による区分 ※R 種 厚さ () 以上 立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0 mm 程度 ・ 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 種類 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 設置数量 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・ 個 絶縁断熱シートの防湿層シート ・ 設置する ・ 設置しない							

章	項 目	特 記 事 項						
	7 合成分子系ルーフィングシート防水	[3. 5. 2～3. 5. 4] [表 3. 5. 1～3. 5. 3]						
新設防水層の種別								
改修工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		高日射 反射率 防水	備考	
				種類	使用量			
・ POS ・ S4S	・ S-F1			※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・	※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・	・ 適用する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない	
	・ S-F2					・ 適用する		
	・ S-M1			※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・	※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・	・ 適用する		
	・ S-M2					・ 適用する		
・ S3S	・ S-F1	・ プレキャストコンクリート下地 ・		※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・	※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・	・ 適用する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない	
	・ S-F2	・ プレキャストコンクリート下地 ・				・ 適用する		
・ M4S	・ S-M1			※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・	※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・	・ 適用する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない	
	・ S-M2					・ 適用する		
・ POS1 ・ S3S1 ・ S4S1 ・ M4S1	・ SI-F1	・ プレキャストコンクリート下地 ・	改修標準仕様書 3. 5. 2(3) (イ) (b) (種類) ・ (厚さ) mm ・ 25 ・ 50	※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・	※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・	・ 適用する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない	
	・ SI-F2	・ プレキャストコンクリート下地 ・				・ 適用する		
	・ SI-M1		改修標準仕様書 3. 5. 2(3) (イ) (a) (種類) ・ (厚さ) mm ・ 25 ・ 50	※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・	※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・	・ 適用する		
	・ SI-M2					・ 適用する		
S-F1、S-M1、SI-F2、S-M2 の仕様 ※非歩行仕様 ・ 軽歩行仕様 SI-M1 及び SI-M2 における防湿用フィルム ・ 設置する ・ 設置しない								

章	項 目	特 記 事 項															
		屋内防水 防水層の種類別															
		<table><tr><th rowspan="2">改修 工法</th><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">施工箇所</th><th colspan="2">保護層</th></tr><tr><th>平場の保護モルタル塗厚</th><th>立上り部の保護モルタル塗厚</th></tr><tr><td>・ P1S</td><td>・ S-C1</td><td></td><td>・ mm</td><td>※7mm 以下 ・</td></tr></table>				改修 工法	種別	施工箇所	保護層		平場の保護モルタル塗厚	立上り部の保護モルタル塗厚	・ P1S	・ S-C1		・ mm	※7mm 以下 ・
改修 工法	種別	施工箇所	保護層														
			平場の保護モルタル塗厚	立上り部の保護モルタル塗厚													
・ P1S	・ S-C1		・ mm	※7mm 以下 ・													
		平場のモルタル床塗りににおける目地の目地割及び種類 目地割 ※目地割り 2 m ² 程度、最大目地間隔 3m 程度 目地の種類 ※押し目地															
		合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3.5.1 から表 3.5.3 による ・ JIS A 6008 に基づく種類及び厚さ 種類（ ） 厚さ（ mm以上）															
		固定金具の材質、寸法及び形状 ※厚さ 0.4mm 以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの ・															
		接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量 種類 ※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・ 設置数量 ※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・（ 個）															
		接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理 ・ 行う（・図示 ・ ） ・ 行わない															
		プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り（種別 S-F1、SI-F1 の場合） ・ 行う（・図示 ・ ） ・ 行わない															
		機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け 1 章 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法															

章	項 目	特 記 事 項						
8	塗膜防水	[3. 6. 2] [3. 6. 3]						
		新設防水層の種別						
		改修 工法	種 別	施工箇所	仕上塗料		高日射反 射率防水	備 考
					種 類	使用量		
		・ P0X	・ X-1 ・ X-2 ・ X-1H ・ X-2H		※主材料の製造 所の仕様 ・	※主材料の製 造所の仕様 ・	・ 適用 する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない
		・ L4X	・ X-1 ・ X-2 ・ X-1H ・ X-2H		※主材料の製造 所の仕様 ・	※主材料の製 造所の仕様 ・	・ 適用 する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない
		ウレタンゴム系塗膜防水 X-1 (絶縁工法) の脱気装置の種類及び設置数量						
		種 類	※主材料の製造所の仕様 ・					
		設置数量	※主材料の製造所の仕様 ・					
		新設防水層の種別						
改修工法	種 別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量		保護層			
・ P1Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様 ・		・ 設ける ・ 設けない			
・ P2Y	※Y-1 ・		※主材料の製造所の仕様 ・		・ 設ける ・ 設けない			
9	シーリング	[3. 1. 4] [3. 7. 2] [3. 7. 3] [3. 7. 7] [3. 7. 8]						
		シーリング改修工法の種類						
		・ シーリング充填工法						
		・ シーリング再充填工法						
		・ 拡幅シーリング再充填工法						
		・ ブリッジ工法						
		ボンドブレーカー張り		・ 適用する	・ 適用しない			
		エッジング材張り		・ 適用する	・ 適用しない			
		シーリング材の種類、施工箇所、目地寸法						
		下記以外は、改修標準仕様書 表 3. 7. 1 による。						
施工箇所（記号）			シーリング材の種類					
シーリング材の目地寸法								
・ 図示による								
・ 以下の（1）から（3）による								
（1）コンクリートの打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地は、幅 20mm 以上、深さ 10mm 以上とする								
（2）ガラス回りの目地は、5. 13. 3 [ガラス溝の寸法、形状等] による場合を除き、幅・深さとも 5mm 以上とする								
（3）（1）及び（2）以外の目地は、幅・深さとも 10mm 以上とする								
仕上げを行わない施工箇所								
・ 図示による								
・								
接着性試験		※簡易接着性試験		・ 引張接着性試験				

章	項 目	特 記 事 項																												
	10 とい	[3. 8. 2] [3. 8. 3] といその他の材種 ・ 配管用鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ ルーフドレン ・ 表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類 ・ ） ・ とい受金物 材種 ※改修標準仕様書表 3. 8. 2 による（溶融亜鉛めっきを行ったもの） ・ 形状 ※市販品（とい径 100 以下） ※25×4. 5 以上（とい径 100 を超えるもの） 取付け間隔 ※改修標準仕様書表 3. 8. 2 による ・ 足金物 材種 ※改修標準仕様書表 3. 8. 2 による（溶融亜鉛めっきを行ったもの） ・ 形状 ※市販品 ・ 取付け間隔 ※改修標準仕様書表 3. 8. 2 による 多雪地域 ・ 適用する ・ 適用しない 防露材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法 ・ 図示による ・ 鋼管製といの防露巻き ※改修標準仕様書 表 3. 8. 4 による ・ ルーフドレンの種類及び呼び <table><tr><th colspan="2">種別</th><th>呼び</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>・ ろく屋根用 たて形Ⅰ型</td><td>※ねじ込み式</td><td>・ 80 ・ 100 ・ 125 ・ 150</td><td></td></tr><tr><td>・ ろく屋根用 横形Ⅰ型</td><td>※ねじ込み式</td><td>・ 80 ・ 100 ・ 125 ・ 150</td><td></td></tr><tr><td>・ バルコニー 中継用</td><td>・ ねじ込み式</td><td>・ 50 ・ 80 ・ 100</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ 差し込み式</td><td>・ 50 ・ 75 ・ 100</td><td></td></tr><tr><td>・ バルコニー用</td><td>・ ねじ込み式</td><td>・ 50 ・ 80 ・ 100</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ 差し込み式</td><td>・ 50 ・ 75 ・ 100</td><td></td></tr></table> たてどい受金物の取付け ※図示による ・ ルーフドレンの取付け ※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する ・	種別		呼び	施工箇所	・ ろく屋根用 たて形Ⅰ型	※ねじ込み式	・ 80 ・ 100 ・ 125 ・ 150		・ ろく屋根用 横形Ⅰ型	※ねじ込み式	・ 80 ・ 100 ・ 125 ・ 150		・ バルコニー 中継用	・ ねじ込み式	・ 50 ・ 80 ・ 100			・ 差し込み式	・ 50 ・ 75 ・ 100		・ バルコニー用	・ ねじ込み式	・ 50 ・ 80 ・ 100			・ 差し込み式	・ 50 ・ 75 ・ 100	
種別		呼び	施工箇所																											
・ ろく屋根用 たて形Ⅰ型	※ねじ込み式	・ 80 ・ 100 ・ 125 ・ 150																												
・ ろく屋根用 横形Ⅰ型	※ねじ込み式	・ 80 ・ 100 ・ 125 ・ 150																												
・ バルコニー 中継用	・ ねじ込み式	・ 50 ・ 80 ・ 100																												
	・ 差し込み式	・ 50 ・ 75 ・ 100																												
・ バルコニー用	・ ねじ込み式	・ 50 ・ 80 ・ 100																												
	・ 差し込み式	・ 50 ・ 75 ・ 100																												

章	項 目	特 記 事 項
4 外壁改修工事（共通事項）	1 施工数量調査	[1. 6. 2] [1. 6. 3] 調査範囲 ・ 外壁改修範囲 ・ 図示による 調査時期 ・ 外壁仕上げ等除去前 ・ 外壁仕上げ等除去後 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。 塗り仕上げについては、コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・ 図示による ・ 調査報告書（提出部数・2部 ・ ）

章	項 目	特 記 事 項																								
4 の 1 外壁改修工事 (コンクリート打放し仕上げ外壁改修)	1 ひび割れ部改修工法	[4. 1. 4] [4. 2. 4～4. 2. 7] ・ 樹脂注入工法 <table><tr><th>工法の種類</th><th>ひび割れ幅 (mm)</th><th>注入口間隔 (mm)</th><th>注入量 (ml/m)</th></tr><tr><td rowspan="2">※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法</td><td>0.2 以上 1.0 未満</td><td>※200～300 ・</td><td>・ 130 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法</td><td>0.2 以上 0.3 未満</td><td>・ 50～100 ・</td><td>・ 40 ・</td></tr><tr><td>0.3 以上 0.5 未満</td><td>・ 100～200 ・</td><td>・ 70 ・</td></tr><tr><td>0.5 以上 1.0 未満</td><td>・ 150～250 ・</td><td>・ 130 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td></tr></table> 注入状況の確認方法 ※コアの抜き取りを行う 抜き取り個数 ※長さ 500mごと及びその端数につき 1 個 抜き取り部の補修方法 ※図示による ・ コアの抜き取りを行わない ・ U カットシール材充填工法 ・ シーリング材 充填材料 ※1 成分形又は 2 成分形ポリウレタン系 シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填 ・ 行う ・ 行わない シーリング材の試験は改修標準仕様書第 3 章 防水改修工事による ・ 可とう性エポキシ樹脂 ・ シール工法 ・ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂	工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上 1.0 未満	※200～300 ・	・ 130 ・				・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上 0.3 未満	・ 50～100 ・	・ 40 ・	0.3 以上 0.5 未満	・ 100～200 ・	・ 70 ・	0.5 以上 1.0 未満	・ 150～250 ・	・ 130 ・			・
	工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)																						
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上 1.0 未満	※200～300 ・	・ 130 ・																							
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上 0.3 未満	・ 50～100 ・	・ 40 ・																							
	0.3 以上 0.5 未満	・ 100～200 ・	・ 70 ・																							
	0.5 以上 1.0 未満	・ 150～250 ・	・ 130 ・																							
			・																							
2 欠損部改修工法	[4. 1. 4] [4. 2. 4] [4. 2. 7] ※充填工法 ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル ・																									

4
の
2

外壁改修工事
(モルタル塗り仕上げ外壁改修)

章	項 目	特 記 事 項																							
	1 既存モルタル塗りの撤去	・ 行う (※全面 ・ 図示の範囲)																							
	2 ひび割れ部改修工法	[4. 1. 4] [4. 3. 5~4. 3. 8] ・ 樹脂注入工法 <table><tr><th>工法の種類</th><th>ひび割れ幅 (mm)</th><th>注入口間隔 (mm)</th><th>注入量 (ml/m)</th></tr><tr><td rowspan="2">※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法</td><td>0.2 以上 1.0 未満</td><td>※200~300 ・</td><td>・ 130 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法</td><td>0.2 以上 0.3 未満</td><td>・ 50~100 ・</td><td>・ 40 ・</td></tr><tr><td>0.3 以上 0.5 未満</td><td>・ 100~200 ・</td><td>・ 70 ・</td></tr><tr><td>0.5 以上 1.0 未満</td><td>・ 150~250 ・</td><td>・ 130 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td></tr></table> 注入状況の確認方法 ※コアの抜き取りを行う 抜き取り個数 ※長さ 500mごと及びその端数につき 1 個 ・ 抜き取り部の補修方法 ※図示による ・ ・ コアの抜き取りを行わない ・ Uカットシーリング材充填工法 ・ シーリング材 充填材料 ※1 成分形又は 2 成分形ポリウレタン系 ・ シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填 ・ 行う ・ 行わない シーリング材の試験は改修標準仕様書第 3 章 防水改修工事による ・ 可とう性エポキシ樹脂 ・ シール工法 ・ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂	工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上 1.0 未満	※200~300 ・	・ 130 ・				・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上 0.3 未満	・ 50~100 ・	・ 40 ・	0.3 以上 0.5 未満	・ 100~200 ・	・ 70 ・	0.5 以上 1.0 未満	・ 150~250 ・	・ 130 ・		
工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)																						
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上 1.0 未満	※200~300 ・	・ 130 ・																						
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上 0.3 未満	・ 50~100 ・	・ 40 ・																						
	0.3 以上 0.5 未満	・ 100~200 ・	・ 70 ・																						
	0.5 以上 1.0 未満	・ 150~250 ・	・ 130 ・																						
			・																						
3 欠損部改修工法	[4. 1. 4] [4. 3. 9] [4. 3. 10] ・ 充填工法 ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル ・ モルタル塗替え工法 ・ 現場調合材料 (セメントは改修標準仕様書 8-2 コンクリート工事による。) ・ 既調合材料 () 既製目地材 ・ 使用する (形状 ・ 図示 ・) 仕上げ厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の処置 ※図示による ・																								

章	項 目	特 記 事 項																																																																						
	4 浮き部改修工法	[4. 1. 4] [4. 3. 11~4. 3. 16] <table><tr><th rowspan="2">工法の種類</th><th colspan="2">アンカーピンの本数 (本/㎡)</th><th colspan="2">注入口の箇所数 (箇所/㎡)</th><th rowspan="2">注入量 (ml/箇所)</th></tr><tr><th>一般部</th><th>指定部</th><th>一般部</th><th>指定部</th></tr><tr><td>・アンカーピンニング 部分球形樹脂注入工法</td><td>※16 ・</td><td>※25 ・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・アンカーピンニング 全面球形樹脂注入工法</td><td>※13 ・</td><td>※20 ・</td><td>※12 ・</td><td>※20 ・</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法</td><td>※13 ・</td><td>※20 ・</td><td>※12 ・</td><td>※20 ・</td><td>※50 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピンニング 部分球形樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピンニング 全面球形樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※50 ・</td></tr><tr><td>・充填工法</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>・モルタル塗替え工法</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの ・ 注入口付アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径 6mm 程度 ・ 注入工法用材料 ・ポリマーセメントスラリー <table><tr><th>広がり速度 (cm/s)</th><th>長さ変化率 (収縮) (%)</th><th>引張接着性 (材齢 28 日) (N/mm²)</th><th>曲げ性能 (材齢 28 日) (N/mm²)</th><th>吸水性 (72 時間) (%)</th><th>耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm²)</th></tr><tr><td>3 以上</td><td>3 以下</td><td>0.5 以上</td><td>5.0 以上</td><td>15 以下</td><td>5.0 以上</td></tr></table> 保水係数 0.35~0.55 粘調係数 0.50~1.00 充填工法用材料 ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル モルタル塗替え工法用材料 ・現場調合材料 (セメントは改修標準仕様書 8-2 コンクリート工事による。) ・既調合材料 () 既製目地材 ・使用する (形状 ・ 図示 ・) 仕上げ厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の処置 ※図示による ・	工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (ml/箇所)	一般部	指定部	一般部	指定部	・アンカーピンニング 部分球形樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・	・アンカーピンニング 全面球形樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・	・注入口付アンカーピンニング 部分球形樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・	・注入口付アンカーピンニング 全面球形樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・	・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・	・充填工法	—	—	—	—	—	・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—	広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮) (%)	引張接着性 (材齢 28 日) (N/mm ²)	曲げ性能 (材齢 28 日) (N/mm ²)	吸水性 (72 時間) (%)	耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm ²)	3 以上	3 以下	0.5 以上	5.0 以上	15 以下	5.0 以上
工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)			注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (ml/箇所)																																																																		
	一般部	指定部	一般部	指定部																																																																				
・アンカーピンニング 部分球形樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・																																																																			
・アンカーピンニング 全面球形樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・																																																																			
・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・																																																																			
・注入口付アンカーピンニング 部分球形樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・																																																																			
・注入口付アンカーピンニング 全面球形樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・																																																																			
・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・																																																																			
・充填工法	—	—	—	—	—																																																																			
・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—																																																																			
広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮) (%)	引張接着性 (材齢 28 日) (N/mm ²)	曲げ性能 (材齢 28 日) (N/mm ²)	吸水性 (72 時間) (%)	耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm ²)																																																																			
3 以上	3 以下	0.5 以上	5.0 以上	15 以下	5.0 以上																																																																			

章	項 目	特 記 事 項																																																															
	4 欠損部改修工法	[4. 1. 4] [4. 4. 5] [4. 4. 7] [4. 4. 8] ・ タイル部分張替え工法 接着剤の種類 ・ ポリマーセメントモルタル ・ JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 ・ タイル張替え工法 接着剤の種類 ・ 張付けモルタル （・ 現場調合材料 ・ 既製調合モルタル） ・ JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※改修標準仕様書 表 4. 5. 1による ・ 図示 外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験 ・ 行う ・ 行わない ・ セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・ 目荒し工法（改修標準仕様書 4. 3. 10(3)による） ・ タイル張りの工法 外装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り ・ 改良積上げ張り 外装ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り シーリング：改修特記仕様書 3 章 防水改修工事による ・ 有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・ 目荒し工法（改修標準仕様書 4. 3. 10(3)による） ・ シーリング材の種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・ 伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系 ・ シーリングのその他の事項は、改修標準仕様書 3 章 防水改修工事による																																																															
	5 浮き部改修工法	[4. 1. 4] [4. 4. 5] [4. 4. 9～4. 4. 15] [4. 5. 9～4. 5. 15] <table><tr><th rowspan="2">工法の種類</th><th colspan="2">アンカーピンの本数 (本/㎡)</th><th colspan="2">注入口の箇所数 (箇所/㎡)</th><th rowspan="2">注入量 (ml/箇所)</th></tr><tr><th>一般部</th><th>指定部</th><th>一般部</th><th>指定部</th></tr><tr><td>・ アンカーピンニング 部分 球状樹脂注入工法</td><td>※16 ・</td><td>※25 ・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・ アンカーピンニング 全面 球状樹脂注入工法</td><td>※13 ・</td><td>※20 ・</td><td>※12 ・</td><td>※20 ・</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・ アンカーピンニング 全面 ポリマーセメントスラリー注入工法</td><td>※13 ・</td><td>※20 ・</td><td>※12 ・</td><td>※20 ・</td><td>※50 ・</td></tr><tr><td>・ 注入口付アンカーピンニング 部分 球状樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・ 注入口付アンカーピンニング 全面 球状樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・ 注入口付アンカーピンニング 全面 ポリマーセメントスラリー注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※50 ・</td></tr><tr><td>・ 注入口付アンカーピンニング 球状樹脂注入タイル固定工法</td><td>・</td><td>・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・ タイル部分張替え工法</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>・ タイル張替え工法</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの ・ 注入口付アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径 6mm ・	工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (ml/箇所)	一般部	指定部	一般部	指定部	・ アンカーピンニング 部分 球状樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・	・ アンカーピンニング 全面 球状樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	・ アンカーピンニング 全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・	・ 注入口付アンカーピンニング 部分 球状樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・	・ 注入口付アンカーピンニング 全面 球状樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・	・ 注入口付アンカーピンニング 全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・	・ 注入口付アンカーピンニング 球状樹脂注入タイル固定工法	・	・	—	—	※25 ・	・ タイル部分張替え工法	—	—	—	—	—	・ タイル張替え工法	—	—	—	—
工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)			注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (ml/箇所)																																																											
	一般部	指定部	一般部	指定部																																																													
・ アンカーピンニング 部分 球状樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・																																																												
・ アンカーピンニング 全面 球状樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・																																																												
・ アンカーピンニング 全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・																																																												
・ 注入口付アンカーピンニング 部分 球状樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・																																																												
・ 注入口付アンカーピンニング 全面 球状樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・																																																												
・ 注入口付アンカーピンニング 全面 ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・																																																												
・ 注入口付アンカーピンニング 球状樹脂注入タイル固定工法	・	・	—	—	※25 ・																																																												
・ タイル部分張替え工法	—	—	—	—	—																																																												
・ タイル張替え工法	—	—	—	—	—																																																												

章	項 目	特 記 事 項
		・ タイル部分張替え工法 接着剤の種類 ・ ポリマーセメントモルタル ・ JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 ・ タイル張替え工法 接着剤の種類 ・ 張付けモルタル（・ 現場調合材料 ・ 既製調合材料） ・ JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※改修標準仕様書 表 4. 5. 1 による ・ 図示 外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験 ・ 行う ・ 行わない ・ セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り 下地モルタル塗りを行うコンクリートの素地面の処理 ・ 目荒し工法（改修標準仕様書 4. 3. 10 (3) による） ・ タイル張りの工法 外装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り ・ 改良積上げ張り 外装ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り シーリングは、改修標準仕様書 3 章 防水改修工事による ・ 有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・ 目荒し工法（改修標準仕様書 4. 3. 10 (3) による） ・ シーリング材の種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・ 伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系 ・ シーリングのその他事項は、改修標準仕様書 3 章 防水改修工事による
6	目地改修工法	[4. 1. 4] [4. 4. 5] [4. 4. 16] ・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮調整目地改修工法 伸縮調整目地の位置及び寸法 ・ 図示による ・ シーリングは、改修標準仕様書第 3 章 防水改修工事による。

章	項 目	特 記 事 項												
		・可とう形改修用仕上塗材 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類（呼び名）</th><th>防火材料</th><th>仕上りの形状及び工法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・可とう形改修塗材 E</td><td>・</td><td> ・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 耐候性 ※耐候形 3 種 ・ </td></tr> <tr> <td>・可とう形改修塗材 RE</td><td>・</td><td> 上塗材の種類 溶媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック </td></tr> <tr> <td>・可とう形改修塗材 OE</td><td>・</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類（呼び名）	防火材料	仕上りの形状及び工法等	・可とう形改修塗材 E	・	・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 耐候性 ※耐候形 3 種 ・	・可とう形改修塗材 RE	・	上塗材の種類 溶媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック	・可とう形改修塗材 OE	・	
種類（呼び名）	防火材料	仕上りの形状及び工法等												
・可とう形改修塗材 E	・	・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 耐候性 ※耐候形 3 種 ・												
・可とう形改修塗材 RE	・	上塗材の種類 溶媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック												
・可とう形改修塗材 OE	・													
4	マスチック塗材塗り	[4. 1. 5] [4. 6. 2] [表 4. 6. 1] 種別 ・ A 種 ・ B 種												
5	外壁用塗膜防水材塗り	[4. 1. 5] [4. 7. 2] [4. 7. 3] [表 4. 7. 1] 仕上りの形状 ・ 工法 ・ 仕上塗材の耐候性 ・ JIS A 6909 の耐候型 I 種相当 ・ 下地挙動緩衝材の適用 ・適用する ・適用しない コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書 4 章 外壁改修工事（コンクリート打ち放ち仕上り外壁改修）による。 モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書 4 章 外壁改修工事（モルタル塗り仕上り外壁改修）による。 吹付け工法の模様材の種類 ・ （所要量 (kg/m²) 外壁用仕上塗料の種類 ・ （所要量 (kg/m²) 既存塗膜棟の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書 4 章 外壁改修工事（塗仕上り外壁改修）による。												

章	項 目	特 記 事 項																								
	5 アルミニウム製建具	[5. 2. 2～5. 2. 5] [表 5. 2. 2] 性能値等 耐風圧性の等級（・ ） （建具符号：・ 建具表による ・ ） 気密性の等級（・ ） （建具符号：・ 建具表による ・ ） 水密性の等級（・ ） （建具符号：・ 建具表による ・ ） 外部に面する建具の種別 <table><tr><th>種別</th><th>耐風圧性</th><th>気密性</th><th>水密性</th><th>枠見込み (mm)</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>・ A 種</td><td>S-4</td><td>A-3</td><td>W-4</td><td>・ 70 ・ 100</td><td>※図示による</td></tr><tr><td>・ B 種</td><td>S-5</td><td>A-3</td><td>W-4</td><td>・ 70 ・ 100</td><td>※図示による</td></tr><tr><td>・ C 種</td><td>S-6</td><td>A-4</td><td>W-5</td><td>・</td><td>※図示による</td></tr></table> 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（・ ） （建具符号：・ 建具表による ・ ） 断熱ドアセット、断熱サッシ 断熱性の等級（・ ） （建具符号：・ 建具表による ・ ） 材料 ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL 又は SUS443JI ・ ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・ 形状及び仕上げ 表面処理 外部に面する建具 種別 ・ BB-1 ・ BB-2（改修標準仕様書 表 5. 2. 2） 着色 ・ 標準色 ・ 特注色 屋内の建具 種別 ・ BC-1 ・ BC-2（改修標準仕様書 表 5. 2. 2） 着色 ・ 標準色 ・ 特注色 結露水の処理方法 ・ 水貯め式 ・ 排水式 工法 水切り板、ぜん板 ※図示による	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所	・ A 種	S-4	A-3	W-4	・ 70 ・ 100	※図示による	・ B 種	S-5	A-3	W-4	・ 70 ・ 100	※図示による	・ C 種	S-6	A-4	W-5	・	※図示による
	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所																				
・ A 種	S-4	A-3	W-4	・ 70 ・ 100	※図示による																					
・ B 種	S-5	A-3	W-4	・ 70 ・ 100	※図示による																					
・ C 種	S-6	A-4	W-5	・	※図示による																					
6 網戸等	[5. 2. 3] [5. 3. 3] <table><tr><th>種類</th><th>材種</th><th>線径</th><th>網目</th></tr><tr><td>・ 防虫網</td><td>※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製</td><td>※0. 25mm 以上 ・</td><td>※16～18 メッシュ ・</td></tr><tr><td>・ 防鳥網</td><td>ステンレス（SUS304）線材</td><td>1. 5mm</td><td>網目寸法 15mm</td></tr></table>	種類	材種	線径	網目	・ 防虫網	※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製	※0. 25mm 以上 ・	※16～18 メッシュ ・	・ 防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1. 5mm	網目寸法 15mm													
種類	材種	線径	網目																							
・ 防虫網	※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製	※0. 25mm 以上 ・	※16～18 メッシュ ・																							
・ 防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1. 5mm	網目寸法 15mm																							

章	項 目	特 記 事 項																						
	7 樹脂製建具	[5. 2. 2] [5. 3. 2～5. 3. 5] 性能値等 耐通圧性の等級（ ） 気密性の等級（ ） 水密性の等級（ ） 外部に面する建具 <table><tr><th>種別</th><th>耐風圧性</th><th>気密性</th><th>水密性</th><th>枠見込み み (mm)</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>・ A 種</td><td>S-4</td><td rowspan="3">A-4</td><td>W-4</td><td>・</td><td>※図示による</td></tr><tr><td>・ B 種</td><td>S-5</td><td>W-5</td><td>・</td><td>※図示による</td></tr><tr><td>・ C 種</td><td>S-6</td><td>W-5</td><td>・</td><td>※図示による</td></tr></table> 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 ・ T-1 ・ T-2 (建具符号：・ 建具表による ・) 断熱ドア、断熱サッシ 断熱性能の等級 ・ H-4 ・ H-5 ・ H-6 ・ H-7 ・ H-8 (建具符号：・ 建具表による ・) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級 ・ 枠の見込み寸法 ・ 建具表による ・ 材料 ガラス ※複層ガラス ・ ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・ 形状及び仕上げ 表面色 ・ 標準色 ・ 特注色 工法 水切り板、ぜん板 ※図示	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み み (mm)	施工箇所	・ A 種	S-4	A-4	W-4	・	※図示による	・ B 種	S-5	W-5	・	※図示による	・ C 種	S-6	W-5	・	※図示による
	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み み (mm)	施工箇所																		
・ A 種	S-4	A-4	W-4	・	※図示による																			
・ B 種	S-5		W-5	・	※図示による																			
・ C 種	S-6		W-5	・	※図示による																			
8 鋼製建具	[5. 2. 2] [5. 4. 2～5. 4. 4] [表 5. 4. 2] 性能値等 簡易気密型ドアセット ・ 適用する（建具符号：建具表による） ・ 適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 耐風圧性の等級（・ ） (建具符号：・ 建具表による ・) 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （・ ） (建具符号：・ 建具表による ・) 断熱ドア、断熱サッシ 断熱性の等級 （・ ） (建具符号：・ 建具表による ・) 耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による 材料 ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L、又は SUS443J1 ・ ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・ 形状及び仕上げ 鋼板類の厚さ ※改修標準仕様書 表 5. 4. 2 による ・ (使用箇所：) 標準型鋼製軽量建具の形状及び寸法 ※建具表による ・																							

章	項 目	特 記 事 項
	9 鋼製軽量建具	[5. 2. 2] [5. 5. 2～5. 5. 4] 性能値 簡易気密型ドアセット ・適用する（建具符号：建具表による） ・適用しない 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（・ ） （建具符号：・建具表による ） 断熱ドアセット、断熱サッシ 断熱性の等級（・ ） （建具符号：・建具表による ） 耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による 材料 鋼板 ※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板（※SUS304、SUS430JIL 又は SUS443JI ） ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・ 形状及び仕上げ 鋼板類の厚さ（mm） ※改修標準仕様書 表 5. 5. 1 による ・ （使用箇所： ） 標準型鋼製軽量建具の形状及び寸法 ※建具表による ・
	10 ステンレス製建具	[5. 2. 2] [5. 4. 2] [5. 6. 2～5. 6. 5] 性能値 簡易気密型ドアセット ・適用する（建具符号：建具表による） ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 耐風圧性の等級（・ ） （建具符号：・建具表による ） 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（・ ） （建具符号：・建具表による ） 断熱ドアセット、断熱サッシ 断熱性の等級（・ ） （建具符号：・建具表による ） 耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による 材料 ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL 又は SUS443JI ・ 形状及び仕上げ 表面仕上げ ※HL ・鏡面仕上げ ・ ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・ 形状及び仕上げ 表面仕上げ ※HL ・鏡面仕上げ 工法 ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ

章	項 目	特 記 事 項															
	11 木製建具	[5.7.2~5.7.4] 建具材の加工、組立時の含水率 ※A種 ・ 建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ ・フラッシュ戸 表面材のホルムアルデヒド放散量等 ※標準仕様書 16.7.2(2)(イ)(a)による ・ 表面材の合板の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合板の種類</th><th>規格等</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・普通合板</td><td> 表面の樹種 ・ 板面の品質 (※広葉樹 1等 ・) 接着の程度 (・1類 ・2類) </td><td></td></tr> <tr> <td>・天然木化粧合板</td><td> 樹種名 () 接着の程度 (・1類 ・2類) </td><td></td></tr> <tr> <td>・特殊加工化粧合板</td><td> 化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラニン化粧合板 ・ 接着の程度 (・1類 ・2類) </td><td></td></tr> <tr> <td>・MDF</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 表面板の厚さ ※改修標準仕様書 表 5.7.6 による ・ 引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用 ・適用しない ・適用する ・かまち戸 かまち樹種 () 鏡板樹種 () 見込み寸法 ※36mm ・建具表による ・ ・ふすま 張りの種別 (・I型 ・II型) 上張り (押入等の裏側以外) ・鳥の子 ・新鳥の子又はビニル紙程度 縁仕上げ ・生地縁 (素地) ・塗り縁 ・生地縁 (ウレタンクリアー塗装) 見込み寸法 ※19.5mm ・建具表による ・ ・戸ふすま 表面板の仕上 ・建具表による ・ 見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・ ・紙張り障子 見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・ 枠及びくつずりの材料 ・建具表による ・	合板の種類	規格等	備考	・普通合板	表面の樹種 ・ 板面の品質 (※広葉樹 1等 ・) 接着の程度 (・1類 ・2類)		・天然木化粧合板	樹種名 () 接着の程度 (・1類 ・2類)		・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラニン化粧合板 ・ 接着の程度 (・1類 ・2類)		・MDF		
合板の種類	規格等	備考															
・普通合板	表面の樹種 ・ 板面の品質 (※広葉樹 1等 ・) 接着の程度 (・1類 ・2類)																
・天然木化粧合板	樹種名 () 接着の程度 (・1類 ・2類)																
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラニン化粧合板 ・ 接着の程度 (・1類 ・2類)																
・MDF																	

章	項 目	特 記 事 項
	12 建具用金物	[5.8.1～5.8.3] 金物の種類及び見え掛り部の材質等 ※改修標準仕様書 表 5.8.1 により適用は建具表による ・ 金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書 表 5.8.2 による ・ 建具表による 樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書 表 5.8.3 による ・ 建具表による 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書 表 5.8.4 による ・ 建具表による 木製建具に使用する戸車及びレール ※改修標準仕様書 表 5.8.5 による ・ 建具表による 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ・ 建具表による ・ シリンダ箱錠及びシリンダ本締り錠 （品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による） クローザ類 （品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）
	13 鍵	[5.8.4] マスターキー ・ 製作する ・ 製作しない ※既存のマスターキーに合わせる その他の鍵 ※各室 3 本 1 組（室名札付き） ・ 鍵箱 ※無 ・ 有

章	項 目	特 記 事 項
	14 自動ドア開閉装置	[5.9.2] [5.9.3] 戸の開閉方法 ※建具表による ・ ・引き戸用駆動装置 性能値 ※改修標準仕様書 表 5.9.1 による（防錆 ・適用する ・適用しない） ・以下による 種類・開閉方式 () 耐電圧 () 温度上昇 () 耐久性（サイクル） () 防錆 () 電源 () ・車椅子使用者用便房出入り口引き戸用駆動装置 性能値 ※改修標準仕様書 表 5.9.2 による（防錆 ・適用する ・適用しない） ・以下による 耐電圧 () 温度上昇 () 耐久性（サイクル） () 防錆 () 電源 () ・引き戸用検出装置 性能値 ※改修標準仕様書 表 5.9.3 による（防錆 ・適用する ・適用しない） ・以下による 耐電圧 () 防錆 () 防滴 () 電源 () 引き戸検出装置の種類 ・建具表による ・ タッチスイッチの種類 ・無線式タッチスイッチ ・光線式タッチスイッチ 車椅子使用者用便房スイッチの種類 ・大型押しボタンスイッチ ・非接触スイッチ 凍結防止措置 ・行う ・行わない
15	自閉式上吊り引戸装置	[5.10.3] 性能値等 ※改修標準仕様書 表 5.10.1 による ・以下による 手動開き力 (N) () 手動閉じ力 (N) () 閉じ速度の調節 () 制御区間 () 開閉繰返し () 耐衝撃性 ()

章	項 目	特 記 事 項
	16 重量シャッター	[5. 11. 2] [5. 11. 3] シャッターの種類 ・管理用シャッター ・外壁用火防シャッター ・屋内用火防シャッター ・防煙シャッター 外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（ ）pa 開閉方式の種類 ※電動式（手動併用） ・手動式 安全装置 電動式シャッターの急降下制御装置、急降下停止装置 （設置箇所 ・建具表による ・ ） 電動式シャッターの障害物感知装置 （設置箇所 ・建具表による ・ ） 屋内用火防シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構 （設置箇所 ・建具表による ・ ） 管理用シャッターのシャッターケース ※設ける ・設けない スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・ JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板） ・ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板） めっきの付着量 ※Z12又はF12 ・ ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質 ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI ・
	17 軽量シャッター	[5. 12. 2～5. 12. 4] 開閉方式の種類 ※手動式 ・電動式（手動併用） 耐風圧強度 ・（ ）pa 安全装置 電動式シャッターの障害物感知装置 （設置箇所 ・建具表による ・ ） スラットの材質の種類 ・ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板） めっき付着量（※Z06又はF06 ・ ） ・ JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板） めっき付着量（※AZ90 ・ ） スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形

章	項 目	特 記 事 項				
18	オーバーヘッドドア	[5.13.2] [5.13.3]				
		セクション材料 による区分	風圧力に よる強さ の区分	開閉方式 による区分	収納形式 による区分	ガイドレール の材質
		※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラス タイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛 めっき鋼板 ・ステンス鋼
		電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置 (設置箇所 ・ 建具表による ・)				
19	ガラス	[3.7] [5.14.2~5.14.4]				
		適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組み合わせは建具表及び図面による。				
		・フロート板ガラス				
		フロート板ガラスの品種、厚さの呼びに よる種類		※建具表による ・		
		※型板ガラス				
		型板ガラスの厚さによる種類		※建具表による ・		
		・網入りガラス				
		網又は線の形状、板の表面の状態、厚さ の呼びによる種類		※建具表による ・		
		・合わせガラス				
		材料板ガラスの種類及び厚さの 組合せ並びに合わせガラスの合 計厚さ		※建具表による ・		
		形状による種類		・平面合わせガラス ・曲面合わせガラス		
		落球衝撃はく離特性及びショッ トバック衝撃特性による種類		・Ⅰ類 ・Ⅱ-1類 ・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類		
		※強化ガラス				
		形状による種類、材料板ガラス の種類による名称		※建具表による ・		
		破片の状態及びショットバック 衝撃耐性による種類		・Ⅰ類 ・Ⅲ類		
		・熱線吸収板ガラス				
		板ガラスの種類及び厚さによる種類		※建具表による ・		
		性能による種類		・1類 ・2類		
		・複層ガラス				
		材料板ガラスの種類及び 厚さの組合せ並びに 複層ガラスの厚さ		※建具表による ・		
		断熱性による区分		・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6		
		日射取得性及び日射遮 蔽性による区分		・G ・S		
		乾燥気体の種類		・空気 ・アルゴン		

章	項 目	特 記 事 項																											
		・ 熱線反射ガラス <table><tr><td>材料板ガラスの種類及び厚さによる種類</td><td>※建具表による</td><td>・</td></tr><tr><td>日射熱遮へい性による区分</td><td>・ 1 種</td><td>・ 2 種 ・ 3 種</td></tr><tr><td>耐久性による区分 (日射熱遮蔽性が 2 種の場合)</td><td>・ A 種</td><td>・ B 種</td></tr></table> ・ 倍強度ガラス <table><tr><td>材料板ガラスの種類及び厚さによる種類</td><td>※建具表による</td><td>・</td></tr></table> ガラスの留め材及び溝の大きさ <table><tr><th>建具の種類</th><th>ガラス留め材</th><th>ガラス溝の大きさ (mm)</th></tr><tr><td>アルミニウム製</td><td>・ シーリング材 ・ グレージングチャンネル ・</td><td>※建具の製造所の仕様による ・ 図示による</td></tr><tr><td>鋼製及び鋼製軽量</td><td>・ シーリング材 ・</td><td>※建具の製造所の仕様による ・ 図示による</td></tr><tr><td>ステンレス製</td><td>・ シーリング材 ・</td><td>※建具の製造所の仕様による ・ 図示による</td></tr><tr><td>樹脂製</td><td>・ グレージングチャンネル ・</td><td>※建具の製造所の仕様による ・ 図示による</td></tr></table> 耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による	材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による	・	日射熱遮へい性による区分	・ 1 種	・ 2 種 ・ 3 種	耐久性による区分 (日射熱遮蔽性が 2 種の場合)	・ A 種	・ B 種	材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による	・	建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ (mm)	アルミニウム製	・ シーリング材 ・ グレージングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による	鋼製及び鋼製軽量	・ シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による	ステンレス製	・ シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による	樹脂製	・ グレージングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による	・																											
日射熱遮へい性による区分	・ 1 種	・ 2 種 ・ 3 種																											
耐久性による区分 (日射熱遮蔽性が 2 種の場合)	・ A 種	・ B 種																											
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による	・																											
建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ (mm)																											
アルミニウム製	・ シーリング材 ・ グレージングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による																											
鋼製及び鋼製軽量	・ シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による																											
ステンレス製	・ シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による																											
樹脂製	・ グレージングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による																											
20	ガラスブロック積み	[5. 14. 5] <table><tr><th>呼び寸法 (mm)</th><th>厚さ (mm)</th><th>色調</th><th>目地幅 (mm)</th><th>伸縮調整目地 (mm)</th><th>防火性能</th></tr><tr><td>・ 160 × 160</td><td>・ 95 ・</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 200 × 200</td><td>・ 95 ・</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 壁用金属枠及び補強材 ※図示による 力骨 材質 ※ステンレス鋼 (SUS304) ・ 寸法 ※径 5. 5mm ・ 形状 ※はしご形状複筋及び単筋 ・ 化粧目地モルタルの色 (・ 白 ・ グレー ・) シーリング材の種類 (・ SR-1 ・ PS-1) 金属製化粧カバー 材質 ・ ステンレス製 ・ アルミニウム製 寸法 ※図示による ・ 形状 ※図示による ・ 木下地の場合のアンカー等の取り付け間隔 ・ 図示による ・ 目地部の力骨の納まり ※ガラスブロック製造所の仕様による ・ 図示 工法 1 章 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1. 15 ・ 1. 3) 倍の風圧力に対応した工法	呼び寸法 (mm)	厚さ (mm)	色調	目地幅 (mm)	伸縮調整目地 (mm)	防火性能	・ 160 × 160	・ 95 ・					・ 200 × 200	・ 95 ・													
呼び寸法 (mm)	厚さ (mm)	色調	目地幅 (mm)	伸縮調整目地 (mm)	防火性能																								
・ 160 × 160	・ 95 ・																												
・ 200 × 200	・ 95 ・																												

章	項 目	特 記 事 項																												
	21 ガラス用フィルム	<table><tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="2">記号</th><th rowspan="2">その他性能等</th></tr><tr><th>内貼り用</th><th>外貼り用</th></tr><tr><td>・ 日射調整フィルム</td><td>・ SC-1</td><td>・ SC-2</td><td></td></tr><tr><td>・ 低放射フィルム</td><td>・ LE</td><td></td><td></td></tr><tr><td>※衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム</td><td>・ GI-1</td><td>・ GI-2</td><td></td></tr><tr><td>・ 相関変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム</td><td>・ GD-1</td><td>・ GD-1</td><td></td></tr><tr><td>・ ガラス貫通防止フィルム</td><td>・ SF</td><td></td><td></td></tr></table>			種類	記号		その他性能等	内貼り用	外貼り用	・ 日射調整フィルム	・ SC-1	・ SC-2		・ 低放射フィルム	・ LE			※衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ GI-1	・ GI-2		・ 相関変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ GD-1	・ GD-1		・ ガラス貫通防止フィルム	・ SF		
種類	記号		その他性能等																											
	内貼り用	外貼り用																												
・ 日射調整フィルム	・ SC-1	・ SC-2																												
・ 低放射フィルム	・ LE																													
※衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ GI-1	・ GI-2																												
・ 相関変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ GD-1	・ GD-1																												
・ ガラス貫通防止フィルム	・ SF																													
		品質 JIS A 5759 による																												

章	項 目	特 記 事 項																																									
6 内装改修工事	1 改修範囲	[6. 1. 3] 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示による 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示による 既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※既存のまま ・ 図示による																																									
	2 既存床の撤去及び下地補修	[6. 2. 2] ビニル床シート等の撤去 ※仕上げ材のみ（接着剤とも） ・ 下地モルタルとも（・ 図示の範囲 ・ 除去範囲全て） 合成樹脂塗床材の除去工法 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法 既存コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4 章外壁改修工事による。 改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所の室内 ・																																									
	3 既存壁の撤去及び下地補修	[6. 3. 2] 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※改修標準仕様書 4. 4. 9 によるモルタル塗り （塗り厚 25mm を超える場合の処置 ※図示による） ・																																									
	4 施工一般	[6. 5. 2] 材料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆又は改修標準仕様書 6. 5. 2(1) (ウ) (b) による																																									
	5 製材	[6. 5. 2] ・ JAS 1083-5 製材-第 5 部に基づく下地用製材 <table><tr><th>施工箇所</th><th>寸法 (mm)</th><th>等級</th><th>含水率</th><th>保存 処理</th><th>間伐材等の適用</th></tr><tr><td></td><td></td><td>※2 級 ・</td><td>※A 種 ・ B 種 ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>※2 級 ・</td><td>※A 種 ・ B 種 ・</td><td></td><td></td></tr></table> ・ JAS 1083-2 製材-第 2 部に基づく造作用製材 <table><tr><th>施工箇所</th><th>寸法 (mm)</th><th>等級</th><th>含水率</th><th>保存 処理</th><th>間伐材等の適用</th></tr><tr><td>見え掛り面</td><td></td><td>※上小節 ・</td><td>※A 種 ・ B 種 ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>見え掛り面以外</td><td></td><td>※小節以上 ・</td><td>※A 種 ・ B 種 ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>※A 種 ・ B 種 ・</td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存 処理	間伐材等の適用			※2 級 ・	※A 種 ・ B 種 ・					※2 級 ・	※A 種 ・ B 種 ・			施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存 処理	間伐材等の適用	見え掛り面		※上小節 ・	※A 種 ・ B 種 ・			見え掛り面以外		※小節以上 ・	※A 種 ・ B 種 ・						※A 種 ・ B 種 ・	
施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存 処理	間伐材等の適用																																						
		※2 級 ・	※A 種 ・ B 種 ・																																								
		※2 級 ・	※A 種 ・ B 種 ・																																								
施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存 処理	間伐材等の適用																																						
見え掛り面		※上小節 ・	※A 種 ・ B 種 ・																																								
見え掛り面以外		※小節以上 ・	※A 種 ・ B 種 ・																																								
			※A 種 ・ B 種 ・																																								

章	項 目	特 記 事 項							
		・ JAS 1083-6 製材-第 6 部に基づく広葉樹製材							
		施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存 処理	間伐材等の適用		
				※1 等 ・	※10%以下 ・ A 種 ・ B 種 ・				
				※1 等 ・	※10%以下 ・ A 種 ・ B 種 ・				
		・ JAS 1083（製材）以外の製材							
		施工箇所	寸法 (mm)	材面の品質	防虫処理の 適用	含水率	間伐材等 の適用		
				() 造作材の場合 (※A 種・B 種)	・ 適用する ・ 適用しない	※A 種 ・ B 種 ・			
				() 造作材の場合 (※A 種・B 種)	・ 適用する ・ 適用しない	※A 種 ・ B 種 ・			
6	造作用集成材	[6. 5. 2]							
		・ 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材							
		施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	見付け 材面数	見付け材 面の品質	間伐材等 の適用	
							※1 等 ・ 2 等		
							※1 等 ・ 2 等		
		・ 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材							
		施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄 板の厚 さ (mm)	見付 け材 面数	見付け 材面の 品質	間伐 材等 の適 用
				化粧薄板： 心材：				※1 等 ・ 2 等	
				化粧薄板： 心材：				※1 等 ・ 2 等	
		・ 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材							
		施工箇所	樹種名	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率			
						※15%以下 ・			
						※15%以下 ・			

章	項 目	特 記 事 項							
		・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材							
		施工箇所	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用	
			化粧薄板： 心材：				※15%以下 ・		
			化粧薄板： 心材：				※15%以下 ・		
7	造作用単板積層材	[6. 5. 2]							
		・ JAS 0701 に基づく造作用単板積層材							
		施工箇所	品名	寸法 (mm)	表面の品質		防虫処理	間伐材等の適用	
							・適用する ・適用しない		
							・適用する ・適用しない		
		・ JAS 0701 以外の造作用単板積層材							
		施工箇所	寸法 (mm)	表面の品質		含水率	防虫処理	間伐材等の適用	
						※14%以下 ・	・適用する ・適用しない		
						※14%以下 ・	・適用する ・適用しない		
		・ JAS 3079 に基づく直交集成板（CLT）							
		施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能 (使用環境)	樹種名	寸法 (mm)	間伐材等の適用
8	合板等	[6. 5. 2]							
		・「合板の日本農林規格」による普通合板							
		施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用	
			※5. 5 ・		※1 類 ・ 2 類	広葉樹 ※2 等以上 ・ 1 等 針葉樹 ※C-D 以上 ・	・適用する ・適用しない		
			・			・			

章	項 目	特 記 事 項																																																																																																																															
		・「合板の日本農林規格」による構造用合板 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>等級</th> <th>単板の 樹種名</th> <th>接着の 程度</th> <th>板面の 品質</th> <th>防虫処 理</th> <th>強度等級</th> <th>間伐材 等の適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>※12 ・</td> <td>・ 1 級 ※2 級 以上</td> <td></td> <td>※ 1 類 ・ 特類</td> <td>※C-D 以 上 ・</td> <td>・ 適用 する ・ 適用 しない</td> <td>・ 指定する () ・ 指定しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>※12 ・</td> <td>・ 1 級 ※2 級 以上</td> <td></td> <td>※ 1 類 ・ 特類</td> <td>※C-D 以 上 ・</td> <td>・ 適用 する ・ 適用 しない</td> <td>・ 指定する () ・ 指定しない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>単板の 樹種名</th> <th>接着の 程度</th> <th>防虫処理</th> <th>間伐材等 の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 1 類 ・ 特類</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>化粧板に使用する 単板の樹種名</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>接着の程度</th> <th>防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 1 類 ・ 2 類</td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>接着の 程度</th> <th>単板の 樹脂名</th> <th>化粧加工の 方法</th> <th>防虫処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 1 類 ・ 2 類</td> <td></td> <td></td> <td>・ 適用する ・ 適用しない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・パーティクルボード <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>表裏面の状態 による区分</th> <th>曲げ強さ による区分</th> <th>耐水性 による区分</th> <th>難燃性に よる区分</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>※13 タイプ ・</td> <td>※P 又は M ・</td> <td></td> <td>※15mm ・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・ JAS 0360 に基づく構造用パネル <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>寸法 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・ MDF <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>表面の状態に よる区分</th> <th>曲げ強さに よる区分</th> <th>接着剤に よる区分</th> <th>難燃性に よる区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								施工箇所	厚さ (mm)	等級	単板の 樹種名	接着の 程度	板面の 品質	防虫処 理	強度等級	間伐材 等の適 用		※12 ・	・ 1 級 ※2 級 以上		※ 1 類 ・ 特類	※C-D 以 上 ・	・ 適用 する ・ 適用 しない	・ 指定する () ・ 指定しない			※12 ・	・ 1 級 ※2 級 以上		※ 1 類 ・ 特類	※C-D 以 上 ・	・ 適用 する ・ 適用 しない	・ 指定する () ・ 指定しない		施工箇所	厚さ (mm)	単板の 樹種名	接着の 程度	防虫処理	間伐材等 の適用				・ 1 類 ・ 特類	・ 適用する ・ 適用しない								施工箇所	化粧板に使用する 単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理				・ 1 類 ・ 2 類	・ 適用する ・ 適用しない						施工箇所	厚さ (mm)	接着の 程度	単板の 樹脂名	化粧加工の 方法	防虫処理			・ 1 類 ・ 2 類			・ 適用する ・ 適用しない							施工箇所	表裏面の状態 による区分	曲げ強さ による区分	耐水性 による区分	難燃性に よる区分	厚さ (mm)			※13 タイプ ・	※P 又は M ・		※15mm ・							施工箇所	寸法 (mm)					施工箇所	厚さ (mm)	表面の状態に よる区分	曲げ強さに よる区分	接着剤に よる区分	難燃性に よる区分												
施工箇所	厚さ (mm)	等級	単板の 樹種名	接着の 程度	板面の 品質	防虫処 理	強度等級	間伐材 等の適 用																																																																																																																									
	※12 ・	・ 1 級 ※2 級 以上		※ 1 類 ・ 特類	※C-D 以 上 ・	・ 適用 する ・ 適用 しない	・ 指定する () ・ 指定しない																																																																																																																										
	※12 ・	・ 1 級 ※2 級 以上		※ 1 類 ・ 特類	※C-D 以 上 ・	・ 適用 する ・ 適用 しない	・ 指定する () ・ 指定しない																																																																																																																										
施工箇所	厚さ (mm)	単板の 樹種名	接着の 程度	防虫処理	間伐材等 の適用																																																																																																																												
			・ 1 類 ・ 特類	・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																													
施工箇所	化粧板に使用する 単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理																																																																																																																													
			・ 1 類 ・ 2 類	・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																													
施工箇所	厚さ (mm)	接着の 程度	単板の 樹脂名	化粧加工の 方法	防虫処理																																																																																																																												
		・ 1 類 ・ 2 類			・ 適用する ・ 適用しない																																																																																																																												
施工箇所	表裏面の状態 による区分	曲げ強さ による区分	耐水性 による区分	難燃性に よる区分	厚さ (mm)																																																																																																																												
		※13 タイプ ・	※P 又は M ・		※15mm ・																																																																																																																												
施工箇所	寸法 (mm)																																																																																																																																
施工箇所	厚さ (mm)	表面の状態に よる区分	曲げ強さに よる区分	接着剤に よる区分	難燃性に よる区分																																																																																																																												

章	項 目	特 記 事 項																
	14 軽量鉄骨天井下地	[6. 6. 2～6. 6. 4] 野縁等の種類 屋外 ※25 形 ・ 19 形 屋内 ※19 形 ・ 25 形 屋外の形式及び寸法 野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔 ・ 図示による ・ 周辺部の端からの間隔 ・ 図示による ・ 野縁の間隔 ・ 図示による ・ 既存の埋込インサート ・ 使用する ・ 使用しない あと施工アンカーの引抜き試験 ・ 行う 試験箇所数 ※屋内の場合、当該階において 3 箇所 ・ 箇所 引張試験にて確認する強度 ※吊りボルト受け等の間隔が 900 mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が 20kg/m²以内の天井の場合は 400N 程度 ・ N ・ 行わない ・ 吊りボルトの間隔が900mm を超える場合 (補強方法 ※図示による ・) ・ 天井のふところが 3. 0m を超える場合 (補強方法 ※図示による ・) ・ 天井下地材に耐震性を考慮した補強 (補強箇所 ・ 図示による ・) (補強方法 ※図示による ・)																
	15 軽量鉄骨壁下地	[6. 7. 3] [6. 7. 4] [表 6. 7. 1] スタッド、ランナーの種類 ※改修標準仕様書 表 6. 7. 1 によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・ 図示による スタッドの高さが 5. 0m を超える場合 ※図示による ・ 出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※改修標準仕様書 6. 7. 4 (5) による ・																
	16 ビニル床シート	[6. 8. 2] [6. 8. 3] <table><tr><th>種類の記号</th><th>色柄</th><th>厚さ (mm)</th><th>備考</th></tr><tr><td>※FS (複層ビニル床シート)</td><td>・ 無地</td><td>※2. 0</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・ マーブル柄</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ 柄物</td><td></td><td></td></tr></table> 接合部の処理 ※熱溶接工法 ・	種類の記号	色柄	厚さ (mm)	備考	※FS (複層ビニル床シート)	・ 無地	※2. 0		・	・ マーブル柄	・			・ 柄物		
種類の記号	色柄	厚さ (mm)	備考															
※FS (複層ビニル床シート)	・ 無地	※2. 0																
・	・ マーブル柄	・																
	・ 柄物																	

章	項 目	特 記 事 項				
	17 ビニル床タイル	[6. 8. 2]				
		種類の記号	色柄	寸法 (mm)	厚さ (mm)	備考
	※KT (コンポジションビニル床タイル) ・ TT (単層ビニル床タイル) ・ FT (複層ビニル床タイル) ・ FOA (置敷きビニル床タイル) ・ FOB (薄型置敷きビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450 ・ 500×500	・ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0		
	18 特殊機能床	[6. 8. 2]				
			厚さ、寸法、形状	性能	種類	
		・ 帯電防止床シート	(mm)			
		・ 帯電防止床タイル	－ (mm)			
		・ 視覚障害者用床タイル	(mm)	視覚障害者誘導 ブロック等の突起の 形状・寸法及び その配列はJIS T 9251 による		
		・ 耐動荷重性床シート	(mm)			
		・ 防滑性床シート	(mm)			
		・ 防滑性床タイル	－ (mm)			
	19 ビニル幅木	[6. 8. 2]				
		材質	・ 軟質	・ 硬質		
		高さ (mm)	※60	・ 75	・ 100	※300
		厚さ (mm)	※1.5 以上	・		
	20 ゴム床タイル	[6. 8. 2]				
		種類	(			)
		色柄	(			)
		厚さ (mm)	・ 3.0	・ 4.5	・ 6.0	・ 9.0
		寸法 (mm)	(			)

[illegible]

章	項 目	特 記 事 項			
22	合成樹脂塗床	[6. 10. 2] [6. 10. 3]			
		種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
		・ 厚膜型塗床材 （弾性ウレタン樹脂系塗床）			※平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
		・ 厚膜型塗床材 （エポキシ樹脂系塗床）		・ 薄膜流しのベ工法 ・ 厚膜流しのベ工法 ・ 樹脂モルタル工法	・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ
		・ 薄膜型塗床材 （エポキシ樹脂系塗床）			※平滑仕上げ
		・ アクリル樹脂塗床 （JIS K 5970） （防塵塗料塗り）		※製造所の指定によ る	表面仕上げ ※平滑 溶剤 ※水性
		塗床料のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆			
23	フローリング張り	[6. 11. 2～6. 11. 6]			
		フローリングのホルムアルデヒドの放散量等 ※改修標準仕様書 6. 11. 2(2)による			
		各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆			
		単層フローリング ・ フローリングボード1等			
		工法	・ 釘止め工法（・ 根太張り ・ 直張り） ・ 接着工法		
		樹種	※なら		
		厚さ、大きさ	・		
		仕上塗装	※塗装品 ・ 無塗装品		
		間伐材等の適用	・ 適用する ・ 適用しない		
		・ フローリングブロック1等			
		工法	※接着工法		
		樹種	※なら		
		厚さ、大きさ	・		
		仕上塗装	※塗装品 ・ 無塗装品		
		間伐材等の適用	・ 適用する ・ 適用しない		
		複合フローリング ・ 天然木化粧複合フローリング			
		工法	・ 釘止め工法（・ 根太張り ・ 直張り） ・ 接着工法		
		樹種	※なら		
		種別	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種		
		仕上塗装	・ 塗装品 ・ 無塗装品		
		間伐材等の適用	・ 適用する ・ 適用しない		
		接着工法の場合の裏面緩衝材 ※合成樹脂発泡シート ・ 現場塗装仕上げ ・ 行う（施工箇所			

章	項 目	特 記 事 項																																		
	24 畳敷き	[6. 12. 2] 種別 ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 (畳床： ・ KT-Ⅰ ・ KT-Ⅱ ・ KT-Ⅲ ・ KT-K ・ KT-N) 下地の種類 ・ 標準仕様書 表 12. 6. 1 による床組 ・ ポリスチレンフォーム床下地 (ノンフロン) ・ 畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 衝撃緩和型畳 (畳表： ・ G1 ・ G2)																																		
25	せっこうボード その他ボード及び 合板張り	[6. 13. 2] [6. 13. 3] MDF 及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ 合板のホルムアルデヒド放散量 ※改修標準仕様書 6. 13. 2 (2) (イ) の (a) ～ (d) のいずれか ・ 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ 木質系セメント板 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ (mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ 硬質 (HW)</td><td>・ 15 ・ 20 ・ 25 ・</td></tr><tr><td>・ 中質 (MW)</td><td>・ 15 ・ 20 ・ 25 ・</td></tr><tr><td>・ 普通 (NW)</td><td>・ 15 ・ 20 ・ 25 ・</td></tr></table> 木片セメント板 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ (mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ 硬質 (HW)</td><td>・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・</td></tr><tr><td>・ 普通 (NW)</td><td>・ 30 ・</td></tr></table> 繊維強化セメント板 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ (mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ けい酸カルシウム板</td><td>普通ボード 0. 8FK タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8</td></tr><tr><td>・ 化粧けい酸カルシウム板</td><td>普通ボード 0. 8FK タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8 表面への化粧張り等の加工 ・ アクリル樹脂系焼付け ・</td></tr></table> 火山性ガラス質複層板 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ (mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ 火山性ガラス質複層板</td><td>・ 図示による</td></tr></table> 繊維板 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ (mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ ハードボード (素地) スタンダードボード</td><td>・ 素地ハードボード (・ 未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 内装用化粧ハードボード (DI) 厚さ ・ 2. 5 ・ 3. 5 ・ 5 ・ 7</td></tr><tr><td>・ テンパードボード (処理)</td><td>・ 素地ハードボード (・ 未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 外装用化粧ハードボード (DI) 厚さ ・ 2. 5 ・ 3. 5 ・ 5 ・ 7</td></tr><tr><td>・ ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)</td><td>・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12</td></tr><tr><td>・ インシュレーションボード</td><td>A 級 (・ 天然仕上げ ・ 内装仕上げ ・) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18</td></tr></table>	種類	厚さ (mm)、規格等	・ 硬質 (HW)	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・	・ 中質 (MW)	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・	・ 普通 (NW)	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・	種類	厚さ (mm)、規格等	・ 硬質 (HW)	・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・	・ 普通 (NW)	・ 30 ・	種類	厚さ (mm)、規格等	・ けい酸カルシウム板	普通ボード 0. 8FK タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8	・ 化粧けい酸カルシウム板	普通ボード 0. 8FK タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8 表面への化粧張り等の加工 ・ アクリル樹脂系焼付け ・	種類	厚さ (mm)、規格等	・ 火山性ガラス質複層板	・ 図示による	種類	厚さ (mm)、規格等	・ ハードボード (素地) スタンダードボード	・ 素地ハードボード (・ 未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 内装用化粧ハードボード (DI) 厚さ ・ 2. 5 ・ 3. 5 ・ 5 ・ 7	・ テンパードボード (処理)	・ 素地ハードボード (・ 未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 外装用化粧ハードボード (DI) 厚さ ・ 2. 5 ・ 3. 5 ・ 5 ・ 7	・ ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)	・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12	・ インシュレーションボード	A 級 (・ 天然仕上げ ・ 内装仕上げ ・) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18
種類	厚さ (mm)、規格等																																			
・ 硬質 (HW)	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・																																			
・ 中質 (MW)	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・																																			
・ 普通 (NW)	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・																																			
種類	厚さ (mm)、規格等																																			
・ 硬質 (HW)	・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・																																			
・ 普通 (NW)	・ 30 ・																																			
種類	厚さ (mm)、規格等																																			
・ けい酸カルシウム板	普通ボード 0. 8FK タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8																																			
・ 化粧けい酸カルシウム板	普通ボード 0. 8FK タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8 表面への化粧張り等の加工 ・ アクリル樹脂系焼付け ・																																			
種類	厚さ (mm)、規格等																																			
・ 火山性ガラス質複層板	・ 図示による																																			
種類	厚さ (mm)、規格等																																			
・ ハードボード (素地) スタンダードボード	・ 素地ハードボード (・ 未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 内装用化粧ハードボード (DI) 厚さ ・ 2. 5 ・ 3. 5 ・ 5 ・ 7																																			
・ テンパードボード (処理)	・ 素地ハードボード (・ 未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 外装用化粧ハードボード (DI) 厚さ ・ 2. 5 ・ 3. 5 ・ 5 ・ 7																																			
・ ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)	・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12																																			
・ インシュレーションボード	A 級 (・ 天然仕上げ ・ 内装仕上げ ・) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18																																			

章	項 目	特 記 事 項																																				
		パーティクルボード <table><tr><th>種類</th><th>厚さ(mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ 単板張りパーティクルボード</td><td>・ 無研磨板 (VN) ・ 研磨板 (VS) ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・</td></tr><tr><td>・ 化粧パーティクルボード</td><td>・ 単板オーバーレイ (DV) ・ プラスチックオーバーレイ (D0) ・ 塗装 (DC) ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) ・</td></tr></table> 吸音材料 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ(mm)、規格等</th></tr><tr><td>※ロックウール化粧吸音板 (DR)</td><td>※フラットタイプ (・ 9 (不燃) ※12 (不燃) ・) ・ 凹凸タイプ (・ 12 (不燃) ・ 15 (不燃) ・)</td></tr><tr><td>・ ロックウール吸音ボード 1号</td><td>・ 25 ・</td></tr><tr><td>・ グラスウール吸音ボード 32K</td><td>・ 25 (ガラスクロス包) ・</td></tr></table> せっこうボード製品 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ(mm)、規格等</th></tr><tr><td>※せっこうボード (GB-R)</td><td>※12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) ・</td></tr><tr><td>・ 不燃積層せっこうボード (GB-NC)</td><td>9.5 (不燃) ・ 化粧有 (下地張り用) ・ 化粧無 (トラバーチン模様)</td></tr><tr><td>・ シージングせっこうボード (GB-S)</td><td>12.5 (※不燃 ・ 準不燃)</td></tr><tr><td>・ 強化せっこうボード (GB-F)</td><td>・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃)</td></tr><tr><td>・ せっこうラスボード (GB-L)</td><td>9.5</td></tr><tr><td>※化粧せっこうボード (GB-D)</td><td>・ 木目 12.5 (不燃) 幅 440 mm程度 模様 (・ 柾目 ・ 板目) 専用下地材有り ※トラバーチン模様 9.5 (準不燃)</td></tr></table> 合板 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ(mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ 普通合板</td><td>表面の樹種 生地、透明塗料塗り (※70°程度 ・) 不透明塗料塗り (※しな合板程度 ・) 板面の品質 () 厚さ(mm) ※図示による 接着の程度 (・ 1 類 ・ 2 類) 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない</td></tr><tr><td>・ 天然木化粧合板</td><td>化粧板の樹種名 () 接着の程度 (・ 1 類 ・ 2 類) 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない</td></tr><tr><td>・ 特殊加工化粧合板</td><td>化粧加工の方法 (・ オバーレイ ・ プリント ・ 塗装) 表面性能 () タイプ 接着の程度 (・ 1 類 ・ 2 類) 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない</td></tr></table>	種類	厚さ(mm)、規格等	・ 単板張りパーティクルボード	・ 無研磨板 (VN) ・ 研磨板 (VS) ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・	・ 化粧パーティクルボード	・ 単板オーバーレイ (DV) ・ プラスチックオーバーレイ (D0) ・ 塗装 (DC) ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) ・	種類	厚さ(mm)、規格等	※ロックウール化粧吸音板 (DR)	※フラットタイプ (・ 9 (不燃) ※12 (不燃) ・) ・ 凹凸タイプ (・ 12 (不燃) ・ 15 (不燃) ・)	・ ロックウール吸音ボード 1号	・ 25 ・	・ グラスウール吸音ボード 32K	・ 25 (ガラスクロス包) ・	種類	厚さ(mm)、規格等	※せっこうボード (GB-R)	※12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) ・	・ 不燃積層せっこうボード (GB-NC)	9.5 (不燃) ・ 化粧有 (下地張り用) ・ 化粧無 (トラバーチン模様)	・ シージングせっこうボード (GB-S)	12.5 (※不燃 ・ 準不燃)	・ 強化せっこうボード (GB-F)	・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃)	・ せっこうラスボード (GB-L)	9.5	※化粧せっこうボード (GB-D)	・ 木目 12.5 (不燃) 幅 440 mm程度 模様 (・ 柾目 ・ 板目) 専用下地材有り ※トラバーチン模様 9.5 (準不燃)	種類	厚さ(mm)、規格等	・ 普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り (※70°程度 ・) 不透明塗料塗り (※しな合板程度 ・) 板面の品質 () 厚さ(mm) ※図示による 接着の程度 (・ 1 類 ・ 2 類) 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない	・ 天然木化粧合板	化粧板の樹種名 () 接着の程度 (・ 1 類 ・ 2 類) 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない	・ 特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 (・ オバーレイ ・ プリント ・ 塗装) 表面性能 () タイプ 接着の程度 (・ 1 類 ・ 2 類) 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない
種類	厚さ(mm)、規格等																																					
・ 単板張りパーティクルボード	・ 無研磨板 (VN) ・ 研磨板 (VS) ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・																																					
・ 化粧パーティクルボード	・ 単板オーバーレイ (DV) ・ プラスチックオーバーレイ (D0) ・ 塗装 (DC) ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) ・																																					
種類	厚さ(mm)、規格等																																					
※ロックウール化粧吸音板 (DR)	※フラットタイプ (・ 9 (不燃) ※12 (不燃) ・) ・ 凹凸タイプ (・ 12 (不燃) ・ 15 (不燃) ・)																																					
・ ロックウール吸音ボード 1号	・ 25 ・																																					
・ グラスウール吸音ボード 32K	・ 25 (ガラスクロス包) ・																																					
種類	厚さ(mm)、規格等																																					
※せっこうボード (GB-R)	※12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) ・																																					
・ 不燃積層せっこうボード (GB-NC)	9.5 (不燃) ・ 化粧有 (下地張り用) ・ 化粧無 (トラバーチン模様)																																					
・ シージングせっこうボード (GB-S)	12.5 (※不燃 ・ 準不燃)																																					
・ 強化せっこうボード (GB-F)	・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃)																																					
・ せっこうラスボード (GB-L)	9.5																																					
※化粧せっこうボード (GB-D)	・ 木目 12.5 (不燃) 幅 440 mm程度 模様 (・ 柾目 ・ 板目) 専用下地材有り ※トラバーチン模様 9.5 (準不燃)																																					
種類	厚さ(mm)、規格等																																					
・ 普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り (※70°程度 ・) 不透明塗料塗り (※しな合板程度 ・) 板面の品質 () 厚さ(mm) ※図示による 接着の程度 (・ 1 類 ・ 2 類) 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない																																					
・ 天然木化粧合板	化粧板の樹種名 () 接着の程度 (・ 1 類 ・ 2 類) 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない																																					
・ 特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 (・ オバーレイ ・ プリント ・ 塗装) 表面性能 () タイプ 接着の程度 (・ 1 類 ・ 2 類) 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない																																					

章	項 目	特 記 事 項																
		化粧板 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ(mm)、規格等</th></tr><tr><td>※メラミン樹脂化粧板</td><td>JIS K 6903による (※3)</td></tr><tr><td>・ポリエステル樹脂化粧板</td><td></td></tr></table> 天井ボード類（ロックウール吸音板を除く）の重ね張りを行う場合 ※図示による ・ 合板類の張付け ・A種 ・B種 ・ せっこうボードの目地等 目地工法の種類 ※仕上表による ・ <table><tr><td>・突付け工法のエッジの種類</td><td>・ベベルエッジ ・スクエアエッジ</td></tr><tr><td>・目透かし工法のエッジの種類</td><td>・ベベルエッジ ・スクエアエッジ</td></tr></table> 化粧加工の方法（・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ・ ）	種類	厚さ(mm)、規格等	※メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903による (※3)	・ポリエステル樹脂化粧板		・突付け工法のエッジの種類	・ベベルエッジ ・スクエアエッジ	・目透かし工法のエッジの種類	・ベベルエッジ ・スクエアエッジ						
種類	厚さ(mm)、規格等																	
※メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903による (※3)																	
・ポリエステル樹脂化粧板																		
・突付け工法のエッジの種類	・ベベルエッジ ・スクエアエッジ																	
・目透かし工法のエッジの種類	・ベベルエッジ ・スクエアエッジ																	
26	壁紙張り	[6. 14. 2] [6. 14. 3] ホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ ・ <table><tr><th>施工箇所</th><th>壁紙の種類</th><th>防火性能</th><th>備考</th></tr><tr><td>壁</td><td>・紙 ※塩化ビニル ・繊維 ・プラスチック ・無機質 ・その他</td><td>※不燃 ・準不燃 ・難燃</td><td></td></tr><tr><td>天井</td><td>・紙 ・塩化ビニル ・繊維 ・プラスチック ・無機質 ※その他(クレーンク)</td><td>※不燃 ・準不燃 ・難燃</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・紙 ・塩化ビニル ・繊維 ・プラスチック ・無機質 ・その他</td><td>・不燃 ・準不燃 ・難燃</td><td></td></tr></table> モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種類 ※B種 ・A種 コンクリート面の素地ごしらえの種類 ※B種 ・A種 せっこうボード面の素地ごしらえの種類 ※B種 ・A種	施工箇所	壁紙の種類	防火性能	備考	壁	・紙 ※塩化ビニル ・繊維 ・プラスチック ・無機質 ・その他	※不燃 ・準不燃 ・難燃		天井	・紙 ・塩化ビニル ・繊維 ・プラスチック ・無機質 ※その他(クレーンク)	※不燃 ・準不燃 ・難燃			・紙 ・塩化ビニル ・繊維 ・プラスチック ・無機質 ・その他	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
施工箇所	壁紙の種類	防火性能	備考															
壁	・紙 ※塩化ビニル ・繊維 ・プラスチック ・無機質 ・その他	※不燃 ・準不燃 ・難燃																
天井	・紙 ・塩化ビニル ・繊維 ・プラスチック ・無機質 ※その他(クレーンク)	※不燃 ・準不燃 ・難燃																
	・紙 ・塩化ビニル ・繊維 ・プラスチック ・無機質 ・その他	・不燃 ・準不燃 ・難燃																
27	モルタル塗り	[6. 15. 3] [6. 15. 5] [6. 15. 6] モルタル ・現場調合材料 ・既調合材料（ ） 既製目地材 ・設ける 施工箇所（ ） 形状（※図示 ・ ） ・設けない 床の目地 ・設ける 目地割り ※2 m²程度（最大目地間隔3m程度） ・ 目地の種類 ※押し目地 ・ ・設けない 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理 ・図示による ・																

章	項 目	特 記 事 項				
	28 タイル張り	[6. 16. 2～6. 16. 4]				
		伸縮調整目地の位置 床タイル ※縦、横とも 4m 以内ごと ・図示 ・ 床タイル以外 ・図示 ・				
		伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修特記仕様書 3 章による				
		見本焼き ・ 行う（施工箇所： ） ・ 行わない				
		試験張り ・ 行う（範囲、仕様等は図示による） ・ 行わない				
		・ セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り タイルの形状、寸法等				
		施工箇所				
		種類				
		形状/寸法 (mm)				
		再生材料 の適用	・ 適用する	・ 適用する	・ 適用する	・ 適用する
		吸水率による 区分	・ I ・ II ・ III	・ I ・ II ・ III	・ I ・ II ・ III	・ I ・ II ・ III
		うわぐすり	・ 施ゆう ・ 無ゆう	・ 施ゆう ・ 無ゆう	・ 施ゆう ・ 無ゆう	・ 施ゆう ・ 無ゆう
		役物	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無
		色	・ 標準 ・ 特注	・ 標準 ・ 特注	・ 標準 ・ 特注	・ 標準 ・ 特注
		耐凍害性	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無
耐滑り性	・	・	・	・		
備考						
標準的な曲がりの役物は一体成形とする。						
既調合モルタル（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による） モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。						
既調合目地材（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）						

章	項 目	特 記 事 項																																																										
		壁タイル張りの工法 内装タイル ・密着張り ・改良圧着張り 内装タイル以外のユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り ・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り タイルの形状、寸法等 <table><tr><td>施工箇所</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>種類</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>形状/寸法 (mm)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>再生材料 の適用</td><td>・適用する</td><td>・適用する</td><td>・適用する</td><td>・適用する</td></tr><tr><td>吸水率による 区分</td><td>・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</td><td>・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</td><td>・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</td><td>・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</td></tr><tr><td>うわぐすり</td><td>・施ゆう ・無ゆう</td><td>・施ゆう ・無ゆう</td><td>・施ゆう ・無ゆう</td><td>・施ゆう ・無ゆう</td></tr><tr><td>役物</td><td>・有 ・無</td><td>・有 ・無</td><td>・有 ・無</td><td>・有 ・無</td></tr><tr><td>色</td><td>・標準 ・特注</td><td>・標準 ・特注</td><td>・標準 ・特注</td><td>・標準 ・特注</td></tr><tr><td>耐凍害性</td><td>・有 ・無</td><td>・有 ・無</td><td>・有 ・無</td><td>・有 ・無</td></tr><tr><td>耐滑り性</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 標準的な曲がりの役物は一体成形とする 内装タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・				施工箇所					種類					形状/寸法 (mm)					再生材料 の適用	・適用する	・適用する	・適用する	・適用する	吸水率による 区分	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	うわぐすり	・施ゆう ・無ゆう	・施ゆう ・無ゆう	・施ゆう ・無ゆう	・施ゆう ・無ゆう	役物	・有 ・無	・有 ・無	・有 ・無	・有 ・無	色	・標準 ・特注	・標準 ・特注	・標準 ・特注	・標準 ・特注	耐凍害性	・有 ・無	・有 ・無	・有 ・無	・有 ・無	耐滑り性	・	・	・	・	備考				
施工箇所																																																												
種類																																																												
形状/寸法 (mm)																																																												
再生材料 の適用	・適用する	・適用する	・適用する	・適用する																																																								
吸水率による 区分	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ																																																								
うわぐすり	・施ゆう ・無ゆう	・施ゆう ・無ゆう	・施ゆう ・無ゆう	・施ゆう ・無ゆう																																																								
役物	・有 ・無	・有 ・無	・有 ・無	・有 ・無																																																								
色	・標準 ・特注	・標準 ・特注	・標準 ・特注	・標準 ・特注																																																								
耐凍害性	・有 ・無	・有 ・無	・有 ・無	・有 ・無																																																								
耐滑り性	・	・	・	・																																																								
備考																																																												
29	セルフレベリング材 塗り	[6. 17. 2] [6. 17. 3]																																																										
	塗厚(mm)	・																																																										

7

塗装改修工事

章	項 目	特 記 事 項																																	
7	1 材料	[7. 1. 3] 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする ・以下の箇所を除き防火材料とする (箇所：)																																	
	2 下地調整	[7. 2. 1～7. 2. 7] 塗替え RB 種の場合の既存塗膜の除去範囲 ※劣化部分は除去し、活膜部分は残す ・図示による 既存錆止め塗料の鉛含有調査 ・行う (箇所) ※行わない 下地調整 <table><tr><th>下地面の種類</th><th>下地調整の種別 塗替え</th><th>ひび割れ部 の補修</th></tr><tr><td>木部</td><td>※不透明塗料塗りの場合はRB種 ・</td><td>－</td></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>※RB種 ・</td><td>－</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面</td><td>※RB種 ・</td><td>－</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具等)</td><td>※RB種 ・</td><td>－</td></tr><tr><td>モルタル、せっこうプラスター面</td><td>※RB種 ・</td><td>・行う ・行わない</td></tr><tr><td>コンクリート面 (DP以外)、 ALCパネル面</td><td>※RB種 ・</td><td>・行う ・行わない</td></tr><tr><td>押出成形セメント板面</td><td>・RA種 ・RB種 ・RC種</td><td>・行う ・行わない</td></tr><tr><td>コンクリート面 (DP)</td><td>・RB種 ・RC種</td><td>・行う ・行わない</td></tr><tr><td>せっこうボード面及び その他ボード面</td><td>※RB種 ・</td><td>－</td></tr></table>	下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部 の補修	木部	※不透明塗料塗りの場合はRB種 ・	－	鉄鋼面	※RB種 ・	－	亜鉛めっき鋼面	※RB種 ・	－	亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具等)	※RB種 ・	－	モルタル、せっこうプラスター面	※RB種 ・	・行う ・行わない	コンクリート面 (DP以外)、 ALCパネル面	※RB種 ・	・行う ・行わない	押出成形セメント板面	・RA種 ・RB種 ・RC種	・行う ・行わない	コンクリート面 (DP)	・RB種 ・RC種	・行う ・行わない	せっこうボード面及び その他ボード面	※RB種 ・	－			
	下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部 の補修																																
木部	※不透明塗料塗りの場合はRB種 ・	－																																	
鉄鋼面	※RB種 ・	－																																	
亜鉛めっき鋼面	※RB種 ・	－																																	
亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具等)	※RB種 ・	－																																	
モルタル、せっこうプラスター面	※RB種 ・	・行う ・行わない																																	
コンクリート面 (DP以外)、 ALCパネル面	※RB種 ・	・行う ・行わない																																	
押出成形セメント板面	・RA種 ・RB種 ・RC種	・行う ・行わない																																	
コンクリート面 (DP)	・RB種 ・RC種	・行う ・行わない																																	
せっこうボード面及び その他ボード面	※RB種 ・	－																																	
3 素地ごしらえ	[7. 3. 2～7. 3. 7] <table><tr><th colspan="2">下地面等</th><th>種類</th></tr><tr><td rowspan="2">木部</td><td>不透明塗料塗りの場合</td><td>※A種 ・B種</td></tr><tr><td>透明塗料塗りの場合</td><td>・A種 ※B種</td></tr><tr><td colspan="2">鉄鋼面 (DP以外)</td><td>・A種 ・B種 ※C種</td></tr><tr><td colspan="2">鉄鋼面 (DP)</td><td>・A種 ※B種 ・C種</td></tr><tr><td colspan="2">亜鉛めっき鋼面</td><td>・A種 ・B種</td></tr><tr><td colspan="2">モルタル及びせっこうプラスター面</td><td>・A種 ※B種</td></tr><tr><td colspan="2">コンクリート面 (DP以外)、 ALCパネル面</td><td>・A種 ※B種</td></tr><tr><td colspan="2">押出成形セメント板面</td><td>・A種 ・B種</td></tr><tr><td colspan="2">コンクリート面 (DP)</td><td>・A種 ※B種</td></tr><tr><td rowspan="2">せっこうボード面及び その他ボード面</td><td>目地：継目処理工法</td><td>※A種 ・B種</td></tr><tr><td>目地：継目処理工法以外</td><td>・A種 ※B種</td></tr></table>	下地面等		種類	木部	不透明塗料塗りの場合	※A種 ・B種	透明塗料塗りの場合	・A種 ※B種	鉄鋼面 (DP以外)		・A種 ・B種 ※C種	鉄鋼面 (DP)		・A種 ※B種 ・C種	亜鉛めっき鋼面		・A種 ・B種	モルタル及びせっこうプラスター面		・A種 ※B種	コンクリート面 (DP以外)、 ALCパネル面		・A種 ※B種	押出成形セメント板面		・A種 ・B種	コンクリート面 (DP)		・A種 ※B種	せっこうボード面及び その他ボード面	目地：継目処理工法	※A種 ・B種	目地：継目処理工法以外	・A種 ※B種
下地面等		種類																																	
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種 ・B種																																	
	透明塗料塗りの場合	・A種 ※B種																																	
鉄鋼面 (DP以外)		・A種 ・B種 ※C種																																	
鉄鋼面 (DP)		・A種 ※B種 ・C種																																	
亜鉛めっき鋼面		・A種 ・B種																																	
モルタル及びせっこうプラスター面		・A種 ※B種																																	
コンクリート面 (DP以外)、 ALCパネル面		・A種 ※B種																																	
押出成形セメント板面		・A種 ・B種																																	
コンクリート面 (DP)		・A種 ※B種																																	
せっこうボード面及び その他ボード面	目地：継目処理工法	※A種 ・B種																																	
	目地：継目処理工法以外	・A種 ※B種																																	

章	項 目	特 記 事 項			
	4 錆止め塗料塗り	[7.4.2] [7.4.3]			
		錆止め塗料塗りの種別			
		素地面	塗装の種類	塗料の種別	工程の種別
		鉄鋼面	SOP (工程の種別は表 7.4.3)	塗替え	A 種 ※C 種 ・
				新規見え掛り	A 種 ※A 種 ・
				新規見え隠れ	A 種 ※B 種 ・
			EP-G (工程の種別は表 7.4.3)	塗替え	※B 種 ・A 種 ※C 種 ・
				新規見え掛り	※B 種 ・A 種 ※A 種 ・
				新規見え隠れ	※B 種 ・A 種 ※B 種 ・
			DP (工程の種別は表 7.4.4)	塗替え	7.4.2(1)(イ)(b) による ・A 種 (下地調整 RA 種) ・B 種 (下地調整 RB 種) ・C 種 (下地調整 RC 種)
				新規	7.4.2(1)(イ)(a) による ・A 種 ・
		亜鉛め つき面	SOP (工程の種別は表 7.4.5)	塗替え	※A 種 ・B 種 ※C 種 ・
				新 規	鋼製建具等 ※A 種 ・B 種 ※A 種 ・
					その他 ・A 種 ※B 種 ※B 種 ・
			EP-G (工程の種別は表 7.4.5)	塗替え	C 種 ・ ※C 種 ・
				新 規	鋼製建具等 C 種 ・ ※A 種 ・
					その他 C 種 ・ ※B 種 ・
			DP (工程の種別は表 7.4.6)	塗替え	B 種 ・ -
				新規	B 種 ・ -

章	項 目	特 記 事 項																																																																								
	5 塗装	[7.5.2～7.12.2]																																																																								
		<table><tr><th rowspan="2">塗装の種類</th><th rowspan="2">塗装面</th><th colspan="2">工程</th></tr><tr><th>塗替え</th><th>新規</th></tr><tr><td rowspan="5">※合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種類別 ※1種 ・2種</td><td>木部屋外</td><td>※B種 ・</td><td>※A種 ・</td></tr><tr><td>木屋内内</td><td>※B種 ・</td><td>※B種 ・</td></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>※B種 ・</td><td>※B種 ・ A種</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具)</td><td>※A種 ・</td><td>※B種 ・</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具以外)</td><td>※B種 ・</td><td>※B種 ・</td></tr><tr><td colspan="2">・ クリヤラッカー塗り (CL)</td><td>※B種 ・ A種</td><td>※B種 ・ A種</td></tr><tr><td colspan="2">・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)</td><td>※B種 ・ A種</td><td>※B種 ・ A種</td></tr><tr><td rowspan="3">・ 耐候性塗料塗り (DP)</td><td>鉄鋼面 上塗り等級()級</td><td>・</td><td>A種</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面 上塗り等級()級</td><td>・</td><td>A種</td></tr><tr><td>コンクリート面及び押出成形セメント板面</td><td>・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種</td><td>・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種</td></tr><tr><td rowspan="4">・ つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)</td><td>コンクリート面等</td><td>※B種 ・</td><td>※B種 ・ A種</td></tr><tr><td>屋内の木部</td><td>※B種 ・</td><td>※A種 ・</td></tr><tr><td>屋内の鉄鋼面</td><td>※B種 ・</td><td>※B種 ・ A種</td></tr><tr><td>屋内の亜鉛めっき鋼面</td><td>※A種 ・</td><td>※A種 ・ B種</td></tr><tr><td colspan="2">・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)</td><td>※B種 ・</td><td>※B種 ・</td></tr><tr><td colspan="2">・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)</td><td>※B種 ・ A種</td><td>※B種 ・ A種</td></tr><tr><td colspan="2">・ ステイン塗り</td><td colspan="2">・ ピグメントステイン塗り ・ オイルステイン塗り (OS)</td></tr><tr><td colspan="2">・ 木材保護塗料塗り (WP)</td><td>※B種 ・ A種</td><td>※B種 ・ A種</td></tr></table>				塗装の種類	塗装面	工程		塗替え	新規	※合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種類別 ※1種 ・2種	木部屋外	※B種 ・	※A種 ・	木屋内内	※B種 ・	※B種 ・	鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・ A種	亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具)	※A種 ・	※B種 ・	亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具以外)	※B種 ・	※B種 ・	・ クリヤラッカー塗り (CL)		※B種 ・ A種	※B種 ・ A種	・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)		※B種 ・ A種	※B種 ・ A種	・ 耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面 上塗り等級()級	・	A種	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級()級	・	A種	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種	・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種	・ つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)	コンクリート面等	※B種 ・	※B種 ・ A種	屋内の木部	※B種 ・	※A種 ・	屋内の鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・ A種	屋内の亜鉛めっき鋼面	※A種 ・	※A種 ・ B種	・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)		※B種 ・	※B種 ・	・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		※B種 ・ A種	※B種 ・ A種	・ ステイン塗り		・ ピグメントステイン塗り ・ オイルステイン塗り (OS)		・ 木材保護塗料塗り (WP)		※B種 ・ A種	※B種 ・ A種
塗装の種類	塗装面	工程																																																																								
		塗替え	新規																																																																							
※合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種類別 ※1種 ・2種	木部屋外	※B種 ・	※A種 ・																																																																							
	木屋内内	※B種 ・	※B種 ・																																																																							
	鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・ A種																																																																							
	亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具)	※A種 ・	※B種 ・																																																																							
	亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具以外)	※B種 ・	※B種 ・																																																																							
・ クリヤラッカー塗り (CL)		※B種 ・ A種	※B種 ・ A種																																																																							
・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)		※B種 ・ A種	※B種 ・ A種																																																																							
・ 耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面 上塗り等級()級	・	A種																																																																							
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級()級	・	A種																																																																							
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・ A-1種 ・ A-2種 ・ B-1種 ・ B-2種 ・ C-1種 ・ C-2種	・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種																																																																							
・ つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)	コンクリート面等	※B種 ・	※B種 ・ A種																																																																							
	屋内の木部	※B種 ・	※A種 ・																																																																							
	屋内の鉄鋼面	※B種 ・	※B種 ・ A種																																																																							
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※A種 ・	※A種 ・ B種																																																																							
・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)		※B種 ・	※B種 ・																																																																							
・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		※B種 ・ A種	※B種 ・ A種																																																																							
・ ステイン塗り		・ ピグメントステイン塗り ・ オイルステイン塗り (OS)																																																																								
・ 木材保護塗料塗り (WP)		※B種 ・ A種	※B種 ・ A種																																																																							
		つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面) の塗替えの場合のしめ止め ※B 種又はC 種の場合は改修標準仕様書 表 7.9.1 の工程 1 の下塗りをしめ止めシーラーとする ・																																																																								
		合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしめ止め ※B 種又はC 種の場合は改修標準仕様書 表 7.9.1 の工程 1 の下塗りをしめ止めシーラーとする ・																																																																								
		・ 高日射反射率塗料塗り 下地調整 (改修標準仕様書 表 7.2.2) ・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種																																																																								
		<table><tr><th rowspan="2">工程</th><th colspan="4">塗料その他</th><th rowspan="2">塗付け量 (kg/㎡)</th></tr><tr><th>規格番号</th><th>規格名称</th><th>種類</th><th>等級</th></tr><tr><td>塗料塗り</td><td>JIS K 5675</td><td>屋 根 用 高 日 射 反 射 率 塗 料</td><td>2 種</td><td>・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級</td><td>塗料製造所の仕様による</td></tr></table>				工程	塗料その他				塗付け量 (kg/㎡)	規格番号	規格名称	種類	等級	塗料塗り	JIS K 5675	屋 根 用 高 日 射 反 射 率 塗 料	2 種	・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級	塗料製造所の仕様による																																																					
工程	塗料その他				塗付け量 (kg/㎡)																																																																					
	規格番号	規格名称	種類	等級																																																																						
塗料塗り	JIS K 5675	屋 根 用 高 日 射 反 射 率 塗 料	2 種	・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級	塗料製造所の仕様による																																																																					
		クリアラッカー塗り A 種の工法 2 の適用 ・ 適用しない ・ 適用する (着色剤： ・ 有機系着色剤 ・ 油性染料着色剤)																																																																								
		ウレタン樹脂ワニス塗りの工法 1 の着色の適用 ・ 適用する ・ 適用しない																																																																								
		オイルステイン塗りの工程等 ※製造所の仕様による																																																																								

章	項 目	特 記 事 項
8 耐震改修工事	<一般事項> 1 適用範囲	- 改修標準仕様書 8章 耐震改修工事 - 改修標準仕様書において8章耐震改修工事以外の改修工事で8章を引用している部分 工事内容 - 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 - 鉄骨ブレースの設置工事 - 柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法） - 柱補強工事（鉄板巻き工法又は帯板巻き工法） - 連続繊維補強工事 - 耐震スリット新設工事 - 土工事及び地業工事
	2 既存部分の処理等	[8. 21. 2] [8. 22. 2] [8. 23. 2] [8. 24. 4] [8. 25. 2] 既存構造体の撤去 撤去範囲 - 図示による（ ） はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置 - 図示による（ ） 既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度及び範囲 [8. 21. 3] [8. 22. 3] [8. 23. 3] - 既存柱、梁面 - 打ち継ぎ面の15～30%程度に、平均深さ2～5mm（最大7mm）程度の凹を全体にわたってつける - 既存壁 - 打ち継ぎ面の10～15%程度に、平均深さ2～5mm（最大7mm）程度の凹を全体にわたってつける 既存杭の撤去等 - 撤去範囲及び撤去方法 - 図示による（ ） - 杭頭部の処理 - 図示による（ ） - 既存杭の補強 - 図示による（ ） - 既存杭の健全性を確認する試験 - 行う - 図示による（ ） - 行わない

章	項 目	特 記 事 項															
8 耐震改修工事	<鉄筋工事> 1 鉄筋	[8. 2. 1] 鉄筋の種類 <table><tr><th>種類の記号</th><th>呼び径 (mm)</th><th>備考</th></tr><tr><td>・ SD295</td><td>※D16 以下</td><td></td></tr><tr><td>・ SD345</td><td>※D19 以上</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類の記号	呼び径 (mm)	備考	・ SD295	※D16 以下		・ SD345	※D19 以上							
	種類の記号	呼び径 (mm)	備考														
	・ SD295	※D16 以下															
	・ SD345	※D19 以上															
2 溶接金網	[8. 2. 2] 鉄線の形状等 <table><tr><th>種類</th><th>種類の記号</th><th>網目寸法、鉄線の径 (mm)</th><th>使用部位</th></tr><tr><td>・ 溶接金網</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 鉄筋格子</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	種類の記号	網目寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位	・ 溶接金網				・ 鉄筋格子							
種類	種類の記号	網目寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位														
・ 溶接金網																	
・ 鉄筋格子																	
3 鉄筋の継手	[8. 3. 4] [8. 4. 2] [8. 4. 3] 鉄筋の継手の方法等 <table><tr><th>部位</th><th>継手方法</th><th>呼び径 (mm)</th></tr><tr><td>・ 柱及び梁の主筋</td><td>・ ガス圧接 ・ 溶接継手 ・ 機械式継手</td><td>※D19 以上</td></tr><tr><td>・ 耐力壁の鉄筋</td><td>・ 重ね継手 ・</td><td></td></tr><tr><td>・ 基礎、耐力スラブ、土圧壁</td><td>・ ガス圧接 ・ 重ね継手</td><td></td></tr><tr><td>・ 上記以外 ()</td><td>・ 重ね継手 ・</td><td></td></tr></table> 継手位置 [8. 3. 4] ※図示による 柱及び梁主筋の重ね継手の長さ ※図示による () 耐力壁の重ね継手の長さ ※図示による	部位	継手方法	呼び径 (mm)	・ 柱及び梁の主筋	・ ガス圧接 ・ 溶接継手 ・ 機械式継手	※D19 以上	・ 耐力壁の鉄筋	・ 重ね継手 ・		・ 基礎、耐力スラブ、土圧壁	・ ガス圧接 ・ 重ね継手		・ 上記以外 ()	・ 重ね継手 ・		
部位	継手方法	呼び径 (mm)															
・ 柱及び梁の主筋	・ ガス圧接 ・ 溶接継手 ・ 機械式継手	※D19 以上															
・ 耐力壁の鉄筋	・ 重ね継手 ・																
・ 基礎、耐力スラブ、土圧壁	・ ガス圧接 ・ 重ね継手																
・ 上記以外 ()	・ 重ね継手 ・																
4 鉄筋の定着	[8. 3. 4] 鉄筋の定着長さ ※図示による ・																
5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (溶接金網含む)	[8. 3. 5] 最小かぶり厚さ (目地底からの算出を行う) ・ 図示による ・ 耐久性上不利な箇所がある場合 (塩害等を受けるおそれのある部分等) ・ 適用箇所 () ・ 最小かぶり厚さに加える厚さ () mm ・																
6 圧接完了後の試験	[8. 3. 8] 外観試験 ※行う (全ての圧接部) 超音波探傷試験 [8. 3. 8] ※行う (全ての圧接部)																
7 割裂補強筋	[8. 21. 6] [8. 22. 7] 形状 ・ スパイラル筋 ・ 種類の記号 ・ SR235 又は SWM-P ・ 呼び径、曲げ直径、ピッチ ・ 図示による																

章	項 目	特 記 事 項																								
8 耐震改修工事	<コンクリート工事> 1 コンクリートの種類等	[8. 1. 3] コンクリートの類別 ※Ⅰ類（茨城県の指定工場であり、JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート） ・Ⅱ類（JIS A 5308 に適合したコンクリート） [8. 1. 3] [8. 1. 4] ※普通コンクリート <table><tr><th>設計基準強度 (N/mm²)</th><th>スランプ (cm)</th><th>気乾単位容積質量 (t/m³)</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>・ 24</td><td>・ 15 又は 18 ・ 18</td><td>2.3 程度</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td><td></td></tr></table> [8. 2. 5] 構造体強度補正值 ※改修標準仕様書 表 8. 2. 4 による	設計基準強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	気乾単位容積質量 (t/m ³)	適用箇所	・ 24	・ 15 又は 18 ・ 18	2.3 程度		・	・			・	・			・	・			・	・		
	設計基準強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	気乾単位容積質量 (t/m ³)	適用箇所																						
	・ 24	・ 15 又は 18 ・ 18	2.3 程度																							
	・	・																								
	・	・																								
・	・																									
・	・																									
2 セメント	[8. 2. 5] <table><tr><th>種類</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>※普通ポルトランドセメント、高炉セメント A 種、シリカセメント A 種 又はフライアッシュセメントの A 種</td><td>※下記以外全て ・</td></tr><tr><td>・ 高炉セメント B 種</td><td>・ 1FL より下部（立上がり部含む） ・</td></tr><tr><td>・ フライアッシュセメント B 種</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr></table> 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が 7 日目で 352J/g 以下、かつ 28 日目で 402J/g 以下のものとする	種類	適用箇所	※普通ポルトランドセメント、高炉セメント A 種、シリカセメント A 種 又はフライアッシュセメントの A 種	※下記以外全て ・	・ 高炉セメント B 種	・ 1FL より下部（立上がり部含む） ・	・ フライアッシュセメント B 種	・	・	・															
種類	適用箇所																									
※普通ポルトランドセメント、高炉セメント A 種、シリカセメント A 種 又はフライアッシュセメントの A 種	※下記以外全て ・																									
・ 高炉セメント B 種	・ 1FL より下部（立上がり部含む） ・																									
・ フライアッシュセメント B 種	・																									
・	・																									
3 骨材	[8. 2. 5] アルカリシリカ反応性による区分 ※A ・ B（コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3.0kg/m ³ 以下）																									
4 混和材料	[8. 2. 5] ・ 混和剤 混和剤の種類 ※改修標準仕様書 8. 2. 5 (4) (a) による ・ ・ 混和材 混和材の種類 ※改修標準仕様書 8. 2. 5 (4) (b) による ・																									
5 構造体用モルタル	[8. 2. 6] 構造体用モルタル 圧縮強度（ ） フロー値（ ）																									

章	項 目	特 記 事 項																
	6 ひび割れ誘発目地、 打継目地	(6. 6. 4) (6. 8. 1) (9. 7. 3) 目地の寸法 ・ 標準仕様書 9. 7. 3 (1) (ア)～(ウ)による ※ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、躯体外側の打増し部で処理する ・ 図示による () ・ (6. 8. 1) ひび割れ誘発目地の位置 ・ 図示による ()																
	7 コンクリートの 仕上り	[8. 1. 4] [8. 2. 7] 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>適用箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ A 種</td><td>※図示による ()</td></tr><tr><td>・ B 種</td><td>※図示による ()</td></tr><tr><td>・ C 種</td><td>※図示による ()</td></tr></tbody></table> [8. 1. 4] [8. 2. 7] コンクリートの仕上りの平たんさ <table border="1"><thead><tr><th>種別</th><th>適用箇所</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ a 種</td><td>※図示による ()</td></tr><tr><td>・ b 種</td><td>※図示による ()</td></tr><tr><td>・ c 種</td><td>※図示による ()</td></tr></tbody></table>	種別	適用箇所	・ A 種	※図示による ()	・ B 種	※図示による ()	・ C 種	※図示による ()	種別	適用箇所	・ a 種	※図示による ()	・ b 種	※図示による ()	・ c 種	※図示による ()
	種別	適用箇所																
・ A 種	※図示による ()																	
・ B 種	※図示による ()																	
・ C 種	※図示による ()																	
種別	適用箇所																	
・ a 種	※図示による ()																	
・ b 種	※図示による ()																	
・ c 種	※図示による ()																	
8 打増し厚さ (打放し仕上げ部)	[8. 7. 8] 打増し厚さ ・ 打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る） ・ 20mm ・ ・ 打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る） ・ 10mm ・ 20mm ・ 打増し範囲 ・ 図示による () ・																	
9 型枠	(6. 8. 2) [8. 2. 7] せき板の材料及び厚さ ・ 合板（※12mm ・ ） (6. 8. 2) ・ 断熱材を兼用した型枠材 使用箇所 ・ 図示による () ・ (6. 8. 2) ・ MCR工法用シート 適用箇所 ・ 図示による () ・ 打増し厚さ ・ 20 mm ・ 打増し範囲 ・ 図示による () ・ [8. 2. 7] スリーブの材種・規格等 ・ 図示による () ・																	

章	項 目	特 記 事 項																												
	10 型枠の加工及び組立	[8. 7. 8] シアコネクタをセパレータとして使用 使用箇所 ・ 図示による () ・																												
	11 無筋コンクリート	[8. 11. 1] コンクリートの種類 ※普通コンクリート [8. 2. 5] セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は フライアッシュセメントのA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 [8. 11. 1] 設計基準強度 ※18 (N/mm ²) ・ [8. 11. 1] スランプ ※15cm 又は 18cm ・ (6. 14. 1) 適用箇所 ※標準仕様書 6. 14. 1(4) (ア)～(カ)による ・ 図示による ()																												
	12 コンクリートの 打込み工法等	[8. 21. 8] [8. 23. 5] コンクリートの打設工法の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補強工法</th><th>工法の種類</th><th>部位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">・ 現場打ちコン クリート壁の 増設工事</td><td>・ 工法指定なし</td><td>・ 全ての増設壁 ・ 図示による ()</td></tr> <tr> <td>・ 流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)</td><td>・ 全ての増設壁 ・ 図示による ()</td></tr> <tr> <td>・ 圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)</td><td>・ 全ての増設壁 ・ 図示による ()</td></tr> <tr> <td></td><td>・ 図示による () ・</td></tr> <tr> <td rowspan="4">・ 柱補強工事 (溶接金網巻き 及び溶接閉鎖 フープ巻き工 法)</td><td>・ 工法指定なし</td><td>・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による () ・</td></tr> <tr> <td>・ 流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)</td><td>・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による () ・</td></tr> <tr> <td>・ 圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)</td><td>・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による () ・</td></tr> <tr> <td></td><td>・ 図示による () ・</td></tr> <tr> <td rowspan="3">・</td><td>・ 工法指定なし</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	補強工法	工法の種類	部位	・ 現場打ちコン クリート壁の 増設工事	・ 工法指定なし	・ 全ての増設壁 ・ 図示による ()	・ 流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)	・ 全ての増設壁 ・ 図示による ()	・ 圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)	・ 全ての増設壁 ・ 図示による ()		・ 図示による () ・	・ 柱補強工事 (溶接金網巻き 及び溶接閉鎖 フープ巻き工 法)	・ 工法指定なし	・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による () ・	・ 流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)	・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による () ・	・ 圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)	・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による () ・		・ 図示による () ・	・	・ 工法指定なし		・ 流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)		・ 圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)	
補強工法	工法の種類	部位																												
・ 現場打ちコン クリート壁の 増設工事	・ 工法指定なし	・ 全ての増設壁 ・ 図示による ()																												
	・ 流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)	・ 全ての増設壁 ・ 図示による ()																												
	・ 圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)	・ 全ての増設壁 ・ 図示による ()																												
		・ 図示による () ・																												
・ 柱補強工事 (溶接金網巻き 及び溶接閉鎖 フープ巻き工 法)	・ 工法指定なし	・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による () ・																												
	・ 流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)	・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による () ・																												
	・ 圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)	・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による () ・																												
		・ 図示による () ・																												
・	・ 工法指定なし																													
	・ 流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)																													
	・ 圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)																													

章	項 目	特 記 事 項																		
8 耐震改修工事	<鉄骨工事> 1 鉄骨製作工場	[8. 1. 5] 建築基準法第 68 条の 25 に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場 評価の区分 ※ () グレード ・グレードの適用はしない ・ 監督員の承諾する国土交通大臣から認定を受けた工場																		
	2 鉄骨製作工場における施工管理技術者	[8. 1. 6] ※配置する																		
	3 鋼材	[8. 2. 8] 種類等 <table><tr><th>種類の記号</th><th>適用箇所(主要な部分)</th><th>規格</th></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS 規格による ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS 規格による ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS 規格による ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS 規格による ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS 規格による ・</td></tr></table> 溶融亜鉛めっき工法の適用箇所 ・ ・	種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格			・ JIS 規格による ・			・ JIS 規格による ・			・ JIS 規格による ・			・ JIS 規格による ・			・ JIS 規格による ・
	種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格																	
		・ JIS 規格による ・																		
		・ JIS 規格による ・																		
		・ JIS 規格による ・																		
		・ JIS 規格による ・																		
		・ JIS 規格による ・																		
4 高力ボルト	[8. 2. 9] 高力ボルトの区分 ・ トルシア形高力ボルト ・ JIS 形高力ボルト ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による ・ 摩擦面の処理方法等 溶融亜鉛めっき面以外 ※改修標準仕様書 8. 14. 2(1)による ・ 溶融亜鉛めっき面 [8. 20. 5] ・ ブラスト処理 (表面粗度 50 μ mRz 以上) ・ ブラスト処理以外の特別な処理方法 ・ 図示による () ・ ・ すべり試験 [8. 14. 2] ※すべり係数試験 ・ すべり耐力試験 試験の方法等 ・ 図示による () ・																			

章	項 目	特 記 事 項											
	5 普通ボルト	(7. 2. 3) ボルト及びナットの材料 ・標準仕様書 表 7. 2. 3 (JIS 附属書品) 又は次による ボルトの規格は、JIS B 1180 とする。 (ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。ボルトの強度区分は、4. 6 又は 4. 8 とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする。ナットの規格は、JIS B 1181 とする。ナットの種類は、六角ナット-C とし、材料は鋼とする。) (7. 2. 3) 座金 ・※JIS B 1256 による (7. 5. 2) 戻り止め ・※二重ナット [8. 13. 2] ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・※図示による											
	6 アンカーボルト	(7. 2. 4) (7. 10. 3) ・構造用アンカーボルト 種類 ・ ABR400 ・ ABR490 ・建方 (及び付属鉄骨) 用アンカーボルト 種類 ・ SS400 アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ・※標準仕様書 表 7. 2. 3 による [8. 13. 2] ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・※図示による											
	7 溶接材料	[8. 2. 10] 溶接材料 ・※改修標準仕様書 8. 2. 10 (1) (2) による ・改修標準仕様書 8. 2. 10 (1) (2) 以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ・図示による ()											
	8 ターンバックル	(7. 2. 6) 種類 建築用ターンバックル ・※羽子板ボルト 建築用ターンバックル胴 ・※割枠式 (7. 2. 6) ねじの呼び ・図示による ()											
	9 スタッド	(7. 2. 8) 種類等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th><th>呼び長さ (mm)</th><th>適用箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 16</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 19</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 22</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	呼び名	呼び長さ (mm)	適用箇所	・ 16			・ 19			・ 22	
呼び名	呼び長さ (mm)	適用箇所											
・ 16													
・ 19													
・ 22													

章	項 目	特 記 事 項
	10 製作精度	[8. 13. 3] 鉄骨の製作精度は、JASS 6 付則 6[鉄骨精度検査基準]に加えて、次による 通しダイヤフラムの突合せ継手の食い違いの寸法 ※平 12 建告第 1464 号第二号イ(2)による ・ アンダーカットの寸法 ※平 12 建告第 1464 号第二号イ(3)による ・ 食い違い・仕口のずれの検査方法及び補強方法 ・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による ・
	11 溶接技能者の 技量付加試験	[8. 15. 3] 試験の要領 ・図示による () ・
	12 溶接接合	[8. 15. 4] 開先の形状 ・図示による ・ [8. 15. 7] エンドタブの切断する部分 切断する箇所 ・図示による () ・ 切断範囲 ・エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から 5 mm 以下残して直線上に切断する。なお、切断せんが交差する場合は、交差部をアール状に加工する ・ 切断面の仕上げ ・改修標準仕様書 8. 15. 7(1) (a) (b)②による ・ [8. 15. 7] スカラップの形状 ・図示による ・
	13 入熱、パス間温度の 管理	適用箇所 ・図示による () ・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部

章	項 目	特 記 事 項																																										
	14 溶接部の試験	[8. 15. 12] 平 12 建告第 1464 号第二号に関する外観試験方法等 ・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」 3. 5. 2 受入検査による ・抜き取り検査① ※抜き取り検査② JASS 6 付則 6 [鉄骨精度検査基準] の付表 3「溶接」に関する試験方法等 ・ JASS 6 10. 4[受入検査]e. 溶接部の外観検査(1)から (5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書 7. 6. 13 による補修を行い、再試験する。 完全溶込み部の超音波探傷試験 ・ 工場溶接の場合 ※全数 ・ 工事現場溶接の場合 ※全数																																										
	15 錆止め塗装	[8. 17. 2] 塗装の範囲 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・ 図示による () 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ・ 図示による () [7. 3. 3] [8. 17. 4] 塗料の種別 下記以外の鉄鋼面は、標準仕様書 18 章 塗装工事による ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め 塗料の種別 ※A 種 ・ 耐火被覆が接着する面の塗料の種別 ・																																										
	16 耐火被覆	[8. 18. 2～8. 18. 8] 種類、材料、工法等 <table><tr><th>種類</th><th>材料・工法</th><th>性能（耐火時間）</th><th>適用箇所（部位・部分）</th></tr><tr><td rowspan="5">耐火材吹付け</td><td>乾式吹付け ロックウール</td><td></td><td></td></tr><tr><td>半乾式吹付け ロックウール</td><td></td><td></td></tr><tr><td>湿式ロックウール</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">耐火板張り</td><td>繊維混入けい酸 カルシウム板</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">耐火材巻付け</td><td>高断熱 ロックウール</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ラス張り モルタル塗り</td><td>—</td><td></td><td></td></tr><tr><td>耐火塗料</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）	耐火材吹付け	乾式吹付け ロックウール			半乾式吹付け ロックウール			湿式ロックウール			・			・			耐火板張り	繊維混入けい酸 カルシウム板			・			耐火材巻付け	高断熱 ロックウール			・			ラス張り モルタル塗り	—			耐火塗料			
種類	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）																																									
耐火材吹付け	乾式吹付け ロックウール																																											
	半乾式吹付け ロックウール																																											
	湿式ロックウール																																											
	・																																											
	・																																											
耐火板張り	繊維混入けい酸 カルシウム板																																											
	・																																											
耐火材巻付け	高断熱 ロックウール																																											
	・																																											
ラス張り モルタル塗り	—																																											
耐火塗料																																												

章	項 目	特 記 事 項
	17 建方精度	(7.10.2) ※JASS6 付則6〔鉄骨精度基準〕付表5〔工事現場〕による
	18 アンカーボルトの 設置等	(7.10.3) 構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ・図示による () ・ (7.10.3) 構造用アンカーフレームの形状及び寸法 ・図示による () ・ (7.10.3) 建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの形状及び寸法 ・図示による () ・ (7.10.3) 建方（及び付属鉄骨）の保持及び埋込み工法 種別 ・A種 ・B種 (7.10.3) 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 厚さ ・ 種別 ※A種 ・B種

章	項 目	特 記 事 項
8 耐震改修工事	<あと施工アンカー工事> 1 あと施工アンカー	[8. 2. 4] 材料等 ・金属系アンカー（耐震補強用） - 引張耐力 ※図示による（ ） - せん断耐力 ※図示による（ ） - アンカー本体の径及び有効埋込み長さ ・図示による（ ） - セット方式 ※本体打込み式改良型 - 接合筋の種類、径、長さ ・図示による（ ） - 性能確認試験 - 試験方法及び試験数 ・図示による（ ） ・接着系アンカー - 引張耐力 ※図示による（ ） - せん断耐力 ※図示による（ ） - アンカーの種類 ※カプセル方式 回転・打撃型 - 接着剤の品質 ※有機系 ・無機系 - アンカー筋の径及び埋込み長さ ・図示による - アンカー筋の種類 ・改修標準仕様書 表 8. 2. 1 の異形棒鋼 ・全ねじボルト - アンカー筋の新設壁内への定着長さ ・図示による - 性能確認試験 - 試験方法及び試験数 ・図示による（ ）
	2 穿孔	[8. 12. 1] 穿孔機械 （金属検知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する） ※ハンマードリル ・コアドリル [8. 12. 4] 埋込み配管等の探査方法 ・ JASS 11. 10. c に規定された非破壊検査を行う ・ 鉄筋探査機（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出を行う 鉄筋探査機の探査方式 ・ 電磁波レーダー法（3 D 表示対応型） ・ 電磁波レーダー法又は電磁誘導法 - 鉄筋探査機の性能 ・ CD 管及び非金属類の探査が可能である機器とする ・ はつり出しによる
	3 施工確認試験	[8. 12. 7] 試験方法 ※引張試験機による引張試験 確認強度 ・ 図示による（ ）

章	項 目	特 記 事 項
8 耐震改修工事	<グラウト工事>	[8. 2. 12]
	1 柱底均しモルタル 及びグラウト材	・ 柱底均しモルタル ※無収縮モルタル - 無収縮モルタルの材料、調合等 ※改修標準仕様書 8. 2. 12(1) (ア) から (エ) による ・ [8. 2. 12] ・ グラウト材 - 無収縮グラウト材の材質等、品質及び試験方法は、建築材料等品質性能表による。

章	項 目	特 記 事 項
8 耐震改修工事	<連続繊維補強工事>	[8. 2. 13]
	1 連続繊維シート巻き	連続繊維の材料 ・ 図示による () 引張強度、ヤング係数 (含浸硬化後) ・ 図示による () 工法 ※ (一財) 日本建築防災協会の評価を受けた工法 [8. 24. 6] 下地調整 ひび割れ部の改修工法の種類 ・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシーリング材充填工法 ・ シール工法 柱及び梁の隅角部の面取り ※工法の評価内容による [8. 24. 6] 連続繊維補強材の強度試験 ・ 引張強度試験 ※ JIS A 1191 (コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法) による ・ 試験数量 ・ 図示による () ・ 付着強度試験 ※ JIS A 6909 (建築用仕上塗材) による ・ 試験数量 ・ 図示による () 補強後の仕上げ [8. 24. 7] ・ 図示による ()

章	項 目	特 記 事 項
8 耐震改修工事	＜耐震スリット新設工事＞ 1 耐震スリット	[8. 25. 2] 幅及び深さ ・ 図示による () 設置個所 ・ 図示による ()
	2 施工前埋込み配管等の 探査	[8. 12. 4] 既存撤去部の配管等の探査方法 ・ 鉄筋探査機（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う 鉄筋探査機の探査方式 ・ 電磁波レーダー法（３Ｄ表示対応型） ・ 電磁波レーダー法又は電磁誘導法 ・ はつりだしによる ・
	3 充填材の挿入及び周囲 補修等	[8. 25. 2] ・ 耐火材 使用箇所及び仕様 ・ 図示による () ・ [8. 25. 2] ・ 遮音材 使用箇所及び仕様 ・ 図示による () ・ 撤去部の補修 ※撤去材と同一で補修 ・

章	項 目	特 記 事 項												
8 耐震改修工事	<土工事及び地業工事> 1 埋戻し及び盛土	[8. 28. 3] 埋戻し及び盛土 ・ A 種 適用箇所 () ・ B 種 適用箇所 () ・ C 種 適用箇所 () 土質 () 受渡場所 () ・ D 種 適用箇所 () ・ 材料 () 工法 ()												
	2 建設発生土の処理	[8. 28. 3] ※構外搬出適切処理 ・ 構内指示の場所に堆積 ・ 構内指示の場所に敷き均し 構外搬出の場合は、原則として 50km 範囲内の他の建設工事へ搬出するものとする。 なお、他の工事との受け入れ時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場（ストックヤードを含む）に搬出することを妨げない。 ※建設発生土の再利用 <table><tr><th>処理方法</th><th>搬出先</th></tr><tr><td>・ 現場内利用</td><td>仮置き場所住所 () 借地 ・ 有り ・ 無し</td></tr><tr><td>・ 工事間流用</td><td>相手工事番号及び名称 () 住所 ()</td></tr><tr><td>・ 捨土 (公共用地)</td><td>管理者名 () 住所 ()</td></tr><tr><td>・ スtockヤード</td><td>ストックヤードの名称 () 住所 ()</td></tr><tr><td>・ 未確定</td><td>相手工事番号及び名称 () (予定) 住所 ()</td></tr></table> 土質 ・ ローム ・ シルト ・ 砂質土 ・ レキ質土 ・ 土量 m ³ (地山換算土量) 片道運搬距離 km 条件 (昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法律・条例等) ・ 現場内利用を行う場合、現場外に仮置き場を設けて時期調整を行い、周辺環境に配慮し必要な措置を講じること。 工事間流用を行う場合、相手工事の受注者と綿密に協議を行うこと。 工事間流用、捨土の場合、搬出手続き等は監督員の指示による。 ストックヤードに搬出する場合は、付記事項の3を参照。	処理方法	搬出先	・ 現場内利用	仮置き場所住所 () 借地 ・ 有り ・ 無し	・ 工事間流用	相手工事番号及び名称 () 住所 ()	・ 捨土 (公共用地)	管理者名 () 住所 ()	・ スtockヤード	ストックヤードの名称 () 住所 ()	・ 未確定	相手工事番号及び名称 () (予定) 住所 ()
	処理方法	搬出先												
・ 現場内利用	仮置き場所住所 () 借地 ・ 有り ・ 無し													
・ 工事間流用	相手工事番号及び名称 () 住所 ()													
・ 捨土 (公共用地)	管理者名 () 住所 ()													
・ スtockヤード	ストックヤードの名称 () 住所 ()													
・ 未確定	相手工事番号及び名称 () (予定) 住所 ()													
3 山留めの撤去	[8. 28. 3] 鋼矢板の抜き跡の処理 ※直ちに砂で充填する [8. 28. 3] 山留めの存置 ・ 行う (存置範囲 ※図示による ()) ・													

章	項 目	特 記 事 項
	4 杭地業	[8. 28. 4] 支持層の位置及び土質（基礎ぐいの先端の位置含む） ・ 図示による（ ） [8. 2. 14] [8. 28. 4] 杭の材料、工法、寸法、施工方法等 ・ 図示による（ ） [8. 28. 4] ・ 試験杭の位置、本数及び寸法並びに施工方法 ・ 図示による（ ） [8. 2. 14] ・ 杭の継手の箇所数、材料、工法等 ・ 図示による（ ） [8. 28. 4] ・ 杭の溶接継手 - 技能資格者の技量 - 溶接部の確認 ・ 図示による（ ） ・ 図示による（ ） [8. 28. 4] ・ 杭頭の処理等 ・ 処理しない ・ 処理する 処理方法（切断にともなう補強方法含む） (4. 3. 8) ・ 杭頭の中詰め材料 ・ 基礎のコンクリートと同調合のもの [8. 28. 4] 杭の精度 - 水平方向への位置ずれ - 杭径の 1/4 かつ 100 mm 以下 - 杭の傾斜 1/100 以内 [8. 28. 4] 記録する施工状況等 ・ 図示による（ ）
	5 砂利地業	[8. 28. 4] 材料（茨城県の指定工場であること） ※再生クラッシャラン ・ 切込砂利又は切込碎石 [8. 28. 4] 砂利厚さ ※60 mm [8. 28. 4] 施工範囲 ・ 図示による（ ）
	6 捨コンクリート地業	[8. 28. 4] 厚さ ※50mm [8. 28. 4] 施工範囲 ・ 基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下 ・ 図示による（ ） [8. 11. 1] 設計基準強度 ※18N/mm² [8. 11. 1] スランプ ※15cm 又は 18cm

9

環境配慮改修工事

1

石綿含有建材の除去工事

章	項 目	特 記 事 項									
		・石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外）の除去 除去対象範囲 ・図示による ・ 除去した石綿含有成形板の処分 ・石綿含有せっこうボード ※埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・埋立処分（安定型最終処分場） ・中間処理（溶融施設または無害化処理施設） ・石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種）の除去 除去対象範囲 ・図示による ・ 隔離養生（負圧不要）方法 ・ビニールシート等による養生を行う ・ 除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分 ・埋立処分（安定型最終処分場） ・中間処理（溶融施設または無害化処理施設） ・石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 除去対象範囲 ・図示による ・ 着工前の試験施工 ※行う ・行わない 除去工法 ・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ・集じん装置併用手工具ケレン工法 ・集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa 以下、30～50MPa 程度） ・集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa 以上） ・剥離剤併用超音波ケレン工法 ・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa 程度） ・剥離剤併用超高圧洗浄工法（100MPa 以上） ・超音波ケレン工法（HEPA フィルター付き掃除機併用） 養生方法 ・ 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・埋立処分（安定型最終処分場） ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設または無害化処理施設） 石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ・図示による ・									
	2 PCB 含有シーリング材 処分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>採取する部位・箇所数</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・PCB 含有シーリング分析調査 （第一次判定）</td><td>部位 ・図示 ・ 箇所数： 箇所</td><td></td></tr> <tr> <td>・PCB 含有シーリング分析調査 （第二次判定）</td><td>部位 ・図示 ・ 箇所数： 箇所</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	採取する部位・箇所数	備考	・PCB 含有シーリング分析調査 （第一次判定）	部位 ・図示 ・ 箇所数： 箇所		・PCB 含有シーリング分析調査 （第二次判定）	部位 ・図示 ・ 箇所数： 箇所	
種類	採取する部位・箇所数	備考									
・PCB 含有シーリング分析調査 （第一次判定）	部位 ・図示 ・ 箇所数： 箇所										
・PCB 含有シーリング分析調査 （第二次判定）	部位 ・図示 ・ 箇所数： 箇所										

章	項 目	特 記 事 項									
	3 外断熱改修工事	[9.2.1～9.2.4] 断熱材 断熱材の種類 ・ 断熱材の厚さ (mm) ・ 施工箇所 ・ 図示による ・ ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ 外装材 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>防火性能</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 鋼材 改修特記仕様書第8章 鉄骨工事 3鋼材による。 笠木 改修特記仕様書第3章 アルミニウム製笠木による。 既存外壁の処置 既存外壁仕上材の撤去 ・ 行う ・ 行わない 下地面の清掃 ・ 行う ・ 行わない 欠損部の改修工法 ・ 改修特記仕様書第4章 外壁改修工事による ・ 工法 1章 適用区分による風圧力の(・1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対応した工法 不陸等の下地調整 ・ 断熱材の施工 ・ 断熱材製造所の仕様による ・ 外装材の施工 ・ 外装材製造所の仕様による ・ 通気層の有無 ・ 有 (mm) ・ 無 外装材の外壁への取付け ・ 図示による ・ 笠木の施工 ・ 改修特記仕様書第3章 アルミニウム製笠木による ・	種類	防火性能	備考	・			・		
種類	防火性能	備考									
・											
・											

章	項 目	特 記 事 項
	4 断熱・防露改修工事	[9.3.2～9.3.4] フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 工法 - 断熱材打込み工法 断熱材 JIS A 9521 に基づく発砲プラスチック断熱材 種類 厚さ (mm) 施工場所 - 断熱材現場発泡工法 断熱材の種類 A 種 I A 種 IH 厚さ (mm) 25 30 施工箇所 図示による - 断熱材後張り工法 断熱材 JIS A 9521 に基づく発砲プラスチック断熱材 種類 厚さ (mm) 断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネル 材質 厚さ (mm) 張付け工法 断熱材の張付け工法 断熱材へのボードの張付け工法
	5 屋上緑化改修工事	[9.4.2～9.4.4] 植栽基盤及び材料 - 屋上緑化軽量システム 芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※図示による 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示による (品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による) 工法 1 章 適用区分による風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法 かん水装置 - 設置する (種類) 既存保護層の撤去 - 行う ・行わない 新植した芝及び地被類の枯補償の期間 ※引き渡しの日から 1 年

章	項 目	特 記 事 項																								
	6 透水性アスファルト舗装改修工事	[9. 5. 2～9. 5. 5] [9. 5. 9] 既存舗装の撤去及び再利用 ※図示による ・ 路床 路床の材料 <table><tr><th>種別</th><th>材料</th><th>厚さ (mm)</th></tr><tr><td>・ 盛土</td><td>・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 建設汚泥から再生した処理土</td><td>・ 図示による ・</td></tr><tr><td>・ 凍上抑制層</td><td>・ 再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 砂（改修標準仕様書表 9. 5. 1 による） ・</td><td>・ 図示による ・</td></tr><tr><td>・ フィルター層</td><td>・ 砂（改修標準仕様書表 9. 5. 3(2) (ウ)による） ・</td><td>・ 図示による ・</td></tr></table> ・ 凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 路床安定処理 安定処理の方法 ・ 置き換え工法 ・ 安定処理工法 路床安定処理用添加材料 種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント B 種 ・ フライアッシュセメント B 種 ・ 生石灰（・ 特号 ・ 1 号） ・ 消石灰（・ 特号 ・ 1 号） ・ 添加量 ・ kg（目標 CBR ※3 以上 ・ ） 目標 CBR を満足する添加量の確認方法 ・ 安定処理土の CBR 試験 ・ ・ ジオテキスタイル 単位面積質量 ・ 60g/m²以上 ・ 厚さ (mm) ・ 0. 5～1. 0 ・ 引張強さ ・ 98N/5cm（10kgf/5cm）以上 ・ 透水係数 ・ 1. 5×10⁻¹cm/sec 以上 ・ 試験 路床土の支持力比（CBR）試験 ・ 行う（箇所） ・ 行わない 現場 CBR 試験 ・ 行う（箇所） ・ 行わない 路床締固め度の試験 ・ 行う（箇所） ・ 行わない 六価クロム溶出試験 ・ 行う ・ 行わない 路盤 路盤の構成及び厚さ ・ 図示 ・ 路盤材料（改修標準仕様書 表 9. 7. 3 による種別） <table><tr><th colspan="2">種 別</th></tr><tr><td rowspan="2">碎石</td><td>・ クラッシャーラン</td></tr><tr><td>・ 粒度調整碎石</td></tr><tr><td rowspan="2">再生材</td><td>・ 再生クラッシャーラン</td></tr><tr><td>・ 再生粒度調整碎石</td></tr><tr><td rowspan="3">鉄鋼スラグ</td><td>・ クラッシャーラン鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>・ 粒度調整鉄鋼スラグ</td></tr><tr><td>・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</td></tr></table> 舗装の構成 ・ 図示による ・ 開粒度アスファルト混合物等の抽出 ・ 行う ・ 行わない 舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの ・	種別	材料	厚さ (mm)	・ 盛土	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示による ・	・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 砂（改修標準仕様書表 9. 5. 1 による） ・	・ 図示による ・	・ フィルター層	・ 砂（改修標準仕様書表 9. 5. 3(2) (ウ)による） ・	・ 図示による ・	種 別		碎石	・ クラッシャーラン	・ 粒度調整碎石	再生材	・ 再生クラッシャーラン	・ 再生粒度調整碎石	鉄鋼スラグ	・ クラッシャーラン鉄鋼スラグ	・ 粒度調整鉄鋼スラグ	・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ
種別	材料	厚さ (mm)																								
・ 盛土	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示による ・																								
・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 砂（改修標準仕様書表 9. 5. 1 による） ・	・ 図示による ・																								
・ フィルター層	・ 砂（改修標準仕様書表 9. 5. 3(2) (ウ)による） ・	・ 図示による ・																								
種 別																										
碎石	・ クラッシャーラン																									
	・ 粒度調整碎石																									
再生材	・ 再生クラッシャーラン																									
	・ 再生粒度調整碎石																									
鉄鋼スラグ	・ クラッシャーラン鉄鋼スラグ																									
	・ 粒度調整鉄鋼スラグ																									
	・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ																									

課 長	技 佐	技術総括	課長補佐	課 員	担 当

特 記 仕 様 書 (電気設備工事)

I 工 事 概 要

1. 工事名 HCU改修工事
2. 工事場所 笠間市鯉淵6528
3. 敷地面積 55,424.23 m²
4. 工事範囲 図示のとおり
5. 建物概要

建物名称	がんセンター	
構 造	R C造一部S造	
階 数	地上5階	
建築面積	1,504.36m ²	
延べ面積	5,582.01m ²	

6. 別途工事

・

II 電 気 設 備 工 事 仕 様

1. 共通事項

図面及び本特記仕様書のほか、以下を適用する。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下「標準仕様書」という。)

「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下「改修標準仕様書」という。)

「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事)(令和4年版)」(以下「建築改修標準仕様書」という。)

及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下「標準図」という。)

2. 特記事項

(1) 項目は、番号に□の付いたものを適用する。

(2) 特記仕様で※印、・印の適用は、次による。

※印の付いたものを適用する。

・印の付いたものは適用しない。

(3) 特記仕様に記載の()内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該表及び当該図を示す。

(4) 建築工事、機械設備工事は、別記各工事の特記仕様書による。

Ⅲ 特記仕様

第1章 一般共通事項

1. 技術者等

建設工事請負契約書及び茨城県建設工事施工適正化指針に基づき、適切な施工体制が行える現場代理人及び技術者(主任技術者・監理技術者・専門技術者)を配置する。

2. 施工従事者

施工にあたっては、必要な資格保有者を従事させる。

3. 工事実績情報(CORINS)の登録 ※ 適用する (付記事項参照)

4. 設計図書の優先順位 (1)現場説明に対する質問回答書 (2)現場説明書 (3)特記仕様書 (4)図面 (5)標準仕様書、改修標準仕様書及び標準図

5. 機材等

(1)使用する機材等は、標準仕様書、設備機材等評価名簿(最新版)((一社)公共建築協会)によるもの又はこれらと同等以上のものとし、監督員の承諾を受ける。

(2)使用する機材等は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

(3)「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材は、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。

(4)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成29年2月7日閣議決定)」及び茨城県環境保全率先実行計画(県庁エコ・オフィスプラン)に基づき、県が定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。

(5)次に指定する機材は、設計図書に定めがない場合に適用する。

①厚鋼電線管は、付着量内外面 300g/m²以上の溶融亜鉛めっきを施したものを標準とする。

②ケーブルラックの仕上げは、付着量片面 350g/m²以上の溶融亜鉛めっきを施したものの又は同等以上の耐食性能を有する溶融亜鉛-アルミニウム系合金めっき鋼板製を標準とする。

(6)上記の条件を満たすものが県産品で確保できる場合においては、優先使用に努めるものとする。
なお、県産品とは、「茨城県内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。

6. 機材等の試験

機材等の試験は、標準仕様書、JIS、JEC 及び JEM 等に基づいて行い、試験成績書を提示する。また、設計図書で定めた条件の証明ができない場合、監督員が必要と指示した場合などは試験を行い、監督員が試験に立ち会う。

7. 機材等の検査

機材等は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、設計図書に適合し、一定以上の品質が確認できたものは、監督員の承諾を受けて検査を省略することができる。

8. 建設発生土の処理等

※ 構内適正処理 (※構内の指示する場所に敷き均し ・ 構内の指示する場所にたい積)

・ 構外搬出適正処理 (付記事項参照)

・ スtockヤードに搬出する場合は、付記事項参照。

9. 発生材の処理等 (1.3.9)

・ 発注者に引き渡しを要するもの()

※ 構外搬出とし、関係法令に準拠し適切に処理し、監督員に報告する。

- ・ 特別管理産業廃棄物(・PCB 機器)
- ※ 産業廃棄物を運搬する際は、車両の両側面に運搬車である旨の表示をし、関係書類を携帯すること。
- ※ 撤去した電気機器や照明器具の安定器は、PCB の含有量が基準値未満であるか、含まないことを確認のうえ、処理すること。なお、含有量が基準値以上である場合は、場内保管とする。
- ※ 再資源化等するもの ※電線、ケーブル ※配電盤類 ・その他()
- ・ 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)の対象となるもの()
- は、同法の定めに従って処理すること。

10. 監督員事務所 ※ 設けない ・ 設ける(種別： ・ 1 号 ・ 2 号 ・ 3 号)

11. 官公署その他への届出手続等 (1.1.3)

工事の着手、施工及び完成に当たり、関係官公署その他の関係機関及び電気主任技術者への協議や必要な届出手続等を遅滞なく行う。関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。なお、本項に関して生じる経費等は、受注者の負担とする。

12. 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に係わる当該建築物又は工事物件に限る使用权は発注者に委譲するものとする。

13. 提出書類

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)等で規定された関係書類のほか、次の書類を提出する。

適用	書類	備考
※	工事实績情報(CORINS)の登録内容確認書の写し(付記事項参照)	請負代金の額が 500 万円以上となる工事
※	火災保険等に加入したことを証明できる書類	
※	法定外労災保険証券等の写し	
※	建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書(原本)	請負代金の額が 500 万円以上となる工事
※	施工体系図、施工体制台帳、再下請負通知書、建設業許可証の写し、作業員名簿、施工従事者資格証(施工に必要なものに限る)・主任(監理)技術者の雇用契約を証する書面及び注文書・請書の写し	作業員名簿の様式は、茨城県建設工事施工適正化指針様式 2 又はそれに準拠するもの(個人情報 は黒塗りすること。)
※	施工計画書	請負代金の額が 500 万円未満の場合は監督員の指示による。
※	産業廃棄物処理関係書類(14 項参照)	
※	使用機材メーカー一覧表及び機器・材料納入仕様書承諾願	
※	機器の設計及び施工に対する計算書	耐震、風圧、電圧降下等
※	施工図承諾願	
※	石綿事前調査結果報告	請負代金の額が 100 万円以上となる工事
※	実施工程表(全体工程、月間工程及び 3 週工程)	監督員の指示により省略できる。
※	工事完成通知書及び支払用完成写真(A4 版カラー)	完成写真は黒板を写さない。
※	完成図書(14 項参照)	
・	管理機器一覧表(指定様式:エクセル形式のデータで提出)	様式は営繕課より提供する。
※	工事物件引渡書	
・	創意工夫・社会性等に関する実施状況(別紙-6)(付記事項参照)	様式は営繕課より提供する。

適用	書類	備考
※	完成書類等引継書(提出書類及び完成図書類を施設に提出する際に、施設の署名を得たもの)	
※	その他 監督員が必要と認め、指示した書類	

14. 完成図書類

※ CD-R 又は DVD-R 1 枚 (付記事項参照)

完成図面(JWW 形式 CAD データ、PDF 形式)、完成写真及び工事写真(JPEG 形式)を収録したものを 1 枚は施設担当者へ、もう 1 枚は監督員へ提出する。工事写真の撮影方法は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(平成 31 年版)による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 平成 30 年版」を参考とする。

※ 完成図

・ 白焼製本(A1) ・ 1 部 ・ 2 部

※ 白焼製本縮小版(A3)

(施設担当者へ提出) ※ 1 部 ・ 2 部 ・ 3 部 ・ 4 部

(監督員へ提出) ・ 1 部 ・ 2 部 ・ 3 部 ・ 4 部

※ 産業廃棄物処理関係書類

処理フロー図(種類、数量)、委託契約書の写し、許可証の写し、運搬車両一覧表及び車検証(使用車両のみ)、写真(積込、場外搬出時、処分場搬入時、荷下状況)、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し、PCB 含有試験成績書等、古物商許可証の写し及び計量書(有価処分の場合)、再生資源利用(促進)計画書・実施書(付記事項参照。建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成・提出)

※ 完成図書 A4 ファイルに次の書類を綴じ、目次を付けること。

- (1) 官公署等届出書の写し
- (2) 機器完成図(品目は監督員の指示による)、検査合格証、取扱説明書
- (3) 機器の社内検査成績表
- (4) 現地試験成績表 (付表参照)
- (5) 測定機器の校正証明書の写し
- (6) 電気設備工事チェックリスト (一社)茨城県電設業協会
- (7) 瑕疵 2 年保証書(保証期間は工事目的物の引渡しの日から 2 年間とする。)

※ 保守点検に必要な工具、予備品および付属品

付表 現地試験成績表

電灯・動力設備工事	・ 電圧測定表(分電盤等)
	・ 絶縁抵抗測定表(②)
	・ 接地抵抗測定表
	・ 照度測定表(③)
	・ コンセント極性試験表 接地極又は端子付きのものは、接地の導通
	・ 相回転測定表
	・ シーケンス試験
	・ 機器締付けチェック表(①)
受変電設備工事	・ 耐電圧試験表
	・ 絶縁抵抗測定表(②)

受変電設備工事	・ 接地抵抗測定表
	・ 継電器特性試験表
	・ シーケンス試験
	・ 機器締付けチェック表(①)
発電設備工事	・ 発電設備試験表
	・ 騒音試験表
	・ 振動試験表
構内情報通信網設備工事	・ 構内情報通信網設備試験表
構内交換設備工事	・ 構内交換設備試験表
放送設備工事	・ 拡声設備試験表
テレビ共同受信設備工事	・ テレビ・ラジオ電界強度測定表
	・ 画質評価写真
自動火災報知設備工事	・ 消防設備試験表
自動閉鎖設備工事	・ 防火戸自動閉鎖試験表
その他	※ 監督員の指示

①：電気設備工事監理指針 第2編第2章第1節共通事項2.1.2及び資料5

②：試験電圧を記載すること。

③：平面図に測定場所・測定高さ・測定日時を記載すること。

15. 工事用電力・水・その他

工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は受注者の負担とする。

16. 他工事との取り扱い

(1) 鉄筋コンクリートの梁、床、壁貫通のスリーブ補強	・ 本工事	・ 別途
(2) 埋込照明器具天井切り込み及び補強	・ 本工事	・ 別途
(3) 開口部補強(分電盤、端子盤等)	・ 本工事	・ 別途
(4) 点検口	・ 本工事	・ 別途
(5) 自動火災報知設備の総合盤箱体 (ただし、消火栓箱組み込みの場合)	・ 本工事	・ 別途
(6) 換気扇	・ 本工事	※ 別途
(7) 防火シャッター自動閉鎖装置	・ 本工事	・ 別途
(8) 防火扉自動閉鎖装置(レリーズ)	・ 本工事	・ 別途
(9) 電気室、発電機室等のピット	・ 本工事	・ 別途
(10) 足場	・ 本工事	・ 別途

17. 埋蔵文化財の調査

本工事場所は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地内に位置する。

(1)掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、県教育庁文化課担当と協議を行うこと。

(2)掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。

18. 石綿含有建材の調査

※ 石綿含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令及び建築改修標準仕様書 1.5.1 に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。

貸与資料（ ）

- ・分析による石綿含有建材の調査

分析対象

アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、
トレモライト

分析方法

材料名	定性分析方法	定量分析方法
	(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)
	・ (箇所)	・ (箇所)
	・ (箇所)	・ (箇所)
	・ (箇所)	・ (箇所)

サンプル数 1 箇所あたり 3 サンプル

採取箇所

- ・図示による

※ 表示及び掲示

建築改修標準仕様書 9.1.2(6) により、必要な表示及び掲示を行うこと。

※ 官公庁への手続き

大気汚染防止法・労働安全衛生法等(昭和 47 年法律第 57 号)に基づき、必要な届出手続等を行うこと。その際、届出等内容について、あらかじめ監督員に報告すること。

※ 作業完了報告

特定粉じん排出等作業が完了した際は、大気汚染防止法に基づき、その結果を監督員に提出すること。

第2章 施 工 共 通 事 項

1. 配管の支持 (2. 2. 3) (2. 3. 3) (2. 4. 3)
配管の支持材は鋼製とし、スラブ等の構造体に取り付ける。配管の支持間隔は、金属管では 2m 以下、1 種金属線びのベースでは 1m 以下、合成樹脂管では 1.5m 以下とする。ただし、合成樹脂管をコンクリート埋設とする場合は 1m 以下とする。また、露出金属管配線で人が容易に触れるおそれのある場所は、支持金物に保護キャップを取り付ける。
2. 管の接続 (2. 2. 5)
管相互の接続は、カップリング又はねじなしカップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締付けを行う。また、管とボックス、分電盤等との接続がねじ込みによらないものには内外面にロックナットを使用して接続部分を締付け、管端にはブッシングを設ける。
3. 金属管の接地 (2. 2. 5)
配管とボックス、配分電盤の間にボンディングを施し、電氣的に接続する。ただし、ねじ込み接続となる箇所及びねじなし丸形露出ボックス、ねじなし露出スイッチボックス等に接続される箇所は省略することができる。ボンディング線の太さは、配線用遮断器定格電流 100A 以下は 2.0 mm 以上、225A 以下は 5.5mm²以上、600A 以下は 14mm²以上とする。
4. 他配管との離隔
金属管、ダクト、ケーブルは水管、ガス管と接触しないように施設する。
5. 空配管
分電盤及び端子盤から天井裏まで空配管 25mm 相当を 2 本立ち上げる。
6. 呼び線（導入線）
長さ 1m 以上の入線しない電線管には電線太さ 1.2mm 以上の被覆鉄線を挿入する。
7. 配管の養生及び清掃 (2. 2. 6)
管に水気、じんあい等が侵入しがたいようにし、コンクリート埋込となる場合は、管端にパイプキャップ、キャップ付きブッシング等を用いて養生する。
管及びボックスは、据付後速やかに清掃する。また、コンクリートに埋設した場合は、型枠取外し後、速やかに管路の清掃、導通確認を行う。
8. プレート
※新金属 ・ステンレス製 ・樹脂製
9. コンセント
コンセントは盤名、回路番号を表示する。専用コンセントの場合は電圧も表示する。
10. 配管の塗装
金属管露出配管は素地ごしらえ後に指定色塗装とする。（塗装工程を撮影すること。）
合成樹脂調合ペイント（JIS K 5516 合成樹脂調合ペイント） 2 回（上塗り）
※屋内の施工に使用する塗料は、ホルムアルデヒド等放散量区分 F ☆☆☆☆品とする。
※鉛等の環境汚染物質を含まないものとする。
11. ケーブルのふ設 (2. 10. 4)
(1) ケーブルラック配線
水平部では 3m 以下、垂直部では 1.5m 以下の間隔ごとに固定する。ただし、トレー形ケーブルラック水平部の配線及び二重天井内におけるケーブルラック水平部の配線はこの限りでない。
電力ケーブルは積み重ねを行ってはならない。ただし、単心ケーブルの俵積み、分電盤 2 次側のケーブル及び積み重ねるケーブルの許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響がない場合はこの限りでない。

(2) 保護管(金属線ぴを含む)へのふ設

垂直にふ設する管路内のケーブルは、支持間隔を 6m 以下として固定する。

(3) 金属トラフへのふ設

ケーブルは、整然と並べ、垂直部では 1.5m 以下の間隔ごとにケーブル支持物に固定する。

電力ケーブルは、積み重ねを行ってはならない。ただし、単心ケーブルの俵積み、分電盤 2 次側のケーブル及び積重ねるケーブルの許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響がない場合はこの限りでない。

(4) ちょう架配線

径間は、15m 以下とする。

ちょう架は、ケーブルに適合するハンガ、バインド線、金属テープ等によりちょう架し、支持間隔は 0.5m 以下とする。

(5) 二重天井内配線

ケーブルを支持してふ設する場合は、支持間隔を 2m 以下とする。

ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。

ケーブルを支持せずにくろがし配線とする場合は、天井下地材及び天井材に過度の荷重をかけないものとし、ケーブルの被覆を天井下地材、天井材等で損傷しないように、整然とふ設する。

また、弱電流電線並びに水管、ガス管及びダクト等と接触しないようにふ設する。

(6) 二重床内配線

くろがし配線とする。

ケーブルの接続場所は、上部の二重床が開閉可能な場所とし、床上から接続場所が確認できるようマーキングを施す。

弱電流電線と接触しないようセパレータ等で処置を施す。

(7) 垂直ケーブル配線

つり方式は、プーリングアイ方式又はワイヤグリップ方式とする。

ケーブル及びその支持部分の安全率は、4 以上とする。

各階ごとに振止め支持を施す。

ワイヤグリップ方式の支持間隔は、6m 以下とする。

(8) 造営材沿い配線

ケーブルを造営材に沿わせてふ設する場合の支持間隔は、下表のとおりとし、ケーブル支持材は、ケーブル及びそのふ設場所に適合するサドル、ステーブル等を使用する。

ふ設区分	支持間隔(m)
造営材の側面又は下面において水平方向にふ設するもの	1 以下
人が触れるおそれがあるもの	1 以下
その他の場所	2 以下
ケーブル相互並びにケーブルとボックス及び器具との接続箇所	接続箇所から 0.3 以下

12. 電線・ケーブルの余長 (2.12.5)

高圧・低圧及び弱電配線は、要所、引込口及び引出口近くのマンホール、ハンドホール内で 1 ターン程度の余裕をもたせる。

13. ケーブルラックのふ設 (2.10.1)

ケーブルラックの水平支持間隔は、鋼製では 2m 以下、その他については 1.5m 以下とする。

天井又はスラブより支持をとる場合は、耐震用振止めも併用する。使用電圧が 300V 以下の場合は D 種、300V を超える場合は C 種接地を施す。ケーブルラックの接合部はボンディングを行うこと。

ノンボンド工法を採用する場合は、証明シールを貼り付ける。全ネジボルト、ダクター等の支持材を切断して使用する場合は、保護キャップ又は錆止め塗装(ローバル等)を塗布する。

14. 標識シート(埋設シート) (2.12.4)

地中配線(高圧・低圧・弱電)には折り込み式の標識シートを地表面下 0.3m~0.5m に種別毎に 2 条並行して埋設する。また、おおむね 2m の間隔で用途を表示する。(材質：高密度ポリエチレン平織、文字付)

15. 回路種別の表示 (2.2.10) (2.7.5)

キュービクル式配電盤内、開放型電気室内、ハンドホール内及び設計図書により指定した箇所の表示札はプレートに彫刻し、墨入れ表示とする。また、盤内の外部配線、プルボックス、ハンドホール内、EPS、点検口、ダクト内分岐箇所付近、その他要所の配線には、合成樹脂製、ファイバ製等の表示札(施工者名、回路の種別、電線種類、サイズ、行先、施工年月)を取り付ける。

・表示札の標記例

回路種別	電灯
配線	EM-CET○○sq
発着	キュービクル 電灯盤 No. 1
施工者	1L-1
施工年月	○○(株)
	令和○年○月

回路種別の例

電灯、動力、電話、火報、放送等

施工年月は完成年月とする。

16. ハンドホール (2.12.3) (2.12.4)

建物、配電盤及びボックス類側の通線部にはネオシールを充填し、湿気の浸入を防ぐ。また、保守点検に必要な工具類としてハンドホールキーを 1 組納品する。

17. 貫通部の通線等

配管、配線、ケーブルラック及びダクト類が壁、床等を貫通する箇所は、開口部にネオシールを隙間なく充填する。なお、防火区画を貫通する場合は 27 項を適用する。

18. 電線の色別 (2.1.3)

ビニル電線は、原則として下表により色別する。ただし、これにより難しい場合は端部を色別する。なお、接地線は緑又は緑／色帯、漏電遮断器用接地線は緑／黄とし、盤内の接地線はキャップ、テープ等を取付けること。

電気方式	赤	白	黒	青
三相 3 線式	第 1 相	接地側 第 2 相	非接地 第 2 相	第 3 相
三相 4 線式	第 1 相	中性相	第 2 相	第 3 相
単相 2 線式	第 1 相	接地側 第 2 相	非接地 第 2 相	—
単相 3 線式	第 1 相	中性相	第 2 相	—
直流 2 線式	正極	—		負極

19. 絶縁抵抗 (2.18.2)

低圧配線の絶縁抵抗は、下表により測定し、開閉器等で区切ることのできる回路ごとに 5MΩ 以上、機器が接続された状態で 1MΩ 以上とする。ただし、EM-UTP ケーブル、電子機器等の損傷が予想される場合は除く。

電路の使用電圧	定格測定電圧	
	一般の場合	制御機器等が接続されている場合
25V / 50V 級	25V / 50V	
100V 級	500V	125V
200V 級		250V
400V 級		500V

※推奨値がある場合は、それを優先とする。

20. 接地工事 (2. 13. 10) (2. 13. 11)

接地極の上端は、地表面下 0.75m 以上の深さに埋設する。接地線は、地表面下 0.75m から地表上 2.5m までの部分を硬質ビニル管で保護する。(C 種・D 種接地線は金属管を用いることができる。) なお、銅板及び銅棒は地面に対し垂直方向に埋設すること。

21. 接地抵抗測定用補助極

接地抵抗測定用補助極を 10m の間隔を空け直線上に設置し、接地端子盤又は端子台に測定用端子を設ける。補助極の埋設部には、コンクリート製又は鉄製埋設標を設置する。

22. 各接地と雷保護設備、避雷器の接地との離隔 (2. 13. 13)

接地極及びその裸導線の地中部分は、雷保護設備、避雷器の接地極及びその裸導線の地中部分から 2m 以上離す。

23. 接地極埋設標 (2. 13. 14)

接地極の埋設部には、コンクリート製又は鉄製埋設標を設置する。A 種、B 種及び C 種接地極の埋設位置の近くには、接地極埋設標(黄銅板製厚さ 1.0mm 以上、140mm×90mm 以上、文字はエッチング又は打刻)を設け埋設位置、深さ、埋設年月、接地種別、接地抵抗値を刻記する。

24. 接地抵抗値

A 種、B 種及び C 種は電気設備技術基準の解釈第 17 条に従う。D 種接地抵抗値は 50Ω 以下とする。

25. 接地極

A 種、B 種及び C 種は銅板(900mm×900mm×1.5mm 厚)及び補助棒は 14φ×1,500mm を 2 本以上とし、それぞれ規定値以下とする。D 種は 14φ×1,500mm で 2 連結以上とする。

26. 盤類 (1. 7. 3) (1. 1. 3)

(1)分電盤、制御盤、端子盤、キュービクル式配電盤等の標準厚さは、下表に示す値以上とする。

また、各部は必要に応じて補強を施す。

盤の種類	設置場所	標準厚さ (mm)	
		鋼板製	ステンレス製
分電盤、制御盤、端子盤等	屋内、屋外	1.6	1.2
キュービクル式配電盤等	屋内	1.6	1.5
	屋外	2.3	2.0

(2)塗装について、下地処理(りん酸塩処理)を行ったのち、下塗りは電着塗装(SUS 製の場合は不要)、仕上げは指定色(参考 屋内：2.5Y9/1、屋外：5Y7/1、半艶)焼付塗装とする。

(3)製造者、製造年月、受注者名、受注者電話番号を表示した銘板を取り付ける。

(4)盤内でケーブルの固定等に利用する結束バンド等は、耐候性のあるものを使用する。

(5)盤の扉の鍵はタキゲン製造(株)製 No. 200 で開錠可能なものとする。

27. 防火区画等の貫通 (2. 1. 10) _____

ケーブル、ケーブルラック及びダクトが防火区画を貫通する場合は、関係法令に適合したもので、

貫通部に適合する材料及び工法とする。防火区画貫通の耐火処理工法については、耐火性能を証明するものを監督員に提出する。なお、施工場所の近傍には、必要事項を記載した表示を設けること。

28. プルボックス (1.2.6)

屋外は、防水型ステンレス又はステンレス指定色メラミン焼付塗装を原則とする。また、隠ぺい部のふたの止めねじは、ちょうねじとする。屋外取付の際は、設置面周辺に防水コーキングを施すこと。

29. 機器取付高さ

機器の取付高さは、図面に記載のない場合は次の表による。

	名 称	レベル	取付高さ(mm)
電 灯	分電盤	床上～中心	1,500
	スイッチ(一般)	床上～中心	1,300
	スイッチ(多機能トイレ)	床上～中心	1,100
	コンセント(一般)	床上～中心	300
	コンセント(和室)	床上～中心	150
	コンセント(台上)	台上～中心	150
	ブラケット(一般)	床上～中心	2,100
	ブラケット(踊場)	床上～中心	2,500
	ブラケット(鏡上)	鏡上端～中心	150
	避難口誘導灯(壁付・壁掛)	床上～下端	1,500以上
	廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下
動 力	制御盤	床上～中心	1,500
	手元開閉器	床上～中心	1,500
	操作釦	床上～中心	1,300
電 話	端子盤	床上～下端	500
	保安器箱	床上～下端	500
	ボックス(一般)	床上～中心	300
	ボックス(和室)	床上～中心	150
	MDF	床上～上端	500
火 災 報 知	火報受信機(複合盤)、副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収納盤	床上～操作部	800～1,500
	発信機	床上～操作部	800～1,500
	警報ベル	天井～操作部	(天井高×0.9)
	表示灯	天井～操作部	(天井高×0.8)
そ の 他	呼出ボタン(多機能トイレ)	床上～中心	900, (400)
	復帰ボタン(多機能トイレ)	床上～中心	1,300
	廊下表示灯(多機能トイレ)	床上～中心	2,000

注1)ユニバーサルデザインを適用する場合は「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考とする。

注2)(天井高)×0.9 及び(天井高)×0.8 は天井高が 2,500～3,000mm の場合に適用する。天井高 3,000mm 以上の場合及び上記取付高さにおいて、機器の使用に支障が生じる場合は監督員と協議すること。

注3)呼出ボタン(多機能トイレ)の取付高さ(400)は床に転倒した時を考慮した高さを示す。

30. 配管等の耐震施工 (2.1.13)

横引き配管等は、地震力に耐えるよう下表により標準図(電力 30)の S_A種、A 種又は B 種耐震支持を行う。鉛直震度は水平震度の 1/2 とし同時に働くものとする。ただし、建築の構造体が免震構造、制震構造等である場合は、構造体の特性を考慮し下表の内容を準用する。

なお、呼び径が 82mm 以下の単独配管、周長 800mm 以下の金属ダクト、幅 400mm 未満のケーブルラック、幅 400mm 以下の集合配管、定格電流 600A 以下のバスダクト及びつり材の長さが平均 0.2m 以下の配管等の場合は、耐震支持を省略できる。

設置場所	耐震安全性の分類					
	※特定の施設			・一般の施設		
	水 平 震 度	適用		水 平 震 度	適用	
		電気配線(金属管・金属ダクト・バスダクトなど)	ケーブルラック		電気配線(金属管・金属ダクト・バスダクトなど)	ケーブルラック
上層階 屋上及び塔屋	2.0	12m 以内ごとに S _A 種耐震支持	6m 以内ごとに S _A 種耐震支持	1.5	12m 以内ごとに A 種耐震支持	8m 以内ごとに A 種又は B 種耐震支持
中間階	1.5	12m 以内ごとに A 種耐震支持	8m 以内ごとに A 種耐震支持	1.0	12m 以内ごとに A 種又は B 種耐震支持	12m 以内ごとに A 種又は B 種耐震支持
1 階及び地下階	1.0			0.6		

注) (1) 設置場所の区分は配管等を支持する床部分により適用し、天井面より支持する配管等は直上階を適用する。

(2) 上層階は、2 から 6 階建の場合は最上階、7 から 9 階建の場合は上層 2 階、10 から 12 階建の場合は上層 3 階、13 階建以上の場合は上層 4 階とする。

(3) 中間階は、1 階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とする。

31. 機器等の耐震施工

設備機器の固定は、次に示す事項を除き、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成 8 年版)」(建設大臣官房官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(1) 設計用水平地震力

機器の重量【kN】に、設計用水平震度を乗じたものとする。なお、設計用水平震度は下表による。

設置場所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	※特定の施設		・一般の施設	
	※重要機器	※一般機器	・重要機器	・一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)
中間階	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)
地下階、1階	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)

注) ()内の数値は、防振支持の機器の場合に適用する。

重要機器 ・ 配電盤等 ・ 発電装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 直流電源装置
 ・ 自動火災報知受信機 ・ 構内交換装置 ・ 中央監視制御装置

水槽類の設計用水平震度

設置場所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	・特定の施設		・一般の施設	
	・重要水槽	・一般水槽	・重要水槽	・一般水槽
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
地下階、1階	1.5	1.0	1.0	0.6

注)重要水槽とは重要機器として扱う水槽類、一般水槽とは一般機器として扱う水槽類を示す。

また、水槽類にはオイルタンク等を含む。

(2) 設計用鉛直地震力

設計用水平地震力の1/2とし、設備機器の重心に水平地震力と同時に働くものとする。

32. 施工調査

はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、全箇所を事前に走査式埋設物調査又はレントゲン撮影を行い、監督員に報告を行うこと。

33. 既存躯体への穿孔

穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。

34. 埋込アンカー、あと施工アンカー

- (1) 基礎を新設し、かつ機器単体で100kgを超える場合は、埋込アンカーを使用して固定すること。
現場条件により埋込アンカーを使用できない場合は監督員と協議し、機器固定方法を決定する。
- (2) 配管、ダクト、機器等の天井吊り下げ用アンカーには、接着系アンカーを使用しないこと。
- (3) あと施工アンカーの施工に際しては、品質管理上、施工についての指導を行う施工技術管理者の配置や、十分な経験と技能を有する技能者により施工を行うこと。

第3章 電 気 方 式

1. 高圧

※ 三相 3 線式 6,600V 50Hz

2. 低圧

※ 单相 3 線式	100/200V		50Hz
・ 单相 2 線式	※ 100V	※ 200V	50Hz
※ 三相 3 線式	※ 200V	・ 415V	50Hz
・ 三相 4 線式	240/415V		50Hz
・ 直流 2 線式	・ 100V		

第4章 電 灯 設 備

1. 照明器具

※ LED 照明器具 ・ 蛍光灯器具

2. 連結器具

照明器具 2 連結以上の電線接続は EM-EEF ケーブル 3 心を使用し、1 線は接地線とする。

3. 照明器具取付

(2. 14. 3)

原則として照明器具（器具質量 3kg 以下のダウンライト形器具を除く）は、スラブその他構造体に呼び径 9mm 以上のつりボルト 2 本以上で堅固に支持する。ただし、天井下地材より支持する照明器具は脱落防止の措置を施す。また、耐震上必要な場合は、ねじ、ワイヤ等により振れ止めを施す。

4. 照明器具の接地

(2. 13. 7)

照明器具の金属製部分及び LED 制御装置を別置とする場合の金属製外箱には、D 種接地工事を施す。ただし、次の場合は、接地工事を省略することができる。

- (1) 器具が二重絶縁構造の場合、直流 300V 以下又は対地電圧が交流 150V 以下の器具を乾燥した場所に施設する場合、又は器具外箱が合成樹脂等耐水性のある絶縁物製のものである場合。
- (2) LED 制御装置を別置とする場合において、器具と制御装置の間の回路の対地電圧が 150V 以下のものを乾燥した場所に施設する場合、又は簡易接触防護措置を施し、かつ器具と制御装置の外箱の金属製部分が、金属製の造営材と電気的に接続しないように施設する場合。

第5章 動 力 設 備

1. 漏電遮断器

電動機の定格電流が 50A 以下は定格感度電流 30mA 以下、動作時間は 0.1 秒以内とする。50A を超えるものは定格感度電流 100mA～200mA、動作時間は 0.1 秒以内とする。（動力について、15kW 以上は定格感度電流 100mA～200mA とする。）

2. 電流計

電動機用は、延長目盛電流計とし、赤指針付きとする。

第6章——受 変 電 設 備

1. 形 式
 - ・ 開放形 ・ 屋内キュービクル式 ※ 屋外キュービクル式
 - キュービクル式の場合
 - ※高圧部が露出する部分は、透明保護カバーを設ける。
 - ※盤内には、内部照明(LED)を盤ごとに設け、点灯・消灯はドアの開閉による。
 - ※点検用のコンセントは、同一列盤で1箇所以上設ける。
2. 交流遮断器
 - ※ 真空遮断器(12.5kA) ・ ガス遮断器
 - ※ 手動ばね式 ・ 電動ばね式 ・ 電磁操作方式
3. 断路器
 - ※ 三極単投断路器(避雷器用は除く。)
 - ・ 単極断路器
4. 高圧負荷開閉器
 - ※ 手動操作式 ・ 遠方手動操作式 ・ 電動操作式
 - 相間及び側面に絶縁バリアを設ける。
5. 高圧引込開閉器
 - ※ 過電流蓄勢トリップ付地絡トリップ形で制御電源用変圧器を内蔵とする。
 - ※ 柱上用気中開閉器(VT、LA 内蔵) ・ 地中線用気中開閉器(VT 内蔵)
 - ※ SOG 制御箱の材質はSUS 製とし、容易に点検ができる高さに、開閉ひもはGL+2, 500mm の位置に取り付ける。
6. 変圧器
 - ※ 連続定格自冷式 (※ 油入式 ・ モールド式 ・ H 種乾式)
 - 付属機器(※ ダイアル式温度計 ※ 防振ゴム)
 - ・ 振止め
 - ※見やすい位置にタップ値を明示する(設定値、年月日)。
 - ※変圧器ごとに漏洩電流を容易に測定できるように接地線を配置すること。
7. 高圧進相コンデンサ
 - ※ 油入式 ・ モールド式
8. 直列リアクトル
 - ※ 油入式 ・ モールド式
 - ※ 6% ・ 13%
9. 避雷器
 - ※ 酸化亜鉛型 ・ 弁抵抗型
10. 計器類
 - 高圧盤 ※ 電圧計 ※ 電流計 ※ 力率計 ・ 電力計
 - 低圧盤 ※ 最大需要電流計(※2 分デマンド ・ 5 分デマンド ・ 10 分デマンド)
 - ※ 電流計は多機能型デジタル(階級 1.5 級以上)とし、警報接点付、需要指示値、最大需要指示値の機能を有する。
 - ※ 計器類高さは中心でFL+1, 600 mm程度とする。
11. デマンド警報装置
 - ※ 無線通信方式 ・ 有線通信方式
12. 標識・表示
 - ※ 立入り禁止 ※ 高圧危険 ※主要機器銘板
13. 接地
 - ※ 接地線は、漏洩電流を容易に測定できる位置に設置し、接地種別をプレートに彫刻し、墨入れ表示すること。
 - ※ 施工前に接地抵抗値を測定し、基準値未満であることを確認すること。

第7章——電 力 貯 蔵 設 備

第1節 直流電源装置

防災電源(消防法(昭和 23 年法律第 186 号)による非常電源、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)による予備電源)となる直流電源装置は、消防法及び建築基準法に適合したもの又は、蓄電池設備認定委員会((一社)日本電気協会)の認定証票が貼付されたものとする。

1. 設置方式 ※ キャビネット式 ・ キャビネット式以外
2. 換気方式 ※ 自然換気 ・ 機械換気
3. 蓄電池

据置鉛蓄電池

(2.1.6)

	構 造	極板構造	シールの種類	適 用 規 格	
・	ベント形	クラッド式	—	JIS C 8704-1 据置鉛蓄電池	
・		ペースト式			
・	シール形	クラッド式	触媒栓式	JIS C 8704-1 据置鉛蓄電池	
・		ペースト式			
・		ペースト式	制御弁式	JIS C 8704-2	MSE
・				制御弁式据置鉛蓄電池	長寿命MSE

注)長寿命 MSE は JIS C 8704-2 によるほか、JIS C 8702-1 附属書 1(参考)「高温加速寿命試験」を行い、期待寿命を 13 年以上有するものとする。

また、蓄電池には更新推奨時期・期間を表示すること。

アルカリ蓄電池

	構 造	極板構造	シールの種類	適 用 規 格
・	シール形	ポケット式	触媒栓式	JIS C 8706
・		焼 結 式		据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
・		焼 結 式	陰極吸収式	JIS C 8709 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池

注)蓄電池には更新推奨時期・期間を表示すること。

第 2 節 交流無停電電源装置(UPS)

1. 設置方式 ※ キャビネット式 ・ キャビネット式以外
2. 換気方法 ・ 自然換気 ※ 機械換気
3. 蓄電池

「第 1 節 直流電源装置 3. 蓄電池」による他 簡易形は下表による。

呼称	適 用 規 格
蓄電池	JIS C 8702-1 小形制御弁式鉛蓄電池-第 1 部
	JIS C 8702-2 小形制御弁式鉛蓄電池-第 2 部
	JIS C 8702-3 小形制御弁式鉛蓄電池-第 3 部

注)蓄電池には更新推奨時期・期間を表示すること。

4. 逆変換装置(インバータ) ・ トランジスタ式 ※ サイリスタ式
5. 回路方式
 - ・ 常時インバータ給電方式 ・ ラインインタラクティブ方式
 - ・ 常時商用給電方式

第8章 発 電 設 備

第1節 燃料系発電装置

- 1. 形 式 ※ キュービクル式 ・ 簡易形 ・ オープン式
- 2. 時間定格 ・ 連続 ※ 1時間 ・ 10時間
- 3. 原動機 ※ ディーゼル ・ ガスエンジン ・ ガスタービン
- 4. 始動方式 ・ 10秒以内電圧確立 ※ 40秒以内電圧確立
- 5. 冷却方式 ※ ラジエータ式 ・ 循環放流式 ・ 貯水槽循環方式
- 6. 始動方式 ※ 電気始動 ・ 空気始動
- 7. 直流電源装置 ※ 鉛蓄電池 ・ アルカリ蓄電池
- 8. 燃 料 ・ 灯油 ※ 軽油 ・ A重油
- 9. 認 定 ※ 消防法及び建築基準法に適合したもの又は、(社)日本内燃力発電設備協会認定票が貼付されたものとする。
- 10. 電 圧 ・ 高圧 ※ 低圧
- 11. 騒 音 ・ 超低騒音形 ※ 低騒音形 ・ 一般形
- 12. 保護形式 ※ 保護形とする。
- 13. 絶 縁 ・ 耐熱クラスは低圧においてはE以上、高圧においてはB以上とする。
- 14. 燃料小出槽 ※ 鋼板製、外面はさび止めペイント2回塗りのうえ調合ペイント2回塗りとする。
・ ステンレス製
- 15. 標識・表示 ※ 立入り禁止 ※ 発電設備 ・ 高圧危険 ※ 機器銘板
※ 内蔵蓄電池推奨更新時期・期間

第2節 太陽光発電装置

(1.7.2) (1.7.3)

太陽電池アレイ及び接続箱の据付けは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第87条又はJIS C8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用果汁算出方法」に定めるところによる風圧力に耐えるものとし、自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して、耐える構造とする。

- 1. 太陽電池モジュール ・ シリコン系(・ 結晶型 ・ 薄膜型) ・ 化合物系
- 2. パワーコンディショナ 太陽電池出力の監視制御等により、全自動運転可能なものとする。
・ 逆潮流あり ・ 逆潮流なし
・ 単独運転検出機能あり ・ 単独運転検出機能なし
- 3. 系統連系保護装置 製造者標準とする。

第9章 通 信 ・ 情 報 設 備

第1節 構内情報通信網設備

- 1. 機材 電気通信回線設備に接続する端末機器は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び電波法(昭和25年法律第131号)に適合したものとする。
- 2. 配線等 盤内等において、通信・信号配線と交流電源配線は、セパレータ等を用いて直接接触しないようにする。

第2節 構内交換設備

1. 機材 電気通信回線設備に接続する端末機器は、電気通信事業法に適合したものとする。
2. 配線等 盤内等において、通信・信号配線と交流電源配線は、セパレータ等を用いて直接接触しないようにする。
3. 局線応答方式
 - ※ ダイヤルイン方式 ・ ダイレクトインダイヤル方式
 - ・ ダイレクトインライン方式 ・ 中継台方式
- ~~4. 電話機等~~
 - ~~※一般電話機~~ ~~※多機能電話機~~ ~~・ I P 電話機~~ ~~・ P H S~~
- ~~5. 蓄電池~~
 - ~~※更新推奨時期・期間を表示すること。~~

第3節 拡声設備

1.

 スピーカ 壁面付型は2点で強固に取付ける。
非常放送設備兼用スピーカは日本消防検定協会の認定に合格したものとする。
2.

 配線等 非常放送設備用の配線は消防法等に適合したものとする。
盤内等において、通信・信号配線と交流電源配線は、セパレータ等を用いて直接接触しないようにする。
- ~~3. 蓄電池~~
 - ~~※更新推奨時期・期間を表示すること。~~

第4節 テレビ共同受信設備

1. 機材 _____ アンテナ等は各地域の状況に合わせた機材を使用する。
2.

 配線等 原則として、途中接続は行わないこと。
盤内等において、通信・信号配線と交流電源配線は、セパレータ等を用いて直接接触しないようにする。

第5節 自動火災報知設備

1.

 機材 受信機、中継器、発信機、感知器については日本消防検定協会又は登録検定機関の行う検定に合格したものとする。
2.

 配線等 消防法等に適合したものとする。
盤内等において、通信・信号配線と交流電源配線は、セパレータ等を用いて直接接触しないようにする。
3. 蓄電池
 - ※更新推奨時期・期間を表示すること。

課 長	技 佐	技術総括	課長補佐	課 員	担 当

特 記 仕 様 書 （機械設備工事）

I 工 事 概 要

- 1 工 事 名 HCU改修工事
- 2 工事場所 笠間市鯉淵6528
- 3 敷地面積 55,424.23 m²
- 4 工事範囲 図示による
- 5 建物概要

（全体）

建物名称	がんセンター	
構 造	R C造一部S造	
階 数	地上 5階	
建築面積	1,504.36 m ²	
延べ面積	5,582.01 m ²	

6 別途工事

.

(H15. 6. 1 改定)	(H20. 6. 20 改定)	(H28. 4. 25 改定)	(H15. 9. 1 改定)
(H21. 6. 1 改定)	(H29. 4. 25 改定)	(H16. 6. 1 改定)	(H23. 6. 1 改定)
(H30. 4. 25 改定)	(H17. 5. 15 改定)	(H24. 6. 1 改定)	(H31. 4. 25 改定)
(H17. 10. 1 改定)	(H25. 5. 15 改定)	(R02. 4. 30 改定)	(H18. 5. 15 改定)
(H26. 5. 15 改定)	(R03. 4. 30 改定)	(H19. 7. 1 改定)	(H27. 5. 15 改定)
(R04. 5. 15 改定)	(R05. 5. 15 改定)		

Ⅱ 機械設備工事仕様

1 共通事項

(1) 図面及び本特記様書に記載されていない事項は、次による。

(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という。）

「公共建築改修工事標準仕様書」（機械設備工事編）（令和4年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）

「公共建築設備工事標準図」（機械設備工事編）（令和4年版）（以下、「標準図」という。）

「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編）（令和4年版）（以下、「建築改修標準仕様書」という。）

(2) 電気工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。

2 特記事項

(1) 項目は、番号に□のついたものを適用する。

(2) 特記事項で※印、・印のある場合の適用は、下記による。

※印を適用する。

・印のついたものは適用しない。

(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該表及び当該図を示す。

Ⅲ 特記仕様

第1章 一般共通事項

1 技術者等

建設工事請負契約書及び茨城県建設工事施工適正化指針に基づき、現場代理人及び技術者（主任技術者・監理技術者・専門技術者）を配置する。

2 技能士の適用

(1. 5. 2)

本工事に次の当該技能士を適用する。（資格証の写しを提出する）

- ・ 配管（配管工事） ・ 熱絶縁施工（保温工事） ・ 建築板金（ダクト製作及び取付け）
- ・ 冷凍空気調和機器施工（チリングユニット、パッケージ型空気調和機等の据付及び整備）

3 電気保安技術者

- ・ 配置する ・ 配置しない

(1. 3. 2)

4 工事实績情報の登録（付記事項参照）

5 設計図書の優先順序

- (1) 質問回答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面
- (5) 標準仕様書、改修標準仕様書及び標準図

6 監督員事務所

- ※ 設けない ・ 設ける（種別 ・ 1号 ・ 2号 ・ 3号）

7 機器及び材料

- (1) 本工事に使用する機器及び材料（以下、「機材」という。）は、設計図書に規定するもの、標準仕様書、設備機材等評価名簿（最新版（一社）公共建築協会）によるもの又は同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。
- (2) 「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。
- (3) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「令和3年度茨城県グリーン購入推進方針」に定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたリサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。
- (4) (1)～(3)の条件を満たすものが、県産品で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。
なお、県産材とは、「茨城県内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。

8 機材の検査等

検査及び試験を必要とする機材等は、標準仕様書によるほか次による。

- (1) 機材は種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、JISマーク等が表示された機材で所要の品質があることが確認でき設計図書に適合するものは、監督員の承諾を受けて検査を省略することができる。
- (2) 設計図書に定められた場合、又は試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合には、試験を実施する。試験方法は、JIS、SHASE-S等に定めがある場合は、それらによる。試験完了後、試験成績表を監督員に提出する。監督員が必要と認める場合には、試験に立ち会う。

9 建設発生土の処理等

- ・ 構内適正処理（※ 構内の指示する場所に敷き均し ・ 構内の指示する場所にたい積）
- ・ 構外搬出適正処理（付記事項参照）
ストックヤードの名称：
住所：

10 発生材の処理等

(1. 3. 9)

- (1) 廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、場外搬出の上、適切に処分、監督員に報告すること。

- (2) 発注者に引渡しを要するもの ※なし ・あり ()
 (3) 特別管理産業廃棄物 ※なし ・あり ()

11 冷媒の回収方法等

冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編第2章第4節により、次の書類を監督員に提出すること。

- ※ フロン回収行程管理票写し
- ※ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

12 揮発性有機化合物を使用した材料の対応

- (1) 揮発性有機化合物（以下、「VOC」という。）対策については、極力含有量の少ない材料を使用することとする。
- (2) 屋内清掃を行うときは、VOCを含む材料を使用しないこと。やむを得ず使用するときは、監督員の承諾を得ること。
- (3) VOCを含む材料を使用して施工した場合は十分に換気すること。

13 石綿含有建材の調査

※石綿含有建材の事前調査

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令及び建築改修標準仕様書 1.5.1 に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。

貸与資料（ ）

- ・分析による石綿含有建材の調査

分析対象

アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト

分析方法

材料名	定性分析方法	定量分析方法
	(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)
	・ (箇所)	・ (箇所)
	・ (箇所)	・ (箇所)
	・ (箇所)	・ (箇所)

サンプル数 1箇所あたり3サンプル

採取箇所 ・図示による

※ 表示及び掲示

建築改修標準仕様書9.1.2(6)により、必要な表示及び掲示を行うこと。

※ 官公庁への手続き

大気汚染防止法・労働安全衛生法等(昭和47年法律第57号)に基づき、必要な届出手続等を行うこと。その際、届出等内容について、あらかじめ監督員に報告すること。

※ 作業完了報告

特定粉じん排出等作業が完了した際は、大気汚染防止法に基づき、その結果を監督員に提出すること。

14 埋蔵文化財の調査

本工事場所は、文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地内」に位置する。

- (1) 掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、県教育庁文化課担当と協議を行うこと。
- (2) 掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。

15 工事中電力・用水・その他

本工事に必要な工事中電力、用水、その他の費用は全て受注者の負担とする。

16 官公署その他への届出手続等

(1.1.3)

- (1) 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。
- (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告すること。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供すること。

17 施工図等の取扱い

施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。

18 提出書類

提出書類は、次による。（※ 透明書類ケースに入れて提出する）

※ 写 真

適用	内 容	枚数	部数	備考
※	工事写真	適宜	1	電子納品
※	完成写真（支払用：外観及び内観）	各2枚以上	1	A4版

出来高検査、中間検査等に要する写真は、監督員の指示により提出する。

- ※ 工事实績情報の登録内容確認書（請負代金額500万円以上となる工事）
- ※ 火災保険等に参加したことを証明できる書類
- ※ 建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書（請負代金額が500万円以上となる工事）
- ※ 施工計画書（請負代金額が500万円以上となる工事）
- ※ 実施工程表（全体工程、月間工程、3週工程）
- ※ 使用資機材メーカー一覧表
- ※ 機器・材料納入仕様書
- ※ 施工図
- ※ 施工体系図の写し（提出したものを工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること）
- ※ 施工体制台帳の写し（提出したものを現場に備え置くこと）
- ※ 作業員名簿の写し
- ※ 試験成績表
- ※ 機器類保証書
- ※ 各種届出書類控
- ※ 産業廃棄物処理関係書類
 - （処理フロー図（種類、数量）、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し、委託契約書の写し、許可証の写し、運搬車両一覧表、写真（積込、場外搬出時、処分場搬入時、荷下状況）、古物商許可証の写し及び計量書（有価処分の場合））
- ※ 再生資源利用（促進）計画書・実施書（建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成・提出）
- ※ 石綿事前調査結果報告書
- ※ 保守点検に必要な工具
- ※ 完成図
 - ※ A3判白焼製本 1部
 - ※ 完成図等データ（CD-R 又は DVD-R） 1枚
 - 完成図面（JWW 及び PDF 形式）、工事写真（JPEG 形式）を収録したもの
- ※ 維持保全に関する資料（完成図書） 1部
 1. 使用資機材メーカー一覧表
 2. 官公署届出書類
 3. 機器完成図、検査合格証、取扱説明書
 4. 試験成績書
 5. 機器類保証書、工事保証書
 6. その他監督員が指示するもの
- ※ その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数

第2章 共通工事

1 機器の規格

機器類の仕様は、図面による。

2 各種配管工事の試験

配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。試験方法及び試験圧力等は、標準仕様書によるものとし試験記録表を監督員に提出する。

3 総合試運転調整等

- (1) 総合試運転調整に先立ち、調整方法、調整時期、日程、人員及び安全対策を含む総合試運転調整計画書を監督員に提出し、承諾を受ける。
- (2) 総合試運転調整に先立ち、各機器の個別運転調整を行う。
- (3) 各設備における装置全体が設計図書の意図した機能を満足させることを目的とし、各設備における装置全体の施工完了時に、設計図書に示された目標値等と照合しながら、各機器相互間の総合試運転調整を行う。総合試運転調整の項目は、標準仕様書等による。
- (4) 総合試運転調整完了後、機器等の運転状態の記録表及び系統ごとに各測定結果をまとめた測定報告書を監督員に提出する。測定報告書には、測定器名、測定日時及び測定者名を記入し、測定点を示した図面を添付する。

4 容量の表示

- (1) 電動機出力などは、表示された出力以下の容量とする。ただし、防災機器は除く。
- (2) 冷・温熱源機器等及び防災機器の能力、容量は、その数値以上のものとする。

5 土工事

(4. 2. 1)

根切りは、周辺の土質などに適した工法とし、土砂が崩壊しないように関係法令に準拠し適切な法面をつけるか、山留めを設ける。(山留め箇所は、図示による。)

6 管端防食継手

(2. 1. 2)

塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管及びポリ粉体鋼管でねじ接合する場合の継手は、管端防食管継手とする。

7 管の切断

(2. 5. 1)

塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管、ポリ粉体鋼管及び外面被覆鋼管は、帯のこ盤、ねじ切機搭載形自動丸のこ機等で切断し、パイプカッターによる切断は禁止する。また、切断後、適正な内面の面取りを施す。

8 異種管の接合

(2. 5. 16)

標準仕様書第2編第2章第5節による。なお、接合要領は標準図施工3によるものとする。

9 吊り及び支持

(2. 6. 3)

標準仕様書第2編第2章第6節によるほか、次による。

- (1) 屋外支持材は、溶融亜鉛めっき又はステンレス製とする。(ボルト、ナット等は、ステンレス鋼製とする。)
- (2) 50A以下の鋼管は、形鋼振れ止め支持間隔を8m以下とする。
- (3) 梁貫通により振れ止めがされている場合は、その部分を形鋼振れ止め支持されているものとみなす。
- (4) ステンレス鋼管及び銅管の支持及び固定に鋼製又は鋳鉄製の金物を使用する場合は、合成樹脂を被覆した支持及び固定金具を用いるか、ゴムシートまたは合成樹脂の絶縁テープ等を介して取付ける。なお、合成樹脂が破損しないように、締付ける。
- (5) 冷媒管の吊り用支持受け材として保護プレートを、断熱材被覆鋼管と吊り金物との間に設け、自重による断熱材の食込みを防止する。

10 地中埋設標及び埋設表示用テープ

(標準図、機材2)

(1) 地中埋設標及び埋設表示用テープは、次により屋外埋設部分に設置及び埋設する。なお、地中埋設標の設置場所は図示によるほか、屋外埋設管の分岐及び曲り部に設置する。

- | | | |
|---------|---------|------------|
| (ア) 給水管 | ・ 地中埋設標 | ・ 埋設表示用テープ |
| (イ) ガス管 | ・ 地中埋設標 | ・ 埋設表示用テープ |
| (ウ) 油管 | ・ 地中埋設標 | ・ 埋設表示用テープ |
| (エ) 消火管 | ・ 地中埋設標 | ・ 埋設表示用テープ |

(2) 地中埋設標の頭部には、図示の矢印及び「水」、「ガス」、「油」、「消火」等の用途を表示する。

(3) 埋設表示テープは、土被り 150mm 程度の深さとする。

11 地中埋設の深さ

- ・ 管の上端まで 60 cm ・ 管の上端まで cm

(ただし、建物に引き込む場合等は、監督員の承諾を得て埋設深さを変更することができる。)

12 伸縮管継手を備えた配管

(2.4.1.(5))

標準仕様書第2編第2章第4節による。

13 管のフランジ接合

(2.4.5、2.4.6、2.4.7、2.5.2、2.5.3、2.5.4、2.5.7)

標準仕様書第2編第2章第4、5節によるほか、機器周りの配管はフランジ接合とする。ただし、鋼管及びライニング鋼管の梁貫通の場合は、片側をネジ接合としてもよい。

14 塗装工事

(3.2.1)

標準仕様書第2編第3章第2節による。

15 防食処置

(2.7.3)

標準仕様書第2編第2章第7節による。

(1) 土中埋設の鋼管類（排水配管の鋼管類、合成樹脂などで外面を被覆された部分の配管は除く。）には、標準仕様書により防食処理を行う。

(2) コンクリートに埋設される鋼管、鉛管、銅管は、プラスチックテープを1/2重ね1回巻きとする。

16 識別色

標準仕様書によるほか、埋設表示テープ及び地中埋設標の識別色は、給水は青、排水はシルバー、消火は赤、ガスは黄とする。

17 保温工事

標準仕様書第2編第3章第1節によるほか、次による。

(1) 機器類付属弁類、槽類、煙道及び管寄せの保温外装は、アルミニウム板及びカラー亜鉛鉄板をステンレス板に

※ 読み替える ・ 読み替えない

(2) ロックウール、グラスウールを使用した保温材のホルムアルデヒドの放散量 ・ F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆

18 表示札等

鍵及び弁等に取り付ける表示札は、プラスチック製（白色）とし、系統名及び常時開又は閉の文字を記入する。

19 貫通部の処理

(2.8.1)

標準仕様書第2編第2章第8節による。

本工事に使用するスリーブは、次による。

(2.2.27)

- ・ つば付き鋼管製スリーブ（・ 防水壁 ・ 防水床）（つば付き鋼管製は第2編表2.2.11による。）
- ・ 紙製スリーブ（・ 壁 ・ 床）
- ・ 管とスリーブとの隙間のシーリング材は、ホルムアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン等を放散しないか、放散が少ないものとする。

※ 配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法に適合する工法又は、国土交通大臣認定を受けた工法とし、貫通部に適用するものとする。（認定書を提出し、標識を適当な位置に貼り付けること。）

20 はつり

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを用いる。

21 他工事との取り合い

- | | | |
|-----------------------------------|-------|--------|
| (1) 鉄筋コンクリート部の梁、床、壁貫通のスリーブ及び箱入れ補強 | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (2) 天井、壁のボード類（軽量鉄骨も含む）の補強及び切込み | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (3) 点検口 | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (4) 外壁に取り付けるガラリ、換気扇枠 | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (5) 機器のコンクリート基礎 | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| 屋内設置のもの | | |
| 屋外設置のもの | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (6) 全熱交換器及び換気扇と操作スイッチ間の渡り配管配線 | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |
| (7) 仮設（足場、養生等、仮囲い） | ・ 本工事 | ・ 別途工事 |

22 機器等の耐震施工

設備機器設備の固定は標準仕様書によるほか、建設大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）」及び一般財団法人日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。

23 機器の据付け及び取付け

- (1) 基礎は、標準基礎又は防振基礎とする。
 - (ア) 標準基礎は、コンクリート基礎とし、コンクリート打設後 10 日間以内に荷重をかけてはならない。また、表面は、金ごて押さえ又はモルタル塗りとし、据付け面を水平に仕上げたものとする。
 - (イ) 防振基礎は、コンクリート基礎と防振架台を組合せたものとし、構造体への振動の伝達を防止できるものとする。
- (2) 鋼製架台は、建築基準法施行令第 90 条及び第 92 条並びに第 129 条の 2 の 4 に定められたものとし、材料は、「鋼構造設計規準」(日本建築学会)に規定されたもの又はこれと同等以上のものとする。
- (3) 給湯設備の転倒防止措置は、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 2 号及び同令に基づく告示(平成 24 年国土交通省告示第 1447 号)の定めによること。
- (4) 機器廻り配管は、機器へ荷重が掛からないように、標準仕様書第 2 編 2.6.1「一般事項」の固定及び支持を行うこと。

24 あと施工アンカー

- (1) 配管、ダクト、機器等の天井吊り下げ用アンカーには、接着系アンカーを使用しないこと。
- (2) アンカーの埋込深さ及び許容引抜荷重については、標準図（形鋼振れ止め支持部材選定表(二)）によるほか、監督員に資料を提出し、承諾を得ること。
- (3) あと施工アンカー作業における技能者は、施工に関する十分な経験と技能を有するもので、施工するアンカー径に適したあと施工アンカー施工士の資格を有すること。
- (4) 穿孔後、切粉が残らないようブロア、ブラシ等で孔内を清掃し、所定の深さがあることを確認すること。
- (5) 施工後の品質管理試験は、接触・打音検査を全数、引張・非破壊試験は、アンカー径ごとに全数の0.5%または、アンカー径ごとに3本以上とし、試験荷重は計算で得られたアンカー強度の2/3とする。

25 既存インサート及びアンカーボルト

- (1) 既存のインサート及びアンカーボルトは、原則として、使用しないこと。
- (2) やむを得ず既存のインサート及びアンカーボルトを再使用する場合は、監督員と協議の上、状態及び強度を確認し、十分に清掃を行ってから使用すること。

第3章 衛生器具設備工事

1 衛生器具の接続

衛生器具と排水配管との接続には、鉛管に代えて排水用フレキシブル継手を使用してもよい。

2 衛生陶器の隙間調整

衛生陶器を据え付ける際の隙間調整は、ゴムシートなどの耐久性に優れた材料を使用すること。

第4章 給水設備工事

1 水道加入金 ・ 別途 ・ 本工事

2 保温

※ 標準仕様書による。

- ・ 屋外露出管（弁、フランジ類を含む）の保温材の厚さは、呼び径 25 mm 以下は 30 mm、呼び径 32 mm 以上のものは、40 mm 以上とする。

第5章 排水設備工事

1 流し接続管 床上露出部分は、硬質ポリ塩化ビニル管（VP）でもよい。

~~2 鋳鉄製ふたの文字~~

- ・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 雨水 ・ 実験排水 ・ その他

~~3 鋳鉄製ふたの破壊荷重~~

- ・ 中荷重 60 kN 以上（丸枠） ・ 重荷重 200 kN 以上（丸枠）

~~4 屋外排水管理設要領~~

根切り底から 100 mm 碎石敷き込みを行い、管を布設して管頂から 100 mm までを山砂にて埋め戻す。

残りの部分は ・ 根切り土 ・ 山砂 で埋め戻す

~~5 小口径樹~~ 下水道管理者等と協議・承諾のうえ使用する。

6 エア抜き用排水 自動エア抜きの排水は、専用配管で排水処理をする。

第6章 給湯設備工事

~~1 ガス湯沸器排気筒~~

- ・ 本工事（厚さ 0.5 mm 以上のステンレス鋼板製） ・ 別途工事

~~2 排気筒の保温~~ ・ 行う ・ 行わない

第7章 消火設備工事

1 保温

- ・ 消火配管（・屋内露出・屋外露出）は保温し、標準仕様書第2編第3章第1節 3.1.5 表 2.3.5 区分、給水管を適用する。
- ・ 屋外露出管の保温材の厚さは、呼び径 25 mm 以下は 30 mm、呼び径 32 mm 以上のものは、40 mm 以上とする。

第8章—ガス設備工事

- 1 ガスメーター ・ 本工事 ※ 別途工事
- 2 ガスの種類 (1) 種 類 (2) 発熱量
- 3 ガス栓 ※ヒューズコック
- 4 ガス漏れ警報機 外部出力端子を ・ 設ける ・ 設けない
- 5 ガス漏れ警報設備 ・ 設置する ・ 設置しない

第9章—浄化槽設備工事

- 1 装置強度
装置（槽、ふた）の強度は、次の条件による。
 - ・ 製造者標準形 ・ 中荷重形（乗用車の走行駐車可） ・ 重荷重形
- 2 山留め ・ オープンカット ・ 鋼矢板 ・ H 鋼＋鋼矢板
- 3 埋め戻し土 ・ 山砂 ・ 発生土
- 4 マンホールふた等 ※錠又は安全ロック等付き
- 5 消毒剤 ※30 日分納入

第10章 空気調和設備工事

- 1 天井吊り設備機器の振れ止め
機器重量が 100kg 未満、且つ吊り長さが 1.0m を超え 1.5m 以内の場合は、ブレース、ターンバックル処置を行う。
機器重量が 100kg 以上、又は吊り長さが 1.5m を超える場合は、原則として鋼材（形鋼等）にて処置を行う。
- 2 ダクト 鋼板厚 ・ 3.2mm ・ 4.5mm ・ 図示による
排気測定口 ・ 取り付ける
- 3 風量測定口 取付箇所は図示による。
- 4 吹出口及び吸込口 ・ アルミ製（ヘアライン加工） ・ 鋼板製
- ~~5 防煙ダンパー~~
標準仕様書第3編 1.15.8 によるほか次による。
 - (1) 復帰方式 ・ 遠隔復帰式（電気式） ・ 手動式
 - (2) 操作式 ・ 電気式 ・ 空気式自動閉鎖機構は、定格入力 DC-24V、0.6A 以下、自動復帰機構が電動式の場合は、入力 DC-24V、25A 以下とする。
 - (3) 日本防排煙工業会の自主適合マーク貼付品とする。
- 6 防火ダンパー
 - (1) 5 防煙ダンパーに準じたものとする。
 - (2) 日本防排煙工業会の自主適合マーク貼付品とする。
- ~~7 ピストンダンパー~~— 復帰方式 — ・ 自動式 — ・ 手動式
- 8 チャンバー等
 - (1) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバーには、排水を設ける。
 - (2) シーリングディフューザー（アネモ型）、線状吹出口（ブリーズライン）のチャンバーは、図示による。

9 温度計

標準仕様書及び標準図によるほか、主要な機器類の出入口の配管に設ける。

10 圧力計及び連成計

ポンプ等の吸込み管に取り付ける場合は、連成計とする。

11 瞬間流量計及び流量測定口

標準仕様書及び標準図によるほか次による。

- | | | | | |
|--------------------|--------|-----------|-------|--------|
| (1) 冷温水管寄せの各送り管 | ・瞬間流量計 | ・測定用タッピング | (・設ける | ・設けない) |
| (2) ボイラ又は熱交換器の温水出口 | ・瞬間流量計 | ・測定用タッピング | (・設ける | ・設けない) |

12 オイルサービスタンク

- | | | |
|------------|---------|------------|
| (1) 油面制御装置 | ・国土交通省型 | ・市販品 (防爆型) |
| (2) 防油堤 | ・本工事 | ・別途工事 |

13 オイルタンク

槽形式、容量等は主要機器表によるほか、次による。

- | | | | | |
|---|-----------------|---------|---------------|-------|
| (1) 油タンクふた | ・本工事 (・国土交通省型 | ・市販品) | ・別途工事 | |
| (2) 遠隔油量指示計 | ・抵抗変化式 | ・磁歪式 | | |
| | 形式 | ・国土交通省型 | ・製造者規格品 (・電気式 | ・空気式) |
| (3) 計量尺 | ・本工事 (計量口は施錠付き) | ・別途 | | |
| 計量尺は、青銅製又は黄銅製及びアルミ製とし、100L 実測目盛り刻印とする | | | | |
| (4) 地下オイルタンク外面の保護方法は「危険物の規制に関する政令」及び「危険物の規制に関する規則」による方法とする。また、事前に関係機関と打ち合わせを行うこと。 | | | | |
| (5) 危険物標識板 鋼板製メラミン焼付け仕上げとし、槽最寄の適切な位置に自立型のものを取り付ける。 | | | | |

14 消音内貼り

消音板厚さ

- | |
|---|
| (1) ダクト保温厚さ 50mm とする箇所は、消音板 50mm とし、25mm とする箇所は 25mm とする。 |
| (2) 内貼りチャンバー類の寸法表示は、外法寸法とする。 |

15 保温及び塗装

- | | | |
|--------------------------------------|---|-------|
| (1) 保温 | | |
| | ・標準仕様書による。 | |
| | ・屋外露出管 (温水管、給水管) の保温材の厚さは、呼び径 25 mm 以下は 30 mm、呼び径 32 mm 以上のものは、40 mm 以上とする。 | |
| (2) 外気取り入れダクトの保温 | ・行う | ・行わない |
| (3) 油配管の土中埋設部は、消防署の指示によるか又は標準仕様書による。 | | |

第 11 章 排煙設備工事

- | | | | |
|-------------|---------|------------------|----------------|
| 1 排煙ダクト | ・亜鉛鉄板製 | ・鋼板製 (1.6mm) | |
| 2 排煙口の開放装置 | ・手動開放装置 | ・煙感知器と連動する自動開放装置 | ・遠隔操作方式による開放装置 |
| 3 排煙風量の測定方法 | | | |

排煙風量を測定する場合は、JIS-A-4303「排煙設備の検査標準」4.2.1(2)(C)による。

第12章 換気設備工事

1 準用事項 第10章空気調和設備工事の当該事項に準じる。

~~2 一般湯沸器の天蓋~~ ・別途 ・本工事

~~3 厨房用天蓋~~

(1) 材種 ※ステンレス製(SUS304、厚さ1.0mm以上とする。)

(2) 帯板(フードから天井まで) ・別途 ・本工事

(3) グリスフィルターは予備品として納入する。

4 保温

(1) 多湿箇所(・浴室 ・厨房)の外気取り入れ風道は保温する。ただし、送風、排風機は除く。

施工範囲は、図示による。

(2) 全熱交換ユニット用のダクト(・外気取り入れ ・排気)は保温する。

施工範囲は、図示による。

第13章 自動制御設備工事

~~1 システム構成及び機能~~ 図示による

~~2 制御方式~~ ・電気式 ・電子式 ・デジタル式

~~3 中央監視装置~~ ・中央処理装置 ・補助記憶装置 ・表示装置 ・グラフィックパネル ・操作器
・伝送制御装置 ・電源装置

~~4 周辺装置~~ ・印字装置 ・アナンシエータ ・インターホン ・ハードコピー装置

~~5 端末装置~~ ・リモートステーション(RS) ・ダイレクトデジタルコントローラ(DDC)
・ユーザーターミナル(UT)

~~6 表示及び警報~~

室内外の温湿度表示、冷温水の温度表示、運転・故障・警報の表示のほか、細目は図示による。

~~7 自動制御装置~~

(1) 図示されていない配線配管等の本数及び寸法は、製造者の仕様としてよい。

(2) 自動制御回路には、サージ防止装置を ・取り付ける ・取り付けない

8 電気計装用配線

(1) 電線及びEMケーブルは、標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。

(2) 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。

(3) 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。

9 その他

(1) 室内形の温度検出器、湿度検出器はケース付きとし、取付け位置は標準仕様書による。

~~(2) 地震感知器の取付位置は標準仕様書による。~~

~~(3) 地震感知器の作動により、バーナー及び給油用電磁弁等を作動させ、速やかに燃焼を停止、消火させる。~~

機械設備図示記号一覧(1)

図示記号	名 称	備 考	図示記号	名 称	備 考
給水管			排水管		
—— VLP ——	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	一般配管	—— VP ——	配管用炭素鋼鋼管	一般配管
—— VLDP ——	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	土中埋設	—— LP ——	硬質ポリ塩化ビニル管	土中埋設
—— VW ——	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	一般配管	—— D-VA ——	排水・通気用鉛管	一般配管
—— HI ——	耐衝撃性塩化ビニル管	土中埋設	—— ————	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (内面)	一般配管
給湯管			—— ————	排水用鋳鉄管	一般配管
—— HTLP	水道用耐熱性塩化ビニルライニング鋼管	一般配管	—— ————	遠心力鉄筋コンクリート管	一般配管
—— HTLP	水道用耐熱性塩化ビニルライニング鋼管	一般配管	—— = TMP	耐火二層管	一般配管
—— SUS	ステンレス鋼鋼管	一般配管	—— REP-VU	再生硬質塩化ビニル管 (排水用リサイクル硬質塩化ビニル管)	土中埋設
—— SUS	ステンレス鋼鋼管	一般配管	—— RF-VP	再生硬質塩化ビニル管 (建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管)	土中埋設
消火管			冷水管		
—— X ——	配管用炭素鋼鋼管	一般配管	—— C ——	配管用炭素鋼鋼管	
—— X ^V S(P S)	硬質塩化ビニル(ポリエチレン)外面被覆鋼管 (白管に被覆)	土中埋設	—— CR ——	配管用炭素鋼鋼管	
通気管			温水管		
----- VP -----	配管用炭素鋼鋼管		—— H ——	配管用炭素鋼鋼管	
----- VP -----	硬質ポリ塩化ビニル管		—— HR ——	配管用炭素鋼鋼管	
冷却水管			冷温水管		
—— CD ——	水道用塩化ビニルライニング鋼管		—— CH ——	配管用炭素鋼鋼管	
—— CDR ——	水道用塩化ビニルライニング鋼管		—— CHR ——	配管用炭素鋼鋼管	

機 械 設 備 図 示 記 号 一 覧 (2)

図 示 記 号	名 称	備 考	図 示 記 号	名 称	備 考
膨 張 管 —— E ——	配管用炭素鋼鋼管				
冷 媒 管 —— R —— —— RR —— —— R —— —— RR ——	銅管 銅管 銅管 (被覆) 銅管 (被覆)				
油 管 —— O —— —— OR ——	配管用炭素鋼鋼管 (黒管) 配管用炭素鋼鋼管 (黒管)				
油用通気管 —— OV ——	配管用炭素鋼鋼管				
低圧蒸気管 —— / —— ----- / -----	配管用炭素鋼鋼管 (黒管) 配管用炭素鋼鋼管 (黒管)				
ガ ス 管 —— G ^{PLP} ——	ポリエチレン被覆鋼管又は 塩化ビニル被覆鋼管				

付記事項

1 適 用

- (1) 本付記事項は、標準仕様書及び特記仕様書を補足するものである。
- (2) 本付記事項、標準仕様書及び特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 本工事における工事数量は、別紙「本工事費内訳書（科目別内訳書まで）」のとおりとする。

2 コリnz (CORINS) への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリnz）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリnzから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリnz登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成度において訂正または削除する場合においても同様に、コリnzから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

3 本工事の発生土をストックヤード等に搬出・搬入する場合

- (1) 工事着手前に、ストックヤードの利用申込みを（一財）茨城県建設技術管理センター（以下「管理センター」という。）に対して行うこと。
- (2) 事前にストックヤードに搬出する土砂の土質試料を採取し、必要な試験を行うとともに、その結果を管理センターへ提出すること。
- (3) 搬出する10日以上前に、管理センターと運搬経路、工程等について打ち合わせを行うこと。
- (4) スtockヤード利用料金は、設計地山土質1m³当たり1,000円（消費税抜き）とし、管理センターの請求により支払うこと。
- (5) このほかストックヤード利用の詳細については管理センターと協議のこと。
- (6) 受注者は、発生土をストックヤードへ搬出する場合は、管理センターへ受領書の交付を求めること。また、ストックヤードから搬入した場合は受領書を発行し、管理センターへ提出すること。
- (7) 発生土を工事間流用する場合、受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。また、搬入した場合は受領書を発行すること。
- (8) 発生土を公共埋立地へ搬入する場合、受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。
- (9) 発生土を事業地において搬出・搬入する場合、受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。また、搬入した場合は受領書を発行すること。

4 発生土搬出に伴う市町村への通知

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、様式1により搬出前に搬出先市町村の発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・E-mail等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

- ① 工事件名、工事概要、工事場所
- ② 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
- ③ 工事受注者名、現場代理人名、連絡先
- ④ 建設発生土の運搬業者名
- ⑤ 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
- ⑥ 建設発生土の発注場所から受入地までの運搬経路
- ⑦ 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
- ⑧ 建設発生土の土質（砂質、ローム等）、土量（m³）

5 排出ガス対策型建設機械使用の原則化

受注者は、工事の施工にあたり下表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成 23 年 7 月 13 日付国総環第 1 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

6 建設副産物

（1）法令順守

受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、「茨城県建設リサイクルガイドライン」（茨城県土木部、令和 3 年 3 月）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

（2）再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。なお、資源有効利用促進法省令第8条第3項1号及び第3号に基づき、発注者等が行った手続き（土壌汚染対策法や条例の届出の要否等）を確認し、結果を確認結果票へ記載し、現場へ掲示すること。

(4) 建設廃棄物処理計画書

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、「建設廃棄物処理計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

(5) 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、建設廃棄物処理計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設廃棄物処理実績書」を発注者に提出しなければならない。

(6) 建設副産物情報交換システム（COBRIS（コブリス））

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、施工計画書作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これにより難しい場合には、監督員と協議しなければならない。

(7) 計画書の保存

計画書及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後5年間保存するものとする。

7 VOC（揮発性有機化合物）の室内濃度の測定

設計図書等に室内濃度の測定を明記した室の、VOC（揮発性有機化合物）の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認すること。

ただし、指針値を超えた場合は、監督員と協議し所要の対策を講じること。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08 ppm)
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppm)
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm)
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)

(参考)

パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)
------------	---

注) ppm : 100 万分の 1

8 セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する措置

普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材を使用した改良土から条件によっては、六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出する恐れがあるため、施工にあたっては下記のとおり取り扱う。

- ① セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、監督員の承諾した方法により、現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じる。

- ② セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合、監督員の承諾した方法により、六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壌環境基準以下であること確認する。

9 不正軽油の使用禁止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- ① 現場で不正軽油を使用しないこと。
- ② 現場で不正軽油を使用させないこと。
- ③ 不正軽油を購入しないこと。
- ④ 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- ⑤ 下請契約の相手方、または燃料購入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。
- ⑥ 県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査に協力すること。また、調査の際には現場代理人が立ち会うこと。
- ⑦ 当該工事に関して、法令（地方税法等）に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

10 低入札価格調査制度の対象工事

- (1) 本工事は、低入札価格調査制度の適用対象工事である。
- (2) 低入札価格調査制度の調査対象者となった場合には、入札した価格で契約内容が履行可能であることを、発注者に対して合理的に説明しなければならない。なお、合理的な説明がない場合には、履行不能と判断し、失格とする。
- (3) 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者の求めに応じ、低入札価格調査に係る資料を作成し、提出しなければならない。
- (4) 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者から低入札価格調査に係るヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- (5) 低入札価格調査の結果、落札することとなった者は、確実な業務履行、調査内容に整合した工事の施工を確約する確約書を、発注者に対し、契約時に提出しなければならない。
- (6) 低入札価格調査を経て契約した受注者は、調査内容と実際の施工との整合性を発注者が確認する際に、これに協力しなければならない。なお、調査時に提出した下請予定者と実際の下請負人が異なる場合には、発注者の指示する様式により理由書を提出しなければならない。
- (7) 低入札価格調査を経て契約した受注者は、施工体制台帳、下請負人通知書、施工計画書の提出に際し、発注者から、その内容の詳細についてヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- (8) 低入札価格調査を経て契約した受注者は、監督員が監督業務を行う際、主任技術者または監理技術者を立ち合わせなければならない。なお、低入札価格調査を経て契約となった工事については、発注者による重点的な監督業務や厳格な検査が実施されることから、同種同規模程度の工事に比べ、監督や検査の頻度が増える等の措置が行われることとなる。
- (9) 低入札価格調査を経て契約した受注者が(6)、(7)に基づく確認作業に協力しない場合や、確認の際に虚偽の説明をした場合、または低入札価格調査時の説明内容と実施状況が大きく乖離している場合等には、契約違反等として指名停止等の措置を行うことがある。

11 低入札価格調査制度における調査対象工事の監督体制等の強化

受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として、「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。

- ① 受注者は、監督員の求めに応じて、茨城県建設工事施工適正化指針及び建設工事請負契約書に定める下請負人通知書、施工体制台帳、再下請負通知書及び施工体系図を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- ② 受注者は、標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- ③ 受注者は、監督員が当該工事の監督業務を行う際は、主任技術者又は監理技術者を立ち合わせなければならない。なお、監督員からその内容の説明を下請負人へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負人に対し周知しなければならない。

12 茨城県土木部工事成績評定要領（1件の契約金額が250万円を超える請負工事を対象とする。）における「創意工夫」、「社会性等」

- （1）受注者は、本工事にて自主的に実施した「創意工夫」、「社会性等」に関する状況を茨城県土木部工事成績評定要領第5条第5項（別紙-6様式）に基づき提出できる。
- （2）発注者は、受注者から提出のあった創意工夫等に関する実施状況の内容を検討し、評価すべき内容であれば、工事成績評定にてこれを考慮する。

13 公共事業労務費調査に対する協力

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- ② 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行われなければならない。
- ④ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

14 過積載の防止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- ① 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③ 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- ⑤ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- ⑥ 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為（過積載、さし枠装着車や不正表示車等の使用）を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑦ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑧ 下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

15 隣接工事との共通仮設費の調整

本工事を 工事（隣接工事の工事番号及び工事名称）の受注者と同一の者が落札した場合には、施工計画の内容により、共通仮設費（共通仮設費率に含まれる部分を除く。）について調整する場合がある。

16 暴力団関係者等の排除について

- ① 県が発注する建設工事等の契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下「暴力団等」という。）と下請契約をしてはならない。
- ② 県が発注する建設工事等の契約を履行するにあたり、暴力団等から資材、原材料等を購入したり、暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- ③ 県が発注する建設工事等において、暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否するとともに、その旨直ちに発注者等に報告し、併せて所轄の警察署に届け出ること。

17 総合評価方式について

【共通】

- (1) 本工事は、総合評価方式の対象工事とする。
- (2) 本工事に関する若手又は女性技術者の配置計画及び登録基幹技能者の配置計画が適正と認められ評価された場合、受注者は技術資料に基づいて従業員（登録基幹技能者にあつては元請業者又は下請業者の登録基幹技能者の資格者）を本工事に配置しなければならない。
- (3) 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の配置計画に基づく若手又は女性技術者及び登録基幹技能者の従事状況を確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。また、発注者から若手又は女性技術者及び登録基幹技能者の従事状況の確認を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。
- (4) 受注者の責により計画どおりの履行が為されなかった場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。工事成績評定点の減点は評価項目ごとに3点又は5点を減点する。なお、技術提案等も含めて1工事あたり複数の評価項目において減点対象がある場合は、最大8点を上限として減点する。
- (5) 計画に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

【簡易型（施工計画）及び標準型（技術提案）の場合】

- (6) 本工事に関する施工計画及び技術提案（以下「技術提案等」という。）が適正と認められ評価された場合、受注者は技術提案等に基づいて施工しなければならない。技術提案等の内容は、設計図書の当該標準案に係る記述に優先するものとし、技術提案等に基づく設計図書の変更は行わない。
- (7) 発注者が技術提案等を適正と認めることにより、当該技術提案等に基づく工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- (8) 提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、提案者に通知することなく茨城県が発注する工事に無償で使用できることとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについてはこの限りではない。
- (9) 技術提案等に基づく施工を行う場合、発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の施工内容が評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、監督員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。
- (10) 技術提案等に基づく施工を行った場合に、工事の検査において、当該技術提案等を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該技術提案等の履行に係わる部分の確認は、工事完了後においても引き続き存続するものとする。

(11) - 1 【簡易型（施工計画）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

工事成績評定点の減点は5点を減点する。

(11) - 2 【標準型（定量評価する技術提案）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、

契約金額の減額、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

① 契約金額の減額

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い、提案項目の不履行として落札時の評価値との差に応じた金額の減額を行う。

$$(100+\alpha) / C = (100+\beta) / C'$$

$$C' = (100+\beta) / (100+\alpha) \times C$$

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた契約金額 (円)

α : 当初の評価点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した評価点 (点)

② 工事成績評定点の減点 (最大5点を減点する。)

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い、提案項目の不履行として落札時の評価点との差に応じた工事成績評定点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 5 \times (\alpha - \beta) / \gamma$$

α : 当初の評定点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した評価点 (点)

γ : 技術提案に関する部分のみの当初の評価点 (点)

(11) - 3 【標準型（定性評価する技術提案）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

工事成績評定点の減点は、5点を減点する。

(12) 技術提案等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

18 現場代理人の兼務について (予定価格 4,000 万円 (税込) 未満の場合又は隣接現場などの場合)

(1) 本工事の受注者は、本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼務するときは、あらかじめ書面 (様式 2) により届け出なければならない。この場合において、受注者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。

(2) 兼務に当たっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。

(3) 作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となるときは、連絡員が当該現場に常駐しなければならない。

(4) 兼務に係る工事について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生、その他現場体制の不備が生じた場合は、その後の、当該受注者に係る農林水産部及び土木部並びに企業局発注工事においては原則として兼務を認めない。

19 債務負担行為に係る契約の特記事項

(1) 債務負担行為に係る契約の特則

建設工事請負契約書 (茨城県建設工事執行規則 (昭和 43 年 10 月 1 日茨城県規則第 69 号) 第 8 条第 1 項に規

定) 第 39 条関係

各会計年度における請負代金の支払の限度額

年度 %

年度 %

(割合は、請負代金総額に対するもの)

(2) 債務負担行為に係る契約の前払金の特則

建設工事請負契約書第 40 条関係

①前払金の算定方式

契約会計年度分＝(当該年度の出来高予定額) × (前払金の割合)

翌会計年度分 ＝(当該年度の出来高予定額) × (前払金の割合)

(前払金の割合)

4 割以内

②本工事においては、契約会計年度に翌会計年度分の前払金相当分を含めて支払を請求することができるものとする。

20 成果品の電子納品について

- (1) 完成図 (JWW 形式)、工事写真 (JPEG 形式) 等を収録した CD-R については、必ずウイルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、新しいウィルスに対応できるものを導入し、常に最新の状態を保ち、最新のウィルスパターンファイルの更新を行うものとする。
- (3) ウィルスチェックは、ウィルス存在の有無の確認、駆除を確実にを行うために、電子媒体に格納前のハードディスク上の電子成果品、電子成果品格納後の電子媒体で、計 2 回行うようにすること。
- (4) CD-R のレーベル面には下記の項目を直接印字すること (油性ペンによる手書きも可とする)。

記載項目	記載例
工事番号	第〇〇-〇〇-〇〇〇-〇-〇〇〇号
工事名	〇〇高校〇〇改修工事
作成年月	令和〇〇年〇〇月
発注者名	茨城県知事 〇〇 〇〇
受注者名	(株)〇〇建設
ウイルスチェックに関する情報	ウイルス対策ソフト名 : 〇〇〇 ウィルスパターンファイル : 令和〇〇年〇〇月〇〇日版 チ ェ ッ ク 年 月 日 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日
フォーマット形式	フォーマット形式 : Joliet

21 ゴム製品等の品質確認等

- (1) 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下「ゴム製品等」という。)を用いる場合には、ゴム製品等に対して第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本金・人事面で関係がない者)による品質証明書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

製品及び材料名(代表的なゴム製品等の例)	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね 建築免震ゴム
芝保護材	スーパーガードU

落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め（ガードコーン） 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	ゴムシート防水 ウレタン塗膜防水 FRP防水 トーチ工法

(2) 必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名計測項目	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化試験熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

(3) (1)により第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

2.2 週休2日制促進工事（発注者指定型）

- (1) 本工事は、「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」（以下、本条及び次条において「要領」という。）第5条第1項（1）に基づく発注者指定型の週休2日制促進工事である。なお、この要領は、茨城県土木部検査指導課のホームページから入手できる。
- (2) 受注者は、要領第2条第1項に規定する週休2日制（完全週休2日制又は4週8休制いずれか）での施工にあたり、要領第6条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制の場合は、月単位で28.5%（2／7）以上の日数を現場閉所日とすること。（2／7未満または2／7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程を定めた結果、契約工期限内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- (3) 受注者の都合により要領第6条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。4週8休制の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
- (4) 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得たうえで実施することとし、様式3により作成した関係者確認書の写しを工事着手日までに監督員に提出すること。
- (5) 受注者は、週休2日制で施工することについて、設置する工事看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- (6) 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること）。
 - ① 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
 - ② 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）
 - ③ 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制のみ、①、②に基づき現場閉所日を集計した資料等）

- (7) 本工事においては、予定価格の算定にあたり、週休2日制（4週8休以上）を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しているが、週休2日制での施工を達成できなかった場合は、当該補正を解除（設計変更減）し、現場閉所日確保率に応じて決定する。なお、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）」（茨城県土木部営繕課のホームページにて公表）による。
- (8) 工事成績評定においては、休暇の拡大に向けた取組について評価する。

2.3 週休2日制促進工事（受注者希望型）

- (1) 本工事は、要領第5条第1項（2）に基づく受注者希望型の週休2日制促進工事である。
- (2) 週休2日制に取組む場合は、受注者の希望に基づき、要領第3条に定める完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- (3) 前項により、要領第2条第1項に規定する週休2日制での施工をすることとなった受注者（以下、本条において「受注者」という。）は、週休2日制での施工にあたり、要領第6条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制の場合は、月単位で28.5%（2／7）の日数を現場閉所日とすること。（2／7未満または2／7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- (4) 受注者は、週休2日制による施工について、下請企業等の理解を得たうえで実施することとし、様式3により作成した関係者確認書の写しを工事着手までに監督員に提出すること。
- (5) 受注者の都合により、要領第3条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。4週8休制の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
- (6) 受注者は、週休2日制で施工することについて、設置する工事看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- (7) 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること）。
- ① 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
 - ② 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）
 - ③ 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制のみ、①、②に基づき現場閉所日を集計した資料等）
- (8) 発注者は、以下の区分A～Cまでの現場閉所日確保率に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日、日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）」（茨城県土木部営繕課のホームページにて公表）による。
- なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

	【区分A】 75.0%以上87.5%未満 (4週6休以上4週7休未満)	【区分B】 87.5%以上100%未満 (4週7休以上4週8休未満)	【区分C】 100%以上 (4週8休以上)
現場閉所日確保率			
補正係数	1.01	1.03	1.05

(9) 工事成績評価においては、休暇の拡大に向けた取組について評価する。

2.4 快適トイレ普及促進工事

(1) 本工事は、「茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」（以下、本条において「要領」という。）に基づく快適トイレ普及促進工事である。なお、この要領は、茨城県土木部検査指導課のホームページから入手できる。

(2) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、以下の①～⑪の仕様を満たすものを1基（男女が現場で働く場合は、男女別で各1基）設置するものとする。なお、⑫～⑰の仕様については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗（し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場等）

(3) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、設置を予定する快適トイレが第2項の①～⑪の仕様を満たすことを示す資料（カタログ等）を添付のうえ、監督員と設置について協議するものとする。

(4) 快適トイレの費用（初期費、リース料）については、当初発注時には積算計上していないが、協議により設置が決定した場合は、設計変更する。なお、受注者は、設計変更のための資料として、第2項の①～⑪の仕様を満たすことを示す資料（カタログ等）を添付のうえ、快適トイレの設置に要した費用（初期費、リース料等）に係る実際の支出動態のわかる資料を監督員に提出することとする。

(5) 工事成績評価においては、快適トイレ設置を通じた現場環境改善に向けた取組について評価する。

(6) その他詳細については、要領を参照すること。

2.5 専任を要する工事（特定JVを除く。）における主任技術者の兼務

(1) 本工事の主任技術者は、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合、他の工事の主任技術者を兼務することができる。契約後に他の工事の主任技術者を兼務するときは、速やかに「主任技術者の兼務届」（様式4）により届け出なければならない。

(2) 前項の建設業法施行令第27条第2項に該当する場合とは、下記のすべてに該当するものとする。

- ① 兼務する工事のうちいずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内であること

- ② 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと
 - ③ 建設業法に規定する経営業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者でないこと
 - ④ 本工事、兼務する工事又は他の工事の現場代理人でないこと
- (3) 兼務にあたっては、主任技術者は、一方の現場に偏ることなく適切に技術上の指導監督の職務を行わなければならない。

2 6 情報共有システム対象工事（発注者指定型）

- (1) 本工事は、「営繕工事における情報共有システム実施要領」（令和5年4月 茨城県土木部営繕課）（本条及び次条において「要領」という。）第3条第1項第1号に基づく情報共有システムの対象工事（発注者指定型）である。
- (2) 実施にあたっては、要領に基づくものとする。この要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。
- (3) 活用する情報共有システムは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」（以下「機能要求」という。）を満たすシステムから受発注者協議により決定する。なお、茨城県土木部営繕課では、令和5年度から令和6年度までの期間において、使用するシステムの推奨事業者を（株）現場サポートとしている。ただし、機能要求を満たすシステムであれば、推奨事業者以外が提供する情報共有システムの使用を妨げるものではない。
- (4) 情報共有システムで対象とする工事帳票は、要領 別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。なお、別紙1の取扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。
- (5) やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により対象工事から除外することができるものとする。

2 7 情報共有システム対象工事（受注者希望型）

- (1) 本工事は、要領第3条第1項第2号に基づき、受注者の希望により情報共有システムを活用することができる工事（受注者希望型）である。
- (2) 情報共有システムの活用は、受注者の希望に基づき受発注者協議とする。
- (3) 実施にあたっては、要領に基づくものとする。この要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。
- (4) 活用する情報共有システムは機能要求を満たすシステムから受発注者協議により決定する。なお、茨城県土木部営繕課では、令和5年度から令和6年度までの期間において、使用するシステムの推奨事業者を（株）現場サポートとしている。ただし、機能要求を満たすシステムであれば、推奨事業者以外が提供する情報共有システムの使用を妨げるものではない。
- (5) 情報共有システムで対象とする工事帳票は、要領 別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。なお、別紙1の取扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。
- (6) 情報共有システムの利用については、契約後、受注者から支出実績を証する資料が提出され、契約金額の変更の求めがあった場合、支出実績に応じた金額を共通仮設費に積上げ計上（現場管理費率及び一般管理費等率の計上は対象外）し、変更契約を行うものとする。

2 8 建設キャリアアップシステム活用工事

- (1) 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」（茨城県土木部）に基づく受注者希望型の工事である。
- (2) 建設キャリアアップシステム活用工事の実施は、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定する。受注者は、契約の締結後、CCUS 活用の希望の有無を工事打合せ簿により発注者と協議すること。
- (3) (2)の規定に基づき建設キャリアアップシステム活用工事の実施が決定した場合は、「建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」（茨城県土木部）に基づき行うものとする。なお、この要領は、茨城県土木部検査指導課のホームページから入手できる。

2 9 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（発注者指定型）

- (1) 本工事は、「茨城県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」（令和4年11月 茨城県土木部営繕課（以下、本条及び次条において「要領」という。））に基づく発注者指定型の遠隔臨場の試行工事である。
- (2) 本工事では、原則として遠隔臨場を活用するものとし、要領に基づき試行を行うものとする。要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。
- (3) 本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、要領に基づき、監督員と協議し決定するものとする。
- (4) 発注者から本試行工事に関するアンケートの協力依頼があった際は、協力するものとする。
- (5) 本試行に係る費用は、全額を現場管理費の積上げ計上により設計変更を行う。（ただし、一般管理費等の対象外）なお、従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費等として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる最低限の費用を計上するものとする。

30 建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（受注者希望型）

- (1) 本工事は、要領に基づく受注者希望型の遠隔臨場の試行工事である。
- (2) 遠隔臨場の試行は、受注者の希望に基づき、受発注者協議により決定する。
- (3) 2項の規定に基づき遠隔臨場の試行が決定した場合は、要領に基づき試行を行うものとする。要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。
- (4) 2項の規定に基づき遠隔臨場の試行が決定した場合は、本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、要領に基づき、監督員と協議し決定するものとする。
- (5) 発注者から本試行工事に関するアンケートの協力依頼があった際は、協力するものとする。
- (6) 本試行に係る費用は、その効果が受発注者共に期待される場合に限り発注者がその費用を負担する。

31 余裕期間の設定

- (1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
- (2) 余裕期間は、本工事の契約日の翌日から、工期の始期日の前日までの期間とする。
- (3) コリンズ（CORINS）に登録する工期、技術者等の従事期間は、契約工期を基本とし、前項の余裕期間は含めないこと。
- (4) 第2項の余裕期間における現場代理人等の取り扱いは、以下のとおりとする。
 - ① 現場代理人、主任（監理）技術者等の配置は要しない。
 - ② 現場に搬入しない資材等の準備を受注者の責において行うことは可能とするが、現場への資材搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

32 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するために保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

33 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、腰ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

34 工事写真の撮影及び整理について

本工事の写真の撮影及び整理は、「営繕工事写真撮影要領」（令和元年6月11日 茨城県土木部営繕課作

成（以下、本条において「要領」という。））による。この要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。

3 5 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

- （１）本工事の写真の撮影及び整理にあたり、電子黒板の使用を希望する場合は、工事打合せ書等により協議し、使用する機器・ソフトウェア等について監督員の承諾を得ること。
- （２）電子黒板の使用については、「営繕工事における黒板情報電子化の運用について」（令和５年４月１日 茨城県土木部営繕課（以下、本条において「運用」という。））による。この運用は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。

3 6 共通費実態調査への協力

本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「共通費実態調査」の対象工事である。なお、調査票は、以下に掲載している。

※URL : https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html

建設発生土搬出のお知らせ

年 月 日

殿

会 社 名 :
現 場 代 理 人 名 :

下記のとおり、貴市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督職員又は担当者名	
連 絡 先	
工 事 受 注 者 名	
担 当 者 名 ・ 連 絡 先	
建 設 発 生 土 の 運 搬 業 者	
建 設 発 生 土 の 受 入 先 名 等	
住 所	
建 設 発 生 土 の 運 搬 経 路	(別添図面のとおり)
建 設 発 生 土 の 搬 出 時 期	
建 設 発 生 土 の 土 質 ・ 土 量	土質： 土量： m ³

本様式は、建設発生土を 100 m³以上搬出する場合用いる。

年 月 日		
現場代理人の兼務届け		
茨城県立中央病院長 殿		
受注者名		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
現 場 代 理 人	氏名	連絡先
連 絡 員	氏名	連絡先
	氏名	連絡先
上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。 なお、両工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理等に留意します。		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
発 注 機 関		
監 督 員 職 氏 名	氏名	連絡先
連 絡 員	氏名	連絡先
	氏名	連絡先

※添付書類：上記 2 工事に係る位置図、工程表

週休 2 日制での施工に関する関係者確認書

工事名：

取組形式：(完全週休2日制 又は 4週8休制 を記載)

受注者（元請け企業）確認事項

- 1 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、週休2日制で施工することについて十分説明したうえ、理解を得ております(今後、追加がある場合も同様にします)。
- 2 下請け企業(1次)に対し、週休2日制での施工について十分な説明を行い、賛同を得たうえで契約を締結しております(今後、追加がある場合も同様とします)。

令和 年 月 日

受注者名

代表者名

印

1 次下請け企業等確認事項 (施工体制台帳に記載される全ての下請負人(一次)が対象)

- 1 元請け企業から、週休2日制での施工について十分な説明を受けた上、その趣旨に賛同し、契約を締結しております(今後、追加がある場合も同様にします)。
- 2 本工事に係る予定の当社所属作業員に対し、週休2日制での施工について十分説明したうえ、理解を得ております(今後、追加がある場合も同様とします)。
- 3 下請け企業(2次)に対し、週休2日制での施工について十分な説明を行い、賛同を得たうえで契約を締結しております(今後、追加がある場合も同様とします)。

令和 年 月 日

1 次下請け企業名

代表者名

印

令和 年 月 日

1 次下請け企業名

代表者名

印

令和 年 月 日

1 次下請け企業名

代表者名

印

※この確認書の原本は、受注者(元請け企業)が保管すること。

※受注者(元請け企業)は、この確認書の写しを1次下請け企業に交付するとともに、監督員に対しても工事着手までに提出すること。

年 月 日

主任技術者の兼務届

茨城県立中央病院長 殿

届出者名

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
主 任 技 術 者	氏名	連絡先
上記工事の主任技術者は、下記工事の主任技術者と兼務します。 届出を行うに際し、該当する主任技術者が下記の条件を満たしていること、兼務について発注機関から承認を得ていることを誓約します。 (1) 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内であること (2) 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと (3) 建設業法に規定する<u>経營業務の管理責任者等</u>及び営業所の専任技術者でないこと (4) 本工事、兼務する工事又は他の工事の現場代理人でないこと		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
発 注 機 関		連絡先
監 督 員 職 氏 名		

注 1) 届出者名は、契約前に提出する場合には入札参加者名を、契約後に提出する場合には受注者名を記載すること

注 2) 契約前に提出する場合、工期の欄には想定される工期を、請負金額の欄には予定価格を記載すること

注 3) 兼務する工事に係る位置図、工程表を合わせて提出すること

注 4) 兼務する工事件数が 2 件より多い場合には適宜行を追加して記載すること